

1 地域福祉事業

保健福祉課

社会福祉法人の認可等・指導監査	所管課	—
		保健福祉課

目 的

社会福祉法人の設立や定款変更などの認可等事務及び法人運営に関する実地検査を実施することにより、法人の運営が関係法令に基づき適正に行われるよう指導・助言を行います。

事業内容

(1) 対象

主たる事務所が区内にあり、その行う事業が区の区域を越えない社会福祉法人
 ※地方分権改革により、平成25年4月に都道府県から基礎自治体へ権限移譲されました。

港区所轄の社会福祉法人（令和5年4月1日現在）
家庭授産奨励会 恩賜財団慶福育児会 東京聖ビンセンシオ・ア・パウロ会 港区社会福祉協議会 港福会

(2) 事務の内容

認可等事務	指導監査事務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の認可 ・ 定款変更の認可 ・ 解散の認可又は認定 ・ 清算人の届出受理 ・ 清算終了の届出受理 ・ 他の社会福祉法人との合併の認可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務・財産状況の報告徴収、検査、改善命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令 ・ 公益事業又は収益事業の停止命令 ・ 事業の概要等（現況報告）の受理

根拠法令等

社会福祉法
 社会福祉法人指導監査実施要綱
 港区社会福祉法人指導監査実施要領

開始時期

平成25年4月1日（東京都から権限移譲）

実績表

（単位：件）

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
認可等の件数	0	1	1	0	0
実地検査の件数	1	2	1	1	※ 3

※令和4年度実地検査実施対象（一般監査の実施周期は3箇年に1回）

家庭授産奨励会、東京聖ビンセンシオ・ア・パウロ会、港区社会福祉協議会

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

地域包括ケア推進事業 (1) 地域包括ケア推進会議	所管課	—
		保健福祉課

目 的

全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、港区ならではの地域包括ケアの推進に関する事項を協議するため、「港区地域包括ケア推進会議」を設置します。

事業内容

地域包括ケアの推進に向けた取組及び各分野相互の情報共有に関すること等について、区、学識経験者、医療及び福祉関係者等が協議します。

根拠法令等

港区地域包括ケア推進会議設置要綱

開始時期

平成 27 年 4 月

実績表

港区地域包括ケア推進会議実施状況

年度	30	元	2	3	4
区分					
開催回数(回)	2	2	2	2	2
委員数(人)	19	19	19	13	13

※令和 3 年度から、港区地域包括ケアシステム推進会議を港区地域包括ケア推進会議に名称変更しました。

港区地域包括ケア推進会議 在宅医療・介護連携推進部会実施状況

年度	30	元	2	3	4
区分					
開催回数(回)	2	3	2	2	3
委員数(人)	13	11	11	11	11

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

地域包括ケア推進事業 (2) 福祉総合窓口事業	所管課	—
		保健福祉課

目的

高齢、障害、生活困窮、保健、子どもや保育相談等の保健福祉分野にまたがる様々な課題に対応するため、総合支所を中心とした包括的支援体制を整備し、多様で複雑化した福祉課題に、より迅速に対応します。

事業内容

「福祉総合窓口」を各総合支所に設置し、区民等の福祉に関する悩みや課題に寄り添い、適切な支援につなげます。

また、専門職や福祉関係機関等との連携を強化し、分野を横断して包括的に支援します。

根拠法令等

港区福祉総合窓口事業実施要綱

開始時期

令和4年8月1日

実績表

福祉関係機関等連絡会の開催実績

区分 \ 年度	2	3	4
開催回数(回)	1	1	2
参加者数(人) ※延べ人数	20	19	51

※福祉総合窓口設置に向けた福祉関係機関のネットワーク構築をめぐって開始時期より先行して実施しました。

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 —	区負担 1 / 2	補助金名等	デジタル田園都市国家構想推進 交付金
---------------	--------------	----------	--------------	-------	-----------------------

地域包括ケア推進事業 (3) 在宅医療・療養等相談支援事業	所管課	—
		保健福祉課

目 的

港区内に居住する在宅療養者に対する在宅医療・療養等に関する相談支援事業の実施及び港区内において在宅医療・療養等を推進する基盤を整備することで、港区ならではの地域包括ケアの推進を図ります。

事業内容

- (1) 在宅療養に関する案内及び相談
- (2) 入退院又は安定した在宅療養体制に必要な各サービス提供主体との連携及び調整
- (3) 医療・介護連携の推進に向けた関係機関とのネットワークづくり
- (4) 港区内外の在宅医療・療養等の資源の情報収集及び発信

根拠法令等

港区在宅医療・療養等相談支援事業実施要綱

開始時期

平成29年4月

実績表

(1) 港区在宅療養相談センターの相談実績 (単位：人)

相談者数 \ 年度	30	元	2	3	4
東部	97	176	128	138	51
西部	255	158	100	120	31
センター	-	-	-	-	206
合計	352	334	228	258	288

(2) 港区地域連携連絡会の開催実績

区分 \ 年度	30	元	2	3	4	
東部	開催回数(回)	2	3	1	1	-
	参加者数(人)	25	35	12	12	-
西部	開催回数(回)	2	3	1	1	-
	参加者数(人)	22	30	12	10	-
センター	開催回数(回)	-	-	-	-	2
	参加者数(人)	-	-	-	-	46

※(1)、(2)令和4年7月1日に東部・西部在宅療養相談窓口は統合し、港区在宅療養相談センター（みなとパーク芝浦内）となりました。

※(2)港区在宅医療・療養・介護連携調整会議(東部、西部)は、令和4年度から、港区地域連携連絡会として開催しています。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
-----------------	----------	--------------	--------------	-------	---------------------

地域包括ケア推進事業 (4) 普及啓発	所管課	—
		保健福祉課

目 的

地域包括ケアの推進を図るため、普及啓発を行います。

事業内容

区民及び各関係機関等を対象に、医療・介護の内容を中心とした講演会等を開催します。

開始時期

平成 28 年 4 月

実績表

(1) 区民公開講座

(単位：人)

年度	テーマ	参加者数
30	フレイル予防について知ろう	75
	港区における地域包括ケアのあり方～区民とともに築く地域と生活～	78
元	在宅療養を知ろう～住み慣れた地域で暮らし続けるために～	35
	これからの港区の地域包括ケアシステムについて～安心して暮らし続けるために～	86
2		
3		
4	港区ならではの地域包括ケアの推進について～福祉総合窓口の活用を考えよう～	62

(2) 港区地域包括ケア研修会実施状況

※地域包括ケア運営委員会（港区医師会主催）により運営

(単位：人)

年度	テーマ	参加者数
30	がん緩和ケア～私らしく輝けるアピアランスケア～	116
	認知症～認知症の人の意思を支える～	132
	リハビリテーション～病院から在宅へのリハビリ～	115
元	リハビリテーション～退院前評価－医療と地域の意見交換～	123
	緩和ケアの最新事情～今、在宅でできることはなにか～	105
	港区で認知症になったとき～地域でどう支えるか～	127
2		
3	在宅・施設における感染対策～マスク越しでも最高の笑顔を届けるために～	151
	高齢者のポリファーマシーを考える	109
	地域で考える口腔ケア	84
4	互いが笑顔で良き時間を過ごすために～医療・介護現場でのハラスメント～	155
	内服管理が困難な患者さんへの多職種連携による包括ケア	136
	多職種でサポートしよう！オーラルフレイル予防	112

※(1)令和2年度及び令和3年度、(2)令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

成年後見制度利用促進事業	所管課	—
		保健福祉課

目 的

認知症、知的障害及び精神障害等により判断能力が十分でない人が地域において安心して生活を継続することができるよう、成年後見制度の理解と利用促進を図ります。

事業内容

港区及び港区社会福祉協議会が中核機関として、関係団体と権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の積極的な活用に向けた利用促進を図るための事業を実施します。

根拠法令等

- 港区成年後見制度利用促進事業実施要綱
- 港区成年後見制度申立経費助成事業実施要綱
- 港区成年後見人等報酬助成事業実施要綱
- 港区成年後見人等候補者推薦事業実施要綱
- 港区社会貢献型後見人等候補者養成事業実施要綱
- 港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱

開始時期

平成 31 年 4 月

実 績 表

(1) 制度利用に向けた相談支援（実施主体：港区社会福祉協議会）

（単位：件）

年度 区分	元	2	3	4
一般相談	2,332	3,463	3,181	3,643
専門相談	49	47	58	58
訪問相談	307	284	287	374
申立支援	1,217	1,574	1,391	1,547

(2) 親族後見人等の支援（実施主体：港区社会福祉協議会）

親族向け後見人講座

年度 区分	元	2	3	4
開催数（回）	2	1	2	2
参加者数（人） ※延べ人数	115	35	61	59

(3) 成年後見制度の周知啓発（実施主体：港区社会福祉協議会）

区民向け講演会

（単位：人）

年度	テーマ	参加者数
元	こんなときどうしますか？そのときに備える財産管理や遺言・相続のこと	46
	自分らしい終活とは？～遺言・相続・暮らしに関するミニ講座&相談会～	54
2	相続が大きく変わる！大切な人を守るための相続法改正のポイント	13
3	備えあれば憂いなし！自分らしいエンディング～明日から実践できる基礎知識～	17
	自分のことは自分で決める！人生の締めくり方	24
4	わたしのこれからについて	16
	将来に備える任意後見制度	22

(4) 成年後見人等への支援（実施主体：港区社会福祉協議会）

区分		年度			
		元	2	3	4
実務支援（件）		299	397	814	1,100
後見人等の連絡会 （座談会）	開催数（回）	3	3	3	3
	参加者数（人）	68	59	60	65

(5) 成年後見制度の経費助成

（単位：件）

区分	年度			
	元	2	3	4
成年後見制度申立経費助成	7	2	2	1
成年後見人等報酬助成	18	13	21	32

(6) 成年後見人等候補者の推薦

（単位：件）

区分	年度			
	元	2	3	4
成年後見人等候補者の推薦件数	59	77	73	63

(7) 社会貢献型後見人等候補者の養成（実施主体：港区社会福祉協議会）（単位：人）

区分	年度			
	元	2	3	4
社会貢献型後見人等候補者養成基礎講習修了者数	2	4	3	2
社会貢献型後見人等登録者数	13	13	15	16
社会貢献型後見人等受任者数	3	4	6	7

(8) 地域連携ネットワークの推進

区分	年度			
	元	2	3	4
港区成年後見制度利用促進協議会開催数（回）	2	2	2	2
参加団体数（団体）	14	14	14	14

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

福祉のまちづくり	所管課	—
		保健福祉課

目 的

障害者や高齢者などを含む全ての区民が、安全かつ快適に社会生活を営むことができる暮らしやすいまちになるよう、福祉のまちづくりの普及啓発を行っています。また、民間建築物設置者に対する整備指導を行っています。民間の建築物でも公共性の高いものについては、要綱に基づき整備費を補助しています。

事業内容

1 バリアフリーマップを通じた普及啓発

障害者、高齢者、乳幼児を連れた人等が安心して外出できるよう、区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレ等のバリアフリー設備情報をまとめた、「港区バリアフリーマップ」を港区ホームページで公開しています。パソコン、スマートフォン、携帯電話で利用ができ、それぞれ日本語版、英語版を用意しています。



(ホームページ

<https://www.city.minato.tokyo.jp/hofukukanri/kenko/fukushi/shogaisha/hibakusha/bf-townmap.html>)

2 福祉のまちづくり整備費補助金

区内に公共的施設等を有する施設設置者等が、区内の公共的施設等を港区福祉のまちづくり整備費補助金交付要綱に定める整備・改善をすることにより、多数の人の利用増進に資すると区長が認める整備（公共的施設等のうち、新設、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更をする特定都市施設を除く建築物）を行った場合、要した経費（土地の取得、造成等に要する経費を除く。）の一部を補助します。

(1) 港区福祉のまちづくり整備要綱第3条第1項の規定に基づき定める港区福祉のまちづくり整備指針に掲げる届出が必要となる整備項目のうち、1項目以上を、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに示す整備基準の遵守基準に適合して整備し、又は改善する事業

(2) 小規模建築物においては、(1)の事業に加えて次のいずれかに掲げる事業

- ① 和式便所の洋式化及び手すりの設置
- ② 出入口の段差解消
- ③ 出入口自動扉の設置

※整備要綱の対象となる建築物の事前協議など、東京都福祉のまちづくり条例及び港区福祉のまちづくり整備要綱に基づく事務を、街づくり支援部建築課に事務委任しています。

※令和4年度から、補助金交付対象者と対象事業を拡大しました。

根拠法令等

- 港区福祉のまちづくり整備要綱
- 港区福祉のまちづくり整備指針
- 港区福祉のまちづくり整備費補助金交付要綱
- 東京都福祉のまちづくり条例

開始時期

- 昭和 40 年 8 月
- 平成 3 年 4 月 福祉のまちづくり整備費補助金
- 平成 14 年 3 月 バリアフリータウンマップ（平成 29 年 3 月廃止）
- 平成 29 年 4 月 バリアフリーマップ

実績表

港区バリアフリーマップアクセス数 (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
区分					
総アクセス数	56,537	71,878	36,060	32,718	26,298

福祉のまちづくり整備費補助金

年度	30	元	2	3	4
区分					
補助件数（件）	0	0	0	1	0
補助金額（円）	0	0	0	3,505,000	0

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

民生委員・児童委員の支援	所管課	各総合支所区民課
		保健福祉課

目 的

日頃から地域の中で、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行う民生委員・児童委員の活動を支援することで、社会福祉の増進を図ります。

事業内容

社会福祉の増進を図るため、以下に掲げる活動を行う民生委員・児童委員を支援しています。

(1) 民生委員・児童委員（任期3年）

民生委員・児童委員は、地域における社会福祉の推進役、コーディネーター役として、厚生労働大臣からの委嘱を受け、活動しています。また、児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童や妊産婦の保護・援助などを行っています。民生委員・児童委員の中から、児童問題を専門に担当する主任児童委員が、厚生労働大臣から指名されています。

民生委員・児童委員は区域を担当し、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭などで社会的支援を必要とする人の相談を受け、必要な支援を行っています。このほか、適切な助言や行政機関・施設への橋渡しなどを行い、誰もが、いつでも、必要とする各種福祉制度を利用できるよう、お手伝いをしています。

主任児童委員は、区域を担当している委員と連携を図り、児童福祉機関との連絡・調整や支援を必要とする人の相談等を行っています。

(単位：人)

名称	定数	現員数
民生委員・児童委員	158	136
うち主任児童委員	10	10

※現員数は令和5年4月1日現在です。

(2) 民生委員推薦会（任期3年）

民生委員・児童委員候補者を決定し、都知事に推薦するための常設機関です。

定数は、区議会議員等の7つの分野から各2名（計14名）以内とし、区長が委嘱又は任命しています。

根拠法令等

民生委員法

民生委員法施行令

児童福祉法

港区民生委員推薦会設置要綱

開始時期

昭和21年9月12日

関係発行物

港区民児協だより「はなみずき」

活動状況

(単位：件)

区分		年度				
		30	元	2	3	4
内容別相談・支援件数	在宅福祉	154	102	60	130	104
	介護保険	51	49	28	41	35
	健康・保健医療	162	99	174	219	185
	子育て・母子保健	157	112	101	69	72
	子どもの地域生活	61	73	52	78	65
	子どもの教育・学校生活	104	149	143	99	147
	生活費	34	52	29	37	34
	年金・保険	3	2	1	5	0
	仕事	19	37	15	15	3
	家族関係	25	31	37	28	32
	住居	50	67	36	47	42
	生活環境	84	84	80	105	82
	日常的な支援	566	623	927	789	744
	その他	470	374	355	402	446
計	1,940	1,854	2,038	2,064	1,991	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	1,175	1,097	1,410	1,452	1,332
	障害者に関すること	149	111	72	50	64
	子どもに関すること	426	426	339	299	308
	その他	190	220	217	263	287
	計	1,940	1,854	2,038	2,064	1,991

(単位：件)

件数 その他の活動	調査・実態把握	4,719	4,312	264	639	2,619
	行事・事業・会議への参加・協力	4,438	4,146	1,266	1,573	2,584
	地域福祉活動・自主活動	2,851	2,922	1,877	3,024	3,159
	民児協運営・研修	4,776	4,786	3,944	4,331	4,514
	証明事務	269	255	158	145	284
	要保護児童の発見の通告・仲介	32	18	19	6	15

(単位：回)

回訪 回数	訪問・連絡活動	3,768	3,498	1,812	2,309	3,192
	その他	8,786	8,454	1,165	3,786	5,889

(単位：回)

回調連 数整絡	委員相互	6,533	7,098	7,554	8,362	7,309
	その他の関係機関	7,334	7,310	7,036	7,615	7,338

(単位：日)

活動日数（延日数）	17,881	17,516	13,931	15,508	16,547
-----------	--------	--------	--------	--------	--------

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 -	都負担 10/10	区負担 -	補助金名等	民生委員推薦会等に関する経費の都負担金 民生委員・児童委員及び民生委員協議会に関する経費の都負担金
---------------	----------	--------------	----------	-------	------------------------------------------------------

保護司の支援	所管課	—
		保健福祉課

目 的

犯罪を犯した人や非行に走った人たちの更生保護や、犯罪や非行の防止の相談・助言・指導を行う保護司の活動を支援することで、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。

事業内容

犯罪や非行のない明るい地域社会づくりの推進を図るため、以下に掲げる活動を行う保護司を支援しています。

(1) 保護司（任期2年）

犯罪や非行のない地域社会をつくるため、東京保護観察所と協力体制をとり、犯罪を犯した人の更生を助けるとともに、犯罪や非行の防止のための様々な啓発活動を行うなど地域社会の福祉に貢献しています。

（単位：人）

名称	定数	現員数
保護司	87	77

※現員数は令和5年4月1日現在です。

(2) 更生保護青少年相談

更生保護と青少年の健全育成に関する相談窓口を、港区保護司会の協力により開設しています。

日 時 原則月曜日から金曜日まで 午後1時～午後4時

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日までを除く。

場 所 港区更生保護青少年サポートルーム（港区赤坂4-18-13）

(3) 社会を明るくする運動

全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に展開される全国的な運動です。

港区では、区長を委員長とし、保護司会を中心に関係団体で「“社会を明るくする運動”港区推進委員会」（事務局：保健福祉課）を組織してこの運動を実施しています。毎年7、8月を強調月間とし、全区的な取組として、みなと区民の集い、青少年健全育成大会 in 六本木、作文コンテストを行っています。

また、区内5地区の地区推進委員会で行われる駅頭広報活動などの行事については、各総合支所協働推進課が支援しています。

根拠法令等

保護司法

更生保護法

“社会を明るくする運動” 港区推進委員会設置要綱

社会を明るくする運動推進委員会補助金交付要綱

港区更生保護青少年相談実施要綱

開始時期

昭和 28 年 3 月

関係発行物

港区保護司会会報「とうだい」

実績表

港区更生保護青少年サポートルームでの相談件数 (単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
件数	23 (3)	37 (5)	20 (1)	11 (0)	8 (1)

※ () は更生保護青少年相談件数です。

社会を明るくする運動推進委員会への補助金 (単位：円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
補助金額	1,970,040	1,740,000	1,520,000	1,740,000	1,738,554

補助金等 有 ・ (無)				備考	
-----------------	--	--	--	----	--

赤十字事業の推進 (日本赤十字社東京都支部港区地区)	所管課	—
		保健福祉課

目 的

日本赤十字社東京都支部港区地区として、赤十字社の活動資金や災害等の義援金・救援金などの募金活動並びに赤十字奉仕団の活動を支援することで、世界の平和と人類の福祉に貢献します。

事業内容

(1) 活動資金募集(社資)

町会や自治会、赤十字奉仕団の協力を得て、赤十字の趣旨に理解をいただける人から、日本赤十字社の活動資金を募集しています。

(2) 義援金・救援金活動

日本国内外で発生した災害や紛争に際し、義援金・救援金の募金活動を行っています。

(3) 赤十字奉仕団

港区赤十字奉仕団は、愛宕・田町・麻布・赤坂・青山・高輪・高輪台・白金・白金西・台場の10分団から構成され、活動資金募集から高齢者施設での奉仕活動、救護・防災訓練や献血のPR及び奉仕活動と幅広いボランティア活動を展開しています。

港区では、区長を地区長とし、日本赤十字社東京都支部から委嘱を受け、赤十字奉仕団の活動を支援しています。

根拠法令等 日本赤十字社法

開始時期 明治10年5月

関係発行物 港区赤十字奉仕団だより

実績表

港区地区赤十字活動資金募集実績

(単位：円)

区分	年度	30	元	2	3	4
実	績	3,793,247	3,745,222	2,854,411	3,183,201	3,161,391

義援金・救援金活動

年度	30	元	2	3	4
募金名称	東日本大震災 中東人道危機 熊本地震 大阪府北部地震 米原市竜巻災害 平成30年7月豪雨災害 北海道胆振東部地震 その他	東日本大震災 中東人道危機 熊本地震 平成30年7月豪雨災害 北海道胆振東部地震 令和元年8月豪雨災害 台風15号災害 台風19号災害 その他	東日本大震災 中東人道危機 熊本地震 平成30年7月豪雨災害 台風19号災害 令和2年7月豪雨災害 令和3年2月福島県沖地震 その他	ウクライナ人道危機 中東人道危機 トンガ大洋州噴火津波 令和2年7月豪雨災害 令和3年8月豪雨災害 令和4年3月福島県沖地震災害 その他	ウクライナ人道危機 中東人道危機 令和4年7月大雨災害 令和4年8月3日からの大雨災害 2022年パキスタン洪水 台風15号災害 2023年トルコ・シリア地震 その他

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

献血事業の推進	所管課	—
		保健福祉課

目 的

日本赤十字社東京都赤十字血液センターと協力し、献血事業を通して良質な輸血用血液の確保を図ります。

事業内容

(1) 区有施設における献血

日本赤十字社東京都赤十字血液センターからの依頼を受け、各区有施設において随時献血を実施しています。

(2) 広報活動

広報みなど、SNS、港区ホームページ及び庁舎内でポスターを掲示し、献血に係る広報活動を実施しています。

開始時期

昭和 55 年 1 月 7 日

実績表

区有施設における献血

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
実 施 日	7 月 30 日 1 月 18 日	7 月 4 日 1 月 17 日	7 月 30 日 1 月 26 日 2 月 8 日 (※1) 3 月 18 日 (※2)	7 月 7 日 10 月 3 日 (※3) 10 月 16 日 (※2) 1 月 17 日 2 月 27 日 (※3) 3 月 19 日 (※2)	5 月 16 日 7 月 24 日 (※2) 9 月 21 日 10 月 29 日 (※3) 12 月 11 日 (※2) 1 月 24 日
実 施 会 場	※1 赤坂地区総合支所 ※2 芝浦港南地区総合支所 ※3 港南緑水公園 無印 港区役所				
献 血 者 数 (人)	133 (152)	145 (165)	202 (223)	266 (317)	259 (284)

※ () は申込者数です。

※新型コロナウイルス感染拡大による献血協力者数減少のため、令和 2 年度から実施会場を追加しました。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

公衆浴場確保事業	所管課	—
		保健福祉課
<p>目 的 公衆浴場を確保し、区民の清潔で健やかな暮らしを確保するとともに、区民相互の交流を促進します。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 民間公衆浴場の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公衆浴場設備改修に要する経費の一部助成事業 ② 公衆浴場改修資金、整備資金及び多角経営化資金融資に対する利子補助事業 ③ 経営費及び燃料費の一部助成事業 ④ 公衆浴場の改築又は改修経費の一部助成事業 <p>(2) 港区立公衆浴場「ふれあいの湯」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用時間：午後3時～午後11時。ただし、日曜及び祝日は午後2時～午後11時 ② 使用料：大人 520円、中人（6才～11才）200円、小人（6才未満）100円 <ul style="list-style-type: none"> ・大人1人につき同伴の小人2人まで無料（平成12年6月1日開始） ・毎月5日、中人・小人無料（平成12年6月1日開始） ・中学生料金を300円に割引（平成14年6月15日開始） ③ 休業日：・月曜日。ただし、1月2日、1月5日、5月5日が月曜日に当たるとき及び9月の第3月曜日はその翌日 <ul style="list-style-type: none"> ・1月1日、1月3日、1月4日 <p>(3) イベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年始湯の開業（1月2日又は1月3日） ② 児童無料開放デー事業（5月5日、小学生以下と同伴の家族2人まで無料） ③ 高齢者無料開放デー事業（9月の第3月曜日、65歳以上無料） ④ 区民無料開放デー事業（年4回） ⑤ 健康入浴推進事業（健康をテーマにしたイベント実施、年6回、参加無料） <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 港区立公衆浴場条例 港区立公衆浴場条例施行規則 港区公衆浴場融資利子補助規則 港区公衆浴場確保事業補助金交付要綱 港区公衆浴場事業費補助金交付要綱 港区公衆浴場営業経費補助金交付要綱 港区公衆浴場緊急経営助成補助金交付要綱 港区健康増進型公衆浴場改築等支援補助要綱 <p>開始時期 昭和50年4月1日</p>		

実績表

港区浴場数

(単位：軒)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
浴場数	4	4	4	4	4

港区公衆浴場一覧

(令和5年4月1日現在)

浴場名	所在地	電話番号
アクアガーデン 三越湯	〒108-0072 白金5-12-16	3441-9576
麻布黒美水温泉 竹の湯	〒106-0047 南麻布1-15-12	3453-1446
南青山 清水湯	〒107-0062 南青山3-12-3	3401-4404
(港区立) ふれあいの湯	〒105-0014 芝2-2-18	5442-2639

区立公衆浴場利用者数

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
ふれあいの湯利用者数 (無料入浴デー利用者数を含む。)	46,625	45,440	33,857	35,871	38,820

港区公衆浴場への補助金

(単位：円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
補助金額	17,108,072	15,705,747	19,001,740	14,633,863	17,736,859

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に係る区内公衆浴場への緊急支援を実施しました。

※令和4年度は、電気料金及びガス料金の高騰に伴い、区内公衆浴場への緊急支援を実施しました。

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
-----------------------------------------------	--	--	--	----	--

社会福祉協議会の運営支援	所管課	—
		保健福祉課

目 的

社会福祉法人港区社会福祉協議会を支援することで、港区における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉を推進します。

事業内容

地域福祉の推進を図るため、以下に掲げる事業を行う社会福祉協議会に対し補助金を交付し、その活動を支援しています。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業等

根拠法令等

社会福祉法
社会福祉法人港区社会福祉協議会に対する補助金交付要綱

開始時期

昭和28年10月17日設立
昭和39年1月27日法人認可

関係発行物

港社協の事業概要（年1回発行）
広報紙「みなと社協」（年6回発行）
ボランティア情報（年12回発行）・ボランティア情報別冊（年1回発行）
社協案内パンフレット「活動する港社協」（年1回発行）

実績表

（単位：円）

年度 区分	30	元	2	3	4
補助金額	171,834,166	165,753,011	148,856,478	153,355,549	164,486,151

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

〒106-0032 港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2F
電話 6230-0280

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金
	国負担 1 / 2	都負担 —	区負担 1 / 2	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

シルバー人材センターの運営支援	所管課	—
		保健福祉課

目 的

公益社団法人港区シルバー人材センターの運営を支援することで、60歳以上の高齢者の就業機会の確保や生きがいづくりを推進します。

事業内容

(1) 運営経費の補助

活動の育成と充実を図るため、シルバー人材センターの運営などに要する経費の一部を助成しています。

(2) 発注の促進

高齢者の就業機会の確保のため、庁内において政策目的随意契約等を活用し、発注の促進のための取組を行っています。

根拠法令等

高齢者等の雇用の安定等に関する法律

公益社団法人港区シルバー人材センター補助金交付要綱

開始時期及び沿革

- ・昭和53年10月31日 港区高齢者事業団として発足（事務局：芝公園福祉会館内）
- ・昭和55年12月1日 社団法人化・（社）シルバー人材センター港区高齢者事業団と名称を変更
- ・平成3年4月1日 （社）港区シルバー人材センターと名称を変更（事務局：ゆうあい南麻布内）
- ・平成23年4月1日 公益社団法人に移行・（公社）港区シルバー人材センターと名称を変更

関係発行物

センター広報誌「みなとシルバーニュース」（年3回発行）

会員向け情報紙「事務局だより」（月1回発行）

実績表

（公社）港区シルバー人材センター事業実績

① 会員数・就業実人員・就業率の推移

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
会 員 数 (人)	1,665	1,676	1,686	1,702	1,777
就 業 実 人 員 (人)	1,243	1,340	1,397	1,350	1,528
就 業 率 (%)	74.7	79.9	82.9	79.3	86.0

② 請負契約における事業実績

年度		30	元	2	3	4
区分						
契約件数(件)		7,248	6,897	5,921	6,470	6,570
就業人員 (人)	延実人員	27,721	25,732	22,596	24,774	24,939
	延日人員	150,359	131,686	121,131	132,775	135,594
契約金 (円)	配分金	657,460,086	550,224,703	495,523,975	547,089,271	564,867,415
	材料費	23,680,302	23,128,952	24,674,303	30,021,430	27,991,519
	事務費	72,769,018	65,078,099	65,964,698	70,373,246	78,593,749
	計	753,909,406	638,431,754	586,162,976	647,483,947	671,452,683

③ シルバー派遣事業における事業実績

年度		30	元	2	3	4
区分						
派遣労働登録会員数(人)		346	405	438	471	521
契約件数(件)		103	166	133	145	179
就業延人員(人日)		5,488	18,745	15,961	17,698	18,274
契約金額(円)		38,220,628	137,906,200	115,632,474	126,304,642	133,895,959

(公社) 港区シルバー人材センターへの補助金

(単位:円)

年度		30	元	2	3	4
区分						
補助金額		86,829,000	93,605,000	91,793,000	92,676,850	94,576,000

公益社団法人 港区シルバー人材センター

〒106-0047 港区南麻布1-5-26 ゆうあい南麻布3F 電話 5232-9681

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 ランク別	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	東京都シルバー人材センター事 業補助金
---------------	----------	-------------	-----------------	-------	------------------------

老人クラブ及び老人クラブ連合会の支援	所管課	各総合支所協働推進課
		保健福祉課

目 的

社会奉仕活動・健康を増進する活動・いきがいを高める活動などを行っている老人クラブ及び老人クラブ連合会を支援することで、高齢期の生活を豊かなものとする事及びいきいきとした高齢社会の実現をめざします。

事業内容

港区老人クラブ連合会に対して、健康づくり事業などに補助金を交付しています。
また、各地区老人クラブの育成・助成については、各総合支所協働推進課が支援しています。

港区老人クラブ連合会の主な活動

- ・映画鑑賞会／カラオケ大会／芸能大会／ほのぼの作品展
- ・「社会奉仕の日」の清掃活動／赤い羽根共同募金運動の実施
- ・グラウンドゴルフ大会／ボッチャ大会／棒体操・軽体操／輪投げ大会

根拠法令等

老人福祉法
港区老人クラブ活動助成要綱
港区老人クラブ連合会補助金交付要綱

開始時期

昭和 55 年 4 月 1 日

実績表

老人クラブ数及び会員数

区分	年度	元	2	3	4	5
	老人クラブ数(クラブ)		52	49	48	47
会員数(人)		2,561	2,443	2,319	2,207	2,073

※各年度4月1日現在の数値です。

助成金額及び補助金額

(単位：円)

区分	年度	元	2	3	4
	老人クラブ活動助成金額	30	16,075,701	12,692,418	12,569,750
老人クラブ連合会補助金額		5,486,463	2,683,496	2,559,144	4,566,277

補助金等 (有) ・ 無	国負担 -	都負担 2/3	区負担 1/3	補助金名等	老人クラブ助成事業補助金
-----------------	----------	------------	------------	-------	--------------

2 高齢者福祉

以下の事業については複数課に共通するため、該当ページにまとめて掲載しています。

コミュニティバス乗車券の発行	403 ページ
高齢者事業者方式救急通報システム	405 ページ
高齢者徘徊探索支援	407 ページ
高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	408 ページ
高齢者寝具乾燥等消毒	410 ページ
高齢者福祉キャブ	411 ページ
緊急移送サービス利用助成事業	413 ページ
高齢者福祉理美容サービス	414 ページ
高齢者配食サービス	415 ページ
無料入浴券の給付	417 ページ
高齢者施設等におけるPCR検査に係る支援	419 ページ

高齢者支援課

高齢者福祉相談	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

老人福祉法に基づき、福祉事務所は高齢者の福祉に関する実情の把握に努めると同時に、相談者への必要な情報の提供や相談に応じ、必要な調査・指導とともに、これらに付随する業務を行うことにより、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図ります。

事業内容

老人福祉指導主事及び地区担当員が、養護、特別養護、軽費、有料の各老人ホームへの入所、経済的事項、家庭的事項、医療・保健、職業等の各種相談に応じています。

根拠法令等

老人福祉法

開始時期

昭和 38 年 7 月

実績表

高齢者福祉相談状況

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
施設入所及び紹介	183	249	130	51	10
在宅福祉サービス	9,901	12,179	6,432	3,045	4,192
経済的事項	48	69	24	18	28
家庭的事項	42	83	85	44	89
医療・保健	168	100	45	88	44
その他	4,654	5,538	3,418	2,754	1,734
計	14,996	18,218	10,134	6,000	6,097

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
-----------------------------------------------	--	--	--	----	--

高齢者福祉サービスの広報	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者福祉サービスについて、広く区民に知ってもらい、サービス利用の促進を図ります。

事業内容

高齢者サービスに関する各種パンフレット、冊子などを作成し配布しています。

また、高齢者サービス、介護予防、高齢者の見守り、地域の支え合いの仕組みづくりについて、区民・団体等が自主的に行う学習会等に職員を講師として派遣しています。
(出前講座)

実績表

(1) 発行物

(単位：部)

名称	30年度	元	2	3	4	配布場所
高齢者サービスのご案内 「いきいき」	8,000	8,000	8,000	8,000	7,500	高齢者支援課 各総合支所 〔芝浦港南地区総合支所〕 〔台場分室を含む。〕 各高齢者相談センター※ 各いきいきプラザ
高齢者サービス一覧	12,000	12,000	20,500	14,000	12,000	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぷら) 他
広報みなど 高齢者サービス特集記事	120,000	120,000	98,000	85,000	79,000	新聞折り込み 自宅配送 各高齢者相談センター※ 各いきいきプラザ 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぷら) 他

※港区では地域包括支援センターの呼び名を「高齢者相談センター」としています。

(2) 出前講座

区分	30年度	元	2	3	4
実施回数(回)	2	0	0	0	1
参加人数(人)	35	0	0	0	9

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

いきいきプラザ・児童高齢者交流プラザ(あいがら)	所管課	各総合支所管理課 高齢者支援課
<p>目 的</p> <p>60歳以上の人の趣味やレクリエーション・学習活動の場、介護予防や健康づくりの場、区民の交流や地域活動の場として、いきいきプラザ17館、児童高齢者交流プラザ1館を設置しています。</p> <p>事業内容</p> <p>高齢者の憩い、交流の場として、敬老室などを開放しています。</p> <p>いきいきプラザには浴室を設置し、決められた日時に自由に利用できるようにしています。</p> <p>また、各種教室・事業、介護予防事業、さわやか体育祭、ほのぼの作品展、港区いきいきプラザスポーツウエルネス吹矢教室交流大会、外出事業、世代間交流事業などのほか、はり・マッサージサービス、会食サービスなど高齢者を対象とした事業を実施しています。</p> <p>このほか、区民の交流や自主的活動などの場として、集会室等の貸出しも行っています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>老人福祉法 老人福祉センター設置運営要綱 老人憩の家設置運営要綱 港区立いきいきプラザ条例・同施行規則 港区立いきいきプラザ運営要綱 港区立いきいきプラザ登録要綱 港区立いきいきプラザ事業実施要綱 港区立児童高齢者交流プラザ条例・同施行規則 港区立いきいきプラザ等地域訪問事業運営要綱 港区高齢者人材バンク事業運営要綱</p> <p>関係発行物</p> <p>港区立いきいきプラザ等施設案内</p>		

実績表

(1) いきいきプラザ利用実績

(単位：人)

年度		30	元	2	3	4
いきいきプラザ						
芝	三田	84,845	84,793	30,539	43,613	58,082
	神明	157,659	148,409	51,147	78,590	97,367
	虎ノ門 (とらトピア)	101,549	96,176	31,624	44,444	54,152
	小計	344,053	329,378	113,310	166,647	209,601
麻布	南麻布	52,655	44,931	18,061	23,770	25,773
	ありす	132,069	135,820	55,213	77,870	92,277
	麻布	17,689	16,224	7,611	9,497	10,340
	西麻布	61,628	60,501	36,488	41,633	50,566
	飯倉	30,461	29,512	16,816	23,050	27,212
	小計	294,502	286,988	134,189	175,820	206,168
赤坂	赤坂	22,369	21,358	10,691	14,003	16,931
	青山	70,566	68,378	39,815	51,741	57,582
	青南	23,805	22,340	14,843	17,772	19,591
	小計	116,740	112,076	65,349	83,516	94,104
高輪	豊岡	29,967	30,208	15,876	17,079	22,108
	高輪	51,294	47,339	23,146	30,043	34,793
	白金	42,146	40,096	23,922	32,045	34,852
	白金台	85,262	84,745	37,327	52,338	58,931
	小計	208,669	202,388	100,271	131,505	150,684
芝浦港南	港南 (ゆとりーむ)	111,534	105,632	55,188	76,826	85,431
合計		1,075,498	1,036,462	468,307	634,314	745,988

※敬老室等利用者数、集会室等貸室利用者数、各種教室・事業参加者数、喫茶その他諸室利用者数の合計です。

※神明（トレーニングルーム・トレーニングスペース）、虎ノ門（トレーニングルーム）、青山（体育館）、港南（アクアルーム・トレーニングルーム・浴室）は個人利用を含みます。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年5月31日まで施設利用を休止しました。また、令和3年1月9日から令和3年10月24日まで施設の開館時間を短縮しました。

(2) 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）利用実績

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
高齢者利用者数	14,421	13,595	6,433	8,337	9,894

※児童に関する事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照してください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年5月31日まで施設利用を休止しました。

補助金等 有 ・ ④無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

高齢者はり・マッサージサービス事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者に対し、はり・マッサージサービスを実施することにより、高齢者の健康保持を図ります。

事業内容

港区視覚障害者福祉協会に事業を委託して実施

(1) 対 象

65歳以上の区民

(2) 実施場所

各いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ

(3) 回 数

年間22回（同一実施場所にて連続2日間）

(4) 利用者負担

1回1,000円

根拠法令等

港区高齢者はり・マッサージサービス事業実施要綱

開始時期

昭和28年

実績表

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
利用者数	791	781	504	773	1,122

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

寿商品券等贈呈	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

多年にわたり社会の進展に尽くした高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いします。

事業内容

寿商品券（区内共通商品券）を贈呈します。また、100歳以上の人へ記念品・花束を贈呈します。

- (1) 対 象 9月15日現在、区内に住所を有する77歳（喜寿）、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、90歳（卒寿）、99歳（白寿）の人、100歳以上の人
- (2) 贈 呈 品 商品券 77歳…1万円、80歳…1万5千円、88歳…2万円、90歳…2万5千円、99歳…3万円
記念品・花束 100歳以上

- (3) 贈呈方法 8月下旬から敬老の日の頃にかけて、民生委員・児童委員などが本人にお届けします。

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全件郵送しました。

根拠法令等

港区寿商品券等贈呈要綱

開始時期

平成9年7月1日（100歳以上の人への贈呈については、平成18年4月から開始）

実績表

（単位：人）

年度 年齢	30	元	2	3	4
70（古希）	2,486	2,455	2,272	2,003	1,837
77（喜寿）	1,686	1,759	1,628	1,758	1,474
80（傘寿）	1,304	1,191	1,443	1,593	1,645
88（米寿）	727	709	850	840	803
90（卒寿）	560	582	602	600	694
99（白寿）	46	69	72	70	68
100歳以上	103	100	125	115	113
合 計	6,912	6,865	6,992	6,979	6,634

※高齢者人口の増加や健康寿命の延伸等により、70歳までの就労機会の確保が求められるなど、高齢者の社会的役割も大きく変化しており、他区の贈呈内容も踏まえ、令和5年度から「70歳（古希）」の人への贈呈を廃止することとしました。

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

100歳訪問	所管課	— 高齢者支援課																					
<p>目 的 100歳を迎える高齢者に敬意を表し、区長が訪問します。</p> <p>事業内容 対象者のうち、希望した人に区長が表敬訪問し記念品・花束を贈呈します。</p> <p>(1) 対 象 9月15日現在、区内に住所を有する100歳の人</p> <p>(2) 訪問時期 毎年9月15日前後 ※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言終了後の10月に実施しました。</p> <p>根拠法令等 港区寿商品券等贈呈要綱</p> <p>開始時期 平成5年4月</p> <p>実績表 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="199 1048 1369 1223"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象年齢到達者数</td> <td>43</td> <td>38</td> <td>47</td> <td>50</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>100歳区長訪問者数</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>						年度	30	元	2	3	4	対象年齢到達者数	43	38	47	50	53	100歳区長訪問者数	3	0	2	2	3
年度	30	元	2	3	4																		
対象年齢到達者数	43	38	47	50	53																		
100歳区長訪問者数	3	0	2	2	3																		
補助金等 有 ・ ④				備 考																			

長寿を祝う集い	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

区内在住の76歳以上の高齢者を対象に、その長寿と健康をお祝いします。

事業内容

10月に長寿を祝う集いを開催し、式典のほか、芸能人、老人クラブ会員による演芸を行います。

開始時期

昭和41年

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
対象者数 (人)	21,903	22,451			23,756
参加者数 (人)	2,150	2,604			2,048
会場	東京プリンスホテル 鳳凰の間	東京プリンスホテル 鳳凰の間			東京プリンスホテル 鳳凰の間
芸能人名	芹洋子	マヒスターズ			宮路オサム ジュニア渚
老人クラブ出演数 (団体)	10	9			7
農産物等産直販売	いわき市	いわき市			いわき市

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

※令和4年度まで対象年齢を75歳以上としていましたが、令和5年度以降、2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は80歳以上の方を対象とします。

※令和4年度まで9月上旬に開催していましたが、近年の猛暑を考慮して、令和5年度以降、開催時期を10月に変更します。

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

老人保健福祉月間(みなとほほえみ月間)事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者のいきがいや外出機会の確保のため、区内民間事業者やボランティア団体等の協力を得て様々な行事を行い、高齢者が自らの生活向上に努める意欲を促します。

事業内容

- (1) 実施期間 毎年9月の1か月間
- (2) 対 象 60歳以上の区民
- (3) 実施内容 ミュージアム巡り、みなとほほえみコンサート、観劇特別鑑賞、東京国際映画祭プレイベント招待等

根拠法令等

老人福祉法

開始時期

平成13年9月

実績表

年度	事業	参加人数 (人)	協力事業者数 (団体)
30	・ミュージアム巡り ・みなとほほえみコンサート ・観劇特別鑑賞 ・東京国際映画祭プレイベント招待	312	5
元	・ミュージアム巡り ・みなとほほえみコンサート ・観劇特別鑑賞 ・東京国際映画祭プレイベント招待	270	5
2(※1)	・みなとほほえみコンサート ・観劇特別鑑賞	183	3
3(※2)	・ミュージアム巡り ・みなとほほえみコンサート ・観劇特別鑑賞	159	4
4(※3)	・ミュージアム巡り ・みなとほほえみコンサート	191	2

(※1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は、ミュージアム巡りと東京国際映画祭プレイベント招待を中止しました。

(※2)令和3年度から、東京国際映画祭プレイベント招待事業が廃止になりました。

(※3)令和4年度から、観劇特別観賞事業が廃止になりました。

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者単身世帯実態調査	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

ひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等を把握することによって、本人の緊急時などに備えます。

また、区における高齢者施策の基礎資料とします。

事業内容

区内の単身世帯（65歳以上）高齢者の実態を調査しています。

3年に一度、住民基本台帳上単身世帯（65歳以上）全員を調査対象とした全数調査を行い、続く2年間については、全数調査の結果を基に、当該年度の転入者等を含め、調査を行います。

(1) 調査内容 同居親族の有無、本人電話番号、緊急連絡先の名前・電話番号の記入及び聞き取り

(2) 調査対象 毎年4月1日現在、満65歳以上で住民基本台帳上単身世帯の人

(3) 調査方法 65歳以上75歳未満 郵送調査（各総合支所から郵送）

75歳以上 訪問調査（民生委員・児童委員等）

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全件郵送で調査を行いました。

※単身世帯のうち、施設職員による実態把握ができていない特別養護老人ホーム、ケアハウス等居住者は、特定住所として調査対象外です。

開始時期

昭和57年

実績表

ひとり暮らし高齢者数（実態調査） 毎年度1月1日現在（単位：人）（※1）

年度	区分	総数	内訳	
			男	女
30		7,538	1,915	5,623
元		7,297	1,832	5,465
2（全数調査）		8,583	2,210	6,373
3		8,403	2,157	6,246
4（※2）		8,097	2,087	6,010

（※1）令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により2月1日現在の数値となっています。

（※2）令和4年度ひとり暮らし高齢者数（地区別）の詳細については、参考資料（P434）を参照してください。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者デジタルデバインド解消事業	所管課	— 高齢者支援課
<p>目 的 スマートフォンを保有していない高齢者にスマートフォンの利便性を伝え、活用の機会を提供することで、スマートフォンの普及を進め、生活の質の向上や社会参加の促進に繋がります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) スマートフォン普及体験事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンを所有していない高齢者に対しスマートフォンを最大6か月間無料で貸出します。 ・操作方法や様々な活用方法を学ぶ講習会を開催します。 ・貸出期間中、相談できるコールセンターを設け、一人ひとりが使いこなせるよう支援します。 ・貸出期間終了後のスマートフォンの継続利用に向けた支援をします。 <p>① 対 象 次の条件を全て満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港区在住 ・65歳以上（年度末年齢） ・スマートフォンを保有していない ・講習会（全5回）に参加できる <p>② 利用者負担 無料</p> <p>(2) デジタル活用支援員の設置 令和3年6月から設置しているデジタル活用支援員を引続き、いきいきプラザ等に設置し、スマートフォン等のデジタル機器の操作方法の支援や相談を受付けます。</p> <p>① 設置場所 各地区1か所と台場地域の計6か所</p> <p>② 開設回数 各設置場所に原則週3回</p> <p>③ 開設時間 午前（9時～正午）又は午後（1時～5時）</p> <p>開始時期 令和4年4月</p>		

実績表

(1) スマートフォン普及体験事業 (単位：人)

年度	4	
開催期	第1期	第2期
参加者数※	212	115

第1期：令和4年8月～令和5年1月

第2期：令和5年1月～令和5年6月

※参加者数は、事業申込者のうち、講習会に参加し、端末貸出を受けた人の数

(2) デジタル活用支援員 (単位：件)

年度	4
相談件数	2,065

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 10/10	区負担割合 -	補助金名等	子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業
-----------------	------------	----------------	------------	-------	---------------------

高齢者会食サービス	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

ひとり暮らし等の高齢者に対し、高齢者会食サービス事業を実施することにより健康面からの在宅支援及び地域社会との交流を図ります。

事業内容

- (1) 対 象 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の人
- (2) 利用料金 1食 400円以内（生活保護受給者：1食 200円以内）
- (3) 内 容 週1回、各いきいきプラザ、台場高齢者在宅サービスセンター及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザにおいて、家庭的で栄養バランスの取れた食事を提供します。
また、月1回、栄養指導及び栄養相談を行います。

根拠法令等

港区高齢者会食サービス事業実施要綱

開始時期

平成18年4月1日

実績表

(単位 利用者数：人、延会食数：食)

年度 地区	30		元		2		3		4	
	利用者数	延会食数	利用者数	延会食数	利用者数	延会食数	利用者数	延会食数	利用者数	延会食数
芝	108	2,155	114	2,104						
麻布	114	2,060	123	2,151						
赤坂	57	1,020	56	909						
高輪	148	2,914	141	2,506						
芝浦港南	121	2,508	112	2,164						
計	548	10,657	546	9,834						

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度から令和4年度は、会食サービス事業を休止しました。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

介護予防総合センター（ラクっちゃ）	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

区民が、住み慣れた地域において、健康で自立した日常生活を営み続けることができるよう、介護予防に係る事業を総合的に推進します。

事 業 内 容

- (1) 介護予防に係る事業の調査、開発及び実施に関すること。
- (2) 介護予防に係る区民への継続的な支援に関すること。
- (3) 介護予防に係る団体及び関係機関との連携、交流その他必要な支援に関すること。
- (4) 介護予防に係る人材の育成及び支援に関すること。
- (5) 介護予防に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (6) センターの施設の利用に関すること。

根拠法令等

港区立介護予防総合センター条例
 港区立介護予防総合センター条例施行規則
 港区立介護予防総合センター運営要綱
 港区立介護予防総合センター利用登録要綱

開 始 時 期

平成 26 年 12 月 22 日

関 係 発 行 物

ラクっちゃ通信（季刊）

実 績 表

(1) 施設利用者数等 (各年度末現在)

区分	年度				
	30	元	2	3	4
利用者数（人）	50,788	50,138	29,276	42,932	53,722
個人登録数（人）	1,723	1,855	1,594	1,675	1,738
団体登録数（団体）	25	27	26	31	35
フリーマシ利用者数（人）	15,175	14,402	11,331	16,330	20,402
講演会、イベント等実施数（回）	312	280	185	360	434

(2) 各種教室実施状況

(単位 実施回数：回、延人数：人)

区分	年度	30	元	2	3	4
	颯爽ラクっちゃ体操	実施回数	36	36	22	43
	延人数	638	572	300	554	578
ラクっちゃコア	実施回数	36	36	28	32	36
	延人数	605	607	323	389	450
ハーマナイズ体想	実施回数	36	36	24	32	36
	延人数	542	582	259	394	370
ファンクショナルエクササイズ (※1)	実施回数	36	36	27	31	36
	延人数	584	512	336	382	432
ラクっちゃエアロビクス (※2)	実施回数	35	36		32	36
	延人数	611	574		410	430
はじめてのタロット占い (※3)	実施回数	36	24			
	延人数	502	351			
ラクっちゃフラダンス	実施回数	36	36	24	31	36
	延人数	653	538	294	390	448
はじめての英会話	実施回数	36	36	24	23	24
	延人数	565	416	200	203	192
はじめてのパソコン	実施回数	24	24	22	24	24
	延人数	380	347	155	312	189
はじめてのタブレット	実施回数	24	36	22	34	36
	延人数	361	512	247	337	310
ラクっちゃステップ (※3)	実施回数	36	36			
	延人数	515	493			
認知症予防のためのウォーキング	実施回数	24	24	12	7	12
	延人数	174	142	65	35	106
脳が目覚める大人のお絵かき (※3)	実施回数	12	12	11		
	延人数	195	189	68		
ラクっちゃヨガ	実施回数	36	36	29	33	36
	延人数	660	587	355	430	430
ラクっちゃマシントレーニング (※2)	実施回数		48		43	48
	延人数		305		179	198
はじめての中国語	実施回数			22	24	24
	延人数			136	221	179
認知症予防のための栄養講座	実施回数				23	24
	延人数				195	184
地域元気アップ健康づくり	実施回数				12	24
	延人数				71	111
ラクっちゃ男塾	実施回数				24	24
	延人数				186	225
スクエアステップ	実施回数					24
	延人数					281
自宅でオンラインエクササイズ (※4)	実施回数					96
	延人数					480

(※1)「ファンクショナルエクササイズ」は、令和3年度まで「ファンクショナルトレーニング」として実施しました。

(※2)令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

(※3)事業終了しました。

(※4)令和3年度は、一般介護予防事業の「みんなの教室」として実施しました。

補助金等
(有) ・ 無

国負担
-

都負担
10/10

区負担
-

補助金名等

介護予防・フレイル予防推進員配置事業
補助金
新しい日常における介護予防・フレイル
予防活動支援事業補助金

生活機能評価事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

要介護状態等になるおそれの高い虚弱な状態であると認められる 65 歳以上の人を早期発見し、介護予防事業につなげ、要介護状態等になることを予防します。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する介護保険法に規定する第 1 号被保険者（要支援者及び要介護者を除く。）

(2) 内 容

日常生活で必要となる生活機能の確認を行います。

生活機能の確認は、基本チェックリストで行い、必要に応じて検査等を行います。

根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

港区生活機能評価事業実施要領

開始時期

平成 28 年 4 月

実績表

(単位：人)

区分		年度				
		30	元	2	3	4
生活機能評価	生活機能評価受診者数	13,186	13,187	10,479	12,110	10,446
	生活機能の低下がみられた人	2,455	2,423	1,960	2,052	1,994

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 4	都負担 1 / 8	区負担 1 / 8	介護保険料 1 / 2	補助金名等	地域支援事業交付金
-----------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-------	-----------

介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型サービス)	所管課	ー 高齢者支援課
<p>目 的 生活機能の低下が認められる高齢者に対し、要介護状態等になることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対 象 要支援1・2の人。基本チェックリストの結果、生活機能の低下がみられた人(事業対象者)。</p> <p>(2) 内 容</p> <p>① 訪問介護サービス ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつなどの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。 ・利用者負担のめやす 週1回程度 1,341円/月(1割負担の場合)</p> <p>② 生活援助サービス ホームヘルパー等(一定の研修受講者を含む。)が調理、洗濯、掃除、買い物などの生活援助を行います。 ・利用者負担のめやす 1回 259円(1割負担の場合)</p> <p>③ 相互支援サービス(住民主体型介護予防事業) 住民等が話し相手となり、話を聞きながら洗濯や掃除などの簡易な生活援助を行います。 ・対 象 高齢者の単身世帯又は高齢者のみ世帯 ・利用者負担 1回 200円</p> <p>④ 訪問型介護予防サービス 看護師等の専門職が月1回程度居宅を訪問し、生活改善のアドバイスや日常生活に関する指導などを行います。なお、直接的な支援は行いません。 ・対 象 虚弱や閉じこもり傾向があり、生活改善などが必要と認められる人 ・利用者負担 無料</p> <p>根拠法令等 介護保険法 港区地域支援事業実施要綱 港区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱</p> <p>開始時期 平成28年4月 ※訪問型サービス②～④は、平成29年4月から実施しています。</p>		

実績表

① 訪問介護サービス (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
給付件数	10,683	10,423	9,276	9,057	8,520

② 生活援助サービス (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
給付件数	111	147	162	138	72

③ 相互支援サービス (単位：回)

年度	30	元	2	3	4
提供回数	52	97	172	194	171

④ 訪問型介護予防サービス (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
訪問件数	0	0	0	0	0

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 4	都負担 1 / 8	区負担 1 / 8	介護保険料 1 / 2	補助金名等	地域支援事業交付金
-----------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-------	-----------

介護予防・生活支援サービス事業 (通所型サービス)	所管課	— 高齢者支援課
<p>目 的 生活機能の低下が認められる高齢者に対し、要介護状態等になることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対 象 要支援1・2の人。基本チェックリストの結果、生活機能の低下がみられた人(事業対象者)。</p> <p>(2) 内 容</p> <p>① 通所介護サービス 高齢者在宅サービスセンター等の通所介護施設で、食事や入浴などの介護サービス、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。 ・利用者負担のめやす 週1回程度 1,823円/月+食費等(1割負担の場合) ・会 場 通所介護施設</p> <p>② みんなの倶楽部(住民主体型介護予防事業) 区が養成した介護予防リーダー(住民)が企画・実施する様々なプログラムを楽しみながら、体も動かし介護予防にも取り組める講座です。 ・利用者負担 内容等により実費負担あり ・会 場 介護予防総合センター(ラクっちゃ)</p> <p>③ みんなと元気塾(短期集中予防サービス) いきいきプラザ等で、専門職が生活機能の改善や向上のためのトレーニングや講義などを行う各種講座です。 ・利用者負担 無料 ・会 場 介護予防総合センター(ラクっちゃ)、各いきいきプラザ、台場高齢者在宅サービスセンター、港区スポーツセンター</p> <p>根拠法令等 介護保険法 港区地域支援事業実施要綱 港区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱</p>		

開始時期

平成28年4月

※通所型サービス②は平成29年4月から実施しています。

実績表

① 通所介護サービス

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
給付件数	5,519	5,404	4,031	4,020	3,766

② みんなの倶楽部（住民主体型介護予防事業）

年度	30	元	2	3	4
実施回数(回)	36	31	21	28	30
延人数(人)	194	233	169	218	203

③ みんなと元気塾（短期集中予防サービス）

(単位 実施回数：回、延人数：人)

年度	30	元	2	3	4
まるごと元気運動講座 (※)	実施回数	179	147		
	延人数	963	866		
はじめてのマシントレー ニング講座	実施回数	855	836	744	942
	延人数	4,447	4,656	2,270	2,098
バランストレーニング足 腰元気講座	実施回数	429	417	224	360
	延人数	2,648	2,358	869	955
体力アップトレーニング 講座	実施回数	236	215	174	246
	延人数	1,607	1,496	815	742
水中トレーニング講座	実施回数	202	223	144	237
	延人数	1,453	1,414	598	499
みんなの食と健口（けん こう）講座	実施回数	112	90	56	84
	延人数	273	264	123	296
短期集中リハビリ講座 (※)	実施回数	71	87		
	延人数	291	442		

※令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました（令和5年4月に廃止しました。）。

補助金等 ③ 有 ・ 無	国負担 1/4	都負担 1/8	区負担 1/8	介護保険料 1/2	補助金名等	地域支援事業交付金
-----------------	------------	------------	------------	--------------	-------	-----------

一般介護予防事業 (みんなの教室・みんなでトレーニング)	所管課	ー 高齢者支援課
<p> 目 的 高齢者が生活機能の維持向上に向けた取組を行うとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。 </p> <p> 事業内容 </p> <p> (1) 対 象 65歳以上（一部事業60歳以上）の区民 </p> <p> (2) 会 場 介護予防総合センター（ラクっちゃ）、各いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）、台場高齢者在宅サービスセンター、麻布区民協働スペース、健康増進センター（ヘルシーナ）、港区スポーツセンター、赤坂中学校 </p> <p> (3) 利用者負担 無料 </p> <p> 根拠法令等 介護保険法 港区地域支援事業実施要綱 港区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 </p> <p> 開始時期 平成28年4月 </p>		

実績表

(1) みんなの教室

(単位 実施回数：回、延人数：人)

年度		30	元	2	3	4
わくわくカジノ体験教室 (※1)	実施回数	6	6			
	延人数	112	107			
陶芸・そば打ち等体験教室 (※1)	実施回数	6	6			
	延人数	100	106			
やわらかボール体操教室	実施回数	107	92	168	144	141
	延人数	1,496	1,178	1,310	1,220	1,186
頭とからだの健康教室	実施回数	118	110	72	785	434
	延人数	1,228	1,213	567	4,696	3,277
男性のための料理教室 (※2)	実施回数	195	159			
	延人数	1,690	1,203			
はじめてのスイーツ教室 (※2)	実施回数	12	12			
	延人数	137	153			
膝痛予防改善教室	実施回数	109	142	144	218	187
	延人数	857	1,046	1,163	1,863	1,624
腰痛予防改善教室	実施回数	33	47	72	172	177
	延人数	460	525	585	1,280	1,308
肩こり予防改善教室	実施回数	35	29	48	82	69
	延人数	490	349	453	765	708
動きやすいからだづくり	実施回数		19	24	42	167
	延人数		293	309	494	1,179
自宅でオンラインエクササイズ(※4)	実施回数				36	
	延人数				194	
認知症予防のための音楽教室(※5)	実施回数	36	36	36	36	12
	延人数	424	408	492	394	137

(2) みんなでトレーニング

(単位 実施回数：回、延人数：人)

年度		30	元	2	3	4
セルフマシントレーニン グ(※2)	実施回数	628	534			
	延人数	4,333	3,762			
健康トレーニング(※3)	実施回数	2,871	2,788		1,929	2,531
	延人数	48,307	47,130		21,284	29,756
もっと健康トレーニング (※2)	実施回数	1,052	1,041			
	延人数	19,970	19,697			
健康サーキットトレー ニング(※2)	実施回数	24	24			
	延人数	421	411			
ミニ健 30～自宅でもできる 健康トレーニング 30分～	実施回数			5,799	4,929	4,195
	延人数			38,493	33,904	28,568
水中健康トレーニング	実施回数					75
	延人数					206
マシントレーニング入門 ～めざせ!アクティブシニア～	実施回数					446
	延人数					1,745
筋力アップマシントレー ニング(※2)(※5)	実施回数	619	564			
	延人数	4,096	3,832			

(※1)令和2年4月に廃止しました。

(※2)令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

(※3)令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

(※4)令和4年度から介護予防総合センター(ラクっちゃ)の各種教室として実施しました。

(※5)令和5年4月に廃止しました。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 1/4	都負担 1/8	区負担 1/8	介護保険料 1/2	補助金名等	地域支援事業交付金
-----------------	------------	------------	------------	--------------	-------	-----------

訪問型介護予防事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

虚弱で閉じこもり傾向があり、通所サービスが利用できない人や介護している家族に対して看護師などが訪問し、必要な指導を行います。

事業内容

(1) 対 象

- ① 65歳以上で、自宅でうつ・閉じこもり傾向のある人
- ② 要支援の人で、介護保険のサービスが利用できない人
- ③ 要介護状態等にある人を介護している家族

(2) 内 容

- ① 閉じこもりの予防、転倒の予防その他の要介護状態等となることの予防等に関する指導
- ② 食事、栄養、口腔衛生その他家庭における療養方法に関する指導
- ③ 介護予防のための運動方法等に関する指導
- ④ 要介護状態等にある人を介護する家族への助言及び指導

根拠法令等

介護保険法
地域支援事業実施要綱
港区地域支援事業実施要綱
港区訪問型介護予防事業実施要領

開始時期

平成20年4月1日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
訪問世帯数(世帯)	0	0	0	0	0
対応者数(人)	0	0	0	0	0

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

介護予防リーダー養成講座	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

区民が自主的に介護予防に取り組むためには、地域における介護予防活動を積極的にけん引するリーダーの存在が不可欠です。そのため、若い世代を含め、介護予防に興味を持ち、地域のリーダーとなって介護予防活動を実践し、介護予防の普及・啓発に取り組みたいと考えている人を対象に、介護予防に必要な知識を学ぶ講座を実施し、介護予防リーダーを養成します。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する 20 歳以上の健康な人で、地域のリーダーとなって介護予防活動を実践し、介護予防の普及・啓発に取り組みたいと考えている人

(2) 内 容

講義・実習、地域調査・報告、報告書作成・発表

(3) 利用者負担

無料

根拠法令等

介護保険法

港区地域支援事業実施要綱

港区介護予防リーダー等登録事業実施要綱

開始時期

平成 20 年 8 月

実 績 表

(1) 介護予防リーダー養成講座

年度	30	元	2	3	4
区分					
研修日数(日)	10	8	8	8	8
養成人数(人)	16	17	11	7	11

※別に見学実習があります。

(2) スキルアップ研修

年度	30	元	2	3	4
区分					
実施回数(回)	4	3		6	7
延受講者数(人)	227	140		117	162

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

介護予防プロジェクト	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

港区独自の介護予防体操（みんなといきいき体操）の普及、区民向け介護予防講座、各種イベントの開催、介護予防事業従事者等を対象とした専門研修の実施など、区内全域で介護予防を推進する取組を行うとともに、介護予防の地域の担い手である介護予防リーダー、介護予防サポーターを養成し、地域力の向上を図ります。

また、施設に来るのが難しい高齢者が自宅で気軽に介護予防事業に取り組むためのパッケージを作成し、介護予防の推進を図りました。

事業内容

- (1) 介護予防イベントの開催
- (2) 介護予防健診の実施
- (3) 介護予防サポーター養成、フォロー研修の実施
- (4) 介護予防事業評価会議の開催
- (5) 介護予防体操の普及
- (6) 介護予防に関する専門研修の実施
- (7) 介護予防パッケージの作成・配布

根拠法令等

介護保険法
港区地域支援事業実施要綱

開始時期

平成 20 年 4 月

実績表

(1) 介護予防サポーター養成、イベント開催関連の実績 (単位：人)

事業	年度	30	元	2	3	4
介護予防サポーターの養成 (養成人数)		22	12	17	13	6
介護予防フェスティバルの開催 (来場者数) (※1)		1,017	1,155		328	785
介護予防地域イベントの開催 (来場者数) (※2)		503	612			249
みんなといきいき体操の普及 (延参加者数)		54,469	53,176	23,322	30,508	35,202

(※1)令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

(※2)令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

(2) 専門研修受講実績 (単位：人)

対象者	年度	30	元	2	3	4
介護予防事業従事者等 (延受講者数)		68	74	84	53	105

(3) 介護予防パッケージ作成

YouTube 配信・DVD2,000セット作成

- ・ 1回30分 全10回「ミニ健30」
- ・ 1回10分 各5回健康講話「低栄養・口腔機能・閉じこもり予防・膝痛予防・腰痛予防」

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 10/10	区負担割合 —	補助金名等	子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業補助金
-----------------	------------	----------------	------------	-------	------------------------

地域型認知症予防事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

認知症の予防や発症を遅らせるため、有酸素運動等の認知症予防プログラムの講習会と脳の健康度テストを行い、高齢者の認知症予防に対する継続的な取組を推進します。

事業内容

(1) 対 象

- ① 地域型認知症予防実践活動
60歳以上で要介護・要支援認定を受けていない区民
- ② 脳の健康度テスト
65歳以上の区民

(2) 内 容

- ① 有酸素運動等の認知症予防プログラム
- ② 脳の健康度テスト

根拠法令等

介護保険法
港区地域支援事業実施要綱

開始時期

平成 17 年 4 月

実 績 表

(1) 地域型認知症予防実践活動

区分	年度				
	30	元	2	3	4
コ ー ス	2	1	1	2	2
実施回数(回)	12	12	12	14	12
参加人数(人)	45	95	59	92	254

(2) 認知症予防講話及び脳の健康度テスト (単位 実施回数：回、参加人数：人)

区分	30		元		2		3		4	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
認 知 症 予 防 講 話	2	16	2	9	2	12	2	7	/	
脳の健康度テスト	4	98	4	131	4	74	4	47	4	84
結果説明会	2	70	2	73	2	23	4	29	4	27

※認知症予防講話は令和3年度で終了しました。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

医療機関連携型認知症介護者支援事業 (みんなとオレンジカフェ)	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

認知症の人及び認知症の疑いのある人とその家族が地域で安心して生活できるよう、認知症の早期発見・診断・対応の取組の一つとして、地域の医療・福祉等の連携を推進する医療機関連携型認知症介護者支援事業を実施することで、認知症の人が適切な医療・福祉・介護の支援を受けられるよう充実に図ります。

事業内容

- (1) 対 象 ① 認知症の人及び認知症の疑いのある人とその家族
② 認知症予防に関心のある人
- (2) 会 場 芝地区：芝公園区民協働スペース等
麻布地区：ありすいきいきプラザ
赤坂地区：赤坂区民センター
高輪地区：高輪区民センター
芝浦港南地区：介護予防総合センター（ラクっちゃ）
※芝地区は令和元年度までみなと保健所で実施していました。
- (3) 費 用 ひとり 200 円

根拠法令等 港区医療機関連携型認知症介護者支援事業実施要綱

開始時期 平成 26 年 4 月 1 日

実績表

(1) みんなとオレンジカフェ (単位 開催回数：回、参加人数：人)

年度	30		元		2		3		4	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
芝	12	160	12	126	7	39	10	97	12	124
麻布	12	244	11	178	9	48	11	111	12	117
赤坂	12	107	11	109	9	55	11	108	12	96
高輪	12	181	11	189	10	88	12	174	12	165
芝浦港南	12	167	11	130	9	49	11	127	12	150
計	60	859	56	732	44	279	55	617	60	652

(2) みんなとオレンジカフェイベント (単位 開催回数：回、参加人数：人)

区分	年度	30		元		2		3		4	
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
憩いの音楽交流会		2	28	2	33	1	8	3	39	3	46

(3) みんなとオレンジカフェ応援ボランティア養成講座

区分	年度	30	元	2	3	4
講座数 (回)		1	2	1	1	1
参加人数 (人)		11	35	6	19	15

(4) ボランティアフォローアップ講座

区分	年度	2	3	4
講座数 (回)		1	2	2
参加人数 (人)		13	28	40

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

認知症早期発見推進事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者支援課に配置されている専門職等が、地域拠点型認知症疾患医療センター（順天堂大学医学部附属順天堂医院）に配置されている認知症アウトリーチチームや認知症初期集中支援チームと協働して、認知症の疑いのある人の早期診断・対応を進めます。

事業内容

- (1) 認知症の疑いのある人の早期把握の推進
- (2) 高齢者相談センター、ふれあい相談員、介護事業者等からの認知症に関する相談の対応
- (3) 認知症が疑われる場合は、かかりつけ医や介護事業者等と連携しながら、医療機関の受診を勧奨
- (4) 受診を促しても、受診に至らない場合は、認知症アウトリーチチーム又は認知症初期集中支援チームに訪問を依頼して同行訪問
- (5) 訪問後の個別ケース会議の開催、適切な医療・介護サービス等の導入による支援

根拠法令等

東京都認知症疾患医療センター運営事業実施要綱
 認知症アウトリーチチーム実施要領
 港区認知症初期集中支援事業実施要綱

開始時期

平成 25 年 10 月 1 日

※認知症初期集中支援事業（P94）は、平成 29 年 4 月 1 日から開始しました。

実績表

区分	年度				
	30	元	2	3	4
認知症支援コーディネーター相談数（件）	73	44	101		
認知症アウトリーチチーム 訪問支援者数（人）	0	0	0	0	0
認知症初期集中支援チーム 訪問支援者数（人）	14	12	4	4	4

※東京都が実施する認知症支援コーディネーター事業の要件に該当しなくなったため、令和 3 年度から高齢者支援課に配置されている専門職等が役割を担います。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

認知症初期集中支援事業	所管課	—
		高齢者支援課

目的

認知症の人及びその家族に対する初期支援を包括的かつ集中的に行うため、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断及び早期対応に向けた支援を行うことにより、認知症の人及びその家族が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう支援します。

事業内容

(1) 対象

在宅で生活をしている認知症が疑われる人又は認知症の人で、次のいずれかに該当し、本人又は家族から同意を得た人（かかりつけ医がいる人はかかりつけ医の同意を得た人）

- ① 医療サービスもしくは介護サービスを受けていない人又は中断している人で次のいずれかに該当する人
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない人
 - ウ 適切な介護サービスに結びついていない人
- ② 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動又は心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人のうち、支援チームが携わることが適当であると認める人

(2) 内容

支援対象者の情報を把握し、認知症の包括的観察・評価を行います。支援チームが訪問やチーム員会議により医療機関への受診が必要であると判断した時は、受診の動機づけ、継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援を行います。

根拠法令等

介護保険法

港区認知症初期集中支援事業実施要綱

開始時期

平成 29 年 4 月 1 日

関係発行物

認知症初期集中支援チームをご存じですか？

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
支援者数（人）	17	12	4	4	7
訪問支援実人数（人）	14	12	4	4	4
訪問支援延件数（件）	22	13	4	5	4
相談延件数（件）	154	146	27	38	30

補助金等 ① ・ 無	国負担 2 / 5	都負担 1 / 5	区負担 1 / 5	介護保険料 1 / 5	補助金名等	地域支援事業交付金
---------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-------	-----------

認知症高齢者見守り事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

事業内容

(1) 対 象
区民、在勤・在学者等

(2) 内 容

- ① 認知症サポーター養成
- ② キャラバン・メイト養成

※キャラバン・メイトとは認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行う人です。

根拠法令等

認知症サポーター等養成事業実施要綱

開始時期

平成18年11月

実績表

(1) 認知症サポーター養成講座 (単位 実施回数：回、養成人数：人)

年度	30		元		2		3		4	
	実施回数	養成人数	実施回数	養成人数	実施回数	養成人数	実施回数	養成人数	実施回数	養成人数
団体向け	76	2,654	97	2,730	39	2,349	43	1,637	61	2,040
区民向け							3	55	3	74
計	76	2,654	97	2,730	39	2,349	46	1,692	64	2,114

(2) キャラバン・メイト養成研修 (単位：人)

年度	30	元	2	3	4
登録人数	6	6	2	25	5

※令和3年度の登録人数は、区実施分を含みます。

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

みなと認知症サポート店認定事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

認知症の人への適切な理解及び対応に努める店舗・事業所・企業等を「みなと認知症サポート店」として認定し、区民の認知症に対する理解を深め、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

事業内容

認知症サポーター養成講座を受講した従業員がいる店舗・事業所・企業等を「みなと認知症サポート店」として認定し、認定ステッカーを配布します。認定店舗は認知症の人やその家族を支援する取組を実施します。

根拠法令等

港区みなと認知症サポート店認定事業実施要綱

開始時期

令和3年10月1日

関係発行物

みなと認知症サポート店のしおり

実績表

年度	3	4
区分		
認定件数(件)	29	13

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

認知症高齢者等おかえりサポート事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

認知症高齢者、認知症であることが疑われる高齢者及び若年性認知症の人が、今いる場所が分からなくなる等の見当識障害があらわれた場合でも、地域の人、関係機関との協力により、見守り・早期発見できる仕組みをつくることにより、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう支援します。また、認知症による徘徊に起因する事故補償制度を設けることにより、認知症高齢者等の家族及び介護人の経済的・精神的負担の軽減を図ります。

事業内容

1 おかえりサポート事業

(1) 対 象

区内に住所を有し、在宅で生活しており、迎えに行くことができる介護人等がいる

- ① 65歳以上の認知症高齢者
- ② 65歳以上の認知症の疑いのある高齢者
- ③ 若年性認知症の人

(2) 内 容

- ① 認知症高齢者等が徘徊などにより行方不明となる場合に備えて、緊急連絡先等の情報を登録及び管理します。
- ② 認知症高齢者等の発見時における速やかな身元確認に資する登録番号が入ったキーホルダー及びアイロンシールを配付します。
- ③ 認知症高齢者等が徘徊し、通報を受けた際に緊急連絡先へ連絡します。
- ④ 行方不明になった認知症高齢者等が発見された後、必要に応じて関係機関による生活支援につなげます。

(3) 利用者負担

無料

2 認知症高齢者等賠償責任保険

(1) 対 象

おかえりサポート事業登録者で、①②どちらかに該当する人

- ① おかえりサポート保険チェックリストで、1つ以上該当する項目がある人
- ② 医師に認知症と診断されている人

※ただし、保険に加入できるのは40歳以上の人となります。

(2) 内 容

- ① 損害賠償責任補償 認知症による徘徊に起因する事故により、第三者の身体の障害及び財物の破損壊に係る損害賠償責任を最大5億円補償します。
- ② 被害者死亡時の見舞金 認知症による徘徊に起因する事故により第三者を怪我させ、被害者がその事故を直接的な死因として死亡した場合に、お葬式の香典や見舞品の購入費用として一律15万円支給します。

(3) 利用者負担

無料

根拠法令等

港区認知症高齢者等おかえりサポート事業実施要綱

開始時期

平成30年4月1日

※認知症高齢者等賠償責任保険は令和2年4月1日から開始しました。

関係発行物

港区認知症高齢者等おかえりサポート事業案内チラシ

実績表

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
年度末登録者数 (うち、認知症高齢者等賠償責任保険加入者数)	104 (-)	143 (-)	172 (136)	198 (168)	265 (232)

補助金等 ① 無	国負担 -	都負担 1/2	区負担 1/2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金
-------------	----------	------------	------------	-------	---------------------

認知症高齢者介護家族支援事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

認知症高齢者を介護する人に休養が必要となった場合又は認知症高齢者が緊急に保護が必要となった場合に、業務委託した施設において認知症高齢者を一時的に保護し、短期入所生活介護と同等の介護サービスを提供し、認知症高齢者を介護する家族を支援します。

事業内容

(1) 対 象

次の要件に該当する人

- ① 区内に住所を有する認知症高齢者で、その人を介護する家族等の介護者が休養する必要があると認められる人
- ② 認知症高齢者で次のいずれかに該当する人
 - ア 区内に住所を有し、家族からの虐待又は放置のおそれがあると認められる人
 - イ 区内に住所を有し、火災、台風等の災害により在宅での介護が一時的に困難となった人
 - ウ 認知症による徘徊等により区内で地域包括支援センター等に保護された人
 - エ 老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定に該当する人
 - オ その他区長が必要と認める人

(2) 利用者負担 宿泊料自己負担分1泊5,000円、食費及び生活用品等の実費

根拠法令等

老人福祉法
介護保険法
港区認知症高齢者介護家族支援事業実施要綱

開始時期

平成23年4月1日

実績表

年度		30	元	2	3	4	
延利用日数 (日)		63	63	0	7	57	
利用者数 (人)		10	9	0	1	7	
内 訳	要 介 護	5	0	1	0	0	
		4	0	4	0	0	
		3	4	1	0	1	
		2	1	2	0	0	
		1	2	0	0	0	
	要支援		0	0	0	0	3
	その他(申請中)		3	1	0	0	1

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

高齢者虐待防止・養護者支援事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、関係機関の職員の資質向上や区民への啓発活動を推進します。

事業内容

- (1) 高齢者相談センターやその他関係機関、民間団体との連携による高齢者虐待防止・対応の充実
- (2) 関係機関職員を対象とした研修等の実施、区民への啓発活動
- (3) 高齢者虐待相談・通報受理
- (4) 養護者支援

根拠法令等

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
港区高齢者虐待防止対策推進要綱

開始時期

平成 18 年 4 月 1 日

関係発行物

高齢者虐待を防ぐために

実績表

(1) 研修会

区分		年度				
		30	元	2	3	4
研修会	実施回数(回)	5	5	5	5	5
	参加人数(人)	141	128	91	148	138

(2) 高齢者虐待相談・通報受理状況

(単位：件)

区分		年度				
		30	元	2	3	4
相談・通報受理件数		40	59	68	90	101
虐待確認件数		8	17	9	17	24

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

高齢者相談センター（地域包括支援センター）	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

事業内容

高齢者相談センター（芝地区・麻布地区・赤坂地区・高輪地区・芝浦港南地区）では、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齢者の支援を行います。

・受付時間

月～土曜日 午前9時～午後7時30分

日曜・祝日・年末年始 午前9時～午後5時

在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外も可能です。

※港区では地域包括支援センターの呼び名を「高齢者相談センター」としています。

(1) 総合相談

- ・介護保険制度や区のサービスの説明、受付を行います。
- ・主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師などが幅広く相談を受け、必要なサービスや機関を紹介します。

(2) 介護予防ケアマネジメント

- ・要支援1・2の人の介護予防ケアプランを作成します。
- ・身体機能の不安解消や、健康維持のための取組を行います。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが適切に行えるように、ケアプランの作成などを行います。

(3) 権利擁護

- ・振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないように、警察や消費者センターと協力して対応します。
- ・高齢者虐待の相談・防止の取組を行います。
- ・認知症などにより、判断能力が低下している人の支援を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

- ・地域の高齢者支援のネットワークの拠点として、様々な関係機関や医療機関との連携を取っています。
- ・地域のケアマネジャーの仕事が円滑にできるよう、支援、指導を行っています。

根拠法令等

介護保険法

港区立地域包括支援センター条例

港区立地域包括支援センター条例施行規則

開始時期

平成18年4月1日

関係発行物

あなたの身近なパートナー 高齢者相談センターをご利用ください

実績表

高齢者相談センター相談等件数実績（5か所全体）

（延件数）

相談内容	年度				
	30	元	2	3	4
介護保険制度に関する相談	16,893	14,867	16,566	18,536	19,864
介護予防に関する相談	25,366	26,213	20,413	21,396	21,303
区制度に関する相談	9,876	9,310	9,004	8,404	9,680
施設入所に関する相談	3,631	4,811	4,093	4,209	4,447
医療保健に関する相談	9,905	9,379	8,758	9,834	9,833
日常生活に関する相談	6,033	5,159	5,516	5,106	6,106
住まいに関する相談	1,385	1,305	1,289	1,209	1,359
権利擁護に関する相談	3,291	4,176	4,208	4,869	6,675
苦情	55	49	77	66	62
安否確認	809	636	712	606	756
その他	2,204	1,860	1,541	1,968	2,456
計	79,448	77,765	72,177	76,203	82,541

<相談等内容の内訳>

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防給付 ・ 地域支援事業 ○区制度に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者サービス ・ その他 ○施設入所に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 老人保健施設 ・ 有料老人ホーム ・ グループホーム ・ ケアハウス ・ その他 ○医療保健に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康について ・ 認知症について ・ 病院について ・ その他 ○日常生活に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護方法・介護用品 ・ 家族関係 ・ 財産・金銭管理 ・ その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○住まいに関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅改修 ・ 住居について ・ その他 ○権利擁護に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待 ・ 成年後見 ・ 消費者被害 ・ その他 ○苦情 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス ・ 予防給付 ・ 地域支援事業 ・ 区高齢者サービス ・ その他 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 徘徊高齢者 ・ 緊急ショートステイ ・ ケアマネジャー支援 ・ その他 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

補助金等 ① 無	国負担 2 / 5	都負担 1 / 5	区負担 1 / 5	介護保険料 1 / 5	補助金名等	地域支援事業交付金
-------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-------	-----------

高齢者の地域におけるセーフティネットワーク構築	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体及び関係機関と区との連携を図り、地域のセーフティネットワークを構築します。

事業内容

(1) 港区高齢者地域支援連絡協議会の開催

① 所掌事項

- ・ 高齢者の孤独死の防止に関すること。
- ・ 高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援に関すること。
- ・ 認知症に関する普及啓発及び認知症の人とその家族への支援に関すること。
- ・ 高齢者の消費者被害の防止に関すること。
- ・ 区と関係機関等の相互の情報交換及び連絡調整に関すること。
- ・ その他地域の高齢者の生活、介護等に関して必要な事項に関すること。

② 協議会委員人数 34人

(2) 地区における高齢者のセーフティネットワークの構築

高齢者をはじめ地域の人たちが気軽に参加できる交流の場を設置すること。

令和4年度実施内容

- ① 芝地区 芝公園区民協働スペース、新橋区民協働スペースで「地域で支え合う～アロマネットワーク～」として、「地域高齢者支え合い講座」を実施
- ② 麻布地区 南麻布いきいきプラザ、西麻布いきいきプラザ、飯倉いきいきプラザ、ありすいきいきプラザで「ちょこっと立寄りカフェ」を実施
- ③ 赤坂地区 赤坂地区総合支所、赤坂区民センターで「赤坂サロン」、赤坂地区高齢者相談センター、青山いきいきプラザで「青山サロン」を実施
- ④ 芝浦港南地区 芝浦区民協働スペースで「みずベネット」、港南いきいきプラザで「みずベネット港南地区」、台場高齢者在宅サービスセンターで「みずベネット台場地区」を実施

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部の活動を中止しました。

(3) 地区高齢者支援連絡会の開催

協議会の地区組織として総合支所ごとに地区高齢者支援連絡会を開催

根拠法令等

港区高齢者地域支援連絡協議会設置要綱

開始時期

平成19年10月22日

実績表

開催回数

(単位：回)

年度	30	元	2	3	4
港区高齢者地域支援連絡協議会	2	2		2	2
地区高齢者支援連絡会	各地区 2	各地区 2			各地区 2

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地区高齢者支援連絡会は中止しました。

補助金等 ① ・ 無	国負担 国基準による	都負担 -	区負担 事業費-国補助額	補助金名等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
---------------	---------------	----------	-----------------	-------	--------------------

高齢者見守りのための講習会	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

地域で緩やかな見守りを行うことで、高齢者の異変などに早く気づくとともに、地域における見守りの輪を広げるため実施します。

事業内容

(1) 対 象

日頃から高齢者の見守りをを行っている区民や、高齢者の見守りに関心のある区民、在勤、在学者

(2) 内 容

高齢者の見守りに関して、以下のテーマで講習会を開催します。

- ① 地域特性に応じた高齢者の見守り
- ② 高齢者の異変の気づき
- ③ 「高齢者の見守りガイドブック」(東京都発行)や「高齢者を見守るために」(港区発行)の内容

開始時期

平成 26 年 2 月

実績表

区分	年度				
	30	元	2	3	4
開催回数(回)	16	19	7	15	15
延人数(人)	614	716	115	203	279

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

ふれあい相談員が、区内のひとり暮らし高齢者等の居宅等を訪問し、福祉サービス等の相談を受け、必要なサービスや支援につなげることにより、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。

事業内容

- (1) 対 象 ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
② 65歳以上の人のみで世帯を構成する高齢者
- (2) 内 容 ① 高齢者の生活実態等の把握、情報収集、台帳作成及び安否確認
（(1)対象のうち、区が作成する訪問対象世帯リストに基づき戸別訪問を実施）
② 高齢者への支援
③ 緊急時の対応
④ 関係機関との連携及び会議等への出席

根拠法令等

港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施要綱

開始時期

平成23年6月1日

実績表

(1) 訪問活動

年度		30	元	2	3	4
区分	地区	実績				
訪問対象世帯（世帯）	芝	1,014	974	925	1,006	1,076
	麻布	1,146	1,170	1,156	1,360	1,382
	赤坂	1,017	989	995	1,139	1,082
	高輪	1,609	1,622	1,455	1,675	1,679
	芝浦港南	1,031	1,022	961	1,106	1,124
	合計	5,817	5,777	5,492	6,286	6,343
訪問世帯数（実数） （世帯）	芝	859	942	885	948	1,040
	麻布	1,017	1,078	1,116	1,293	1,285
	赤坂	983	894	961	1,069	1,035
	高輪	1,516	1,437	1,407	1,567	1,621
	芝浦港南	1,018	1,009	954	1,090	1,107
	合計	5,393	5,360	5,323	5,967	6,088
訪問率（％）	芝	84.7	96.7	95.7	94.2	96.7
	麻布	88.7	92.1	96.5	95.1	93.0
	赤坂	96.7	90.4	96.6	93.9	95.7
	高輪	94.2	88.6	96.7	93.6	96.5
	芝浦港南	98.7	98.7	99.3	98.6	98.5
	平均	92.7	92.8	96.9	94.9	96.0
訪問件数（延数） （件）	芝	2,198	2,472	493	431	958
	麻布	2,745	2,963	1,259	1,925	1,829
	赤坂	2,135	1,708	473	644	2,445
	高輪	2,970	2,511	868	676	2,932
	芝浦港南	2,090	2,055	284	532	1,414
	合計	12,138	11,709	3,377	4,208	9,578
相談件数（延数） （件）	芝	868	1,165	1,607	2,216	1,674
	麻布	1,186	1,409	1,697	1,553	1,294
	赤坂	1,009	737	623	2,253	2,847
	高輪	1,453	1,043	1,177	1,006	1,120
	芝浦港南	1,399	1,472	1,085	1,500	1,401
	合計	5,915	5,826	6,189	8,528	8,336

※訪問対象世帯は、介護保険や区の高齢者サービスの利用のない 70 歳以上のひとり暮らし高齢者と 75 歳以上の高齢者のみ世帯です。

※訪問世帯数（実数）は、本人及び関係者と戸別訪問や電話訪問により見守りが実施できた世帯数です。

※訪問率＝訪問世帯数／訪問対象世帯

※訪問件数は、戸別訪問数です。

(2) 支援につなげた件数

(単位：件)

年度		30	元	2	3	4
区分	地区	実績				
介護保険の認定申請	芝	6	9	10	12	23
	麻布	8	13	25	25	33
	赤坂	16	15	8	24	27
	高輪	33	29	32	26	38
	芝浦港南	37	47	62	77	87
	合計	100	113	137	164	208
救急通報システム	芝	6	4	3	4	1
	麻布	3	4	1	12	12
	赤坂	0	2	1	5	12
	高輪	10	6	7	4	14
	芝浦港南	5	6	8	8	9
	合計	24	22	20	33	48
配食サービス	芝	2	0	2	11	1
	麻布	0	0	9	6	4
	赤坂	5	5	6	7	9
	高輪	13	11	10	7	9
	芝浦港南	18	12	19	24	17
	合計	38	28	46	55	40
訪問電話	芝	0	2	5	0	0
	麻布	0	1	4	4	1
	赤坂	0	1	0	2	0
	高輪	2	0	4	2	2
	芝浦港南	1	1	1	3	6
	合計	3	5	14	11	9
その他	芝	219	245	123	108	58
	麻布	55	82	125	63	63
	赤坂	141	47	39	100	37
	高輪	326	209	116	140	285
	芝浦港南	261	216	124	229	214
	合計	1,002	799	527	640	657
地区計	芝	233	260	143	135	83
	麻布	66	100	164	110	113
	赤坂	162	70	54	138	85
	高輪	384	255	169	179	348
	芝浦港南	322	282	214	341	333
	合計	1,167	967	744	903	962

※その他は救急医療情報キット配布や医療機関受診等につなげた件数です。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	---------------	-----------------	-------	-------------------------

生活支援体制整備事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者の生活支援及び介護予防サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

事業内容

- (1) 地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、コーディネーターを配置し、次に掲げる業務及び取組を総合的に実施します。
 - ① 地域の高齢者支援のニーズ及び地域資源の把握並びに不足するサービス・支援等に係る問題提起
 - ② 高齢者の生活支援並びに介護予防サービスの資源開発及び創出
 - ③ 関係者間のネットワーク化、連携及び協働の体制づくり並びに関係機関への協力依頼の働きかけ
 - ④ 関係者間の定期的な情報共有、連携及び協働による取組の推進
 - ⑤ 高齢者の生活支援や介護予防サービスの担い手となるボランティア等の発掘及び養成
 - ⑥ 地域の高齢者支援のニーズとサービスのマッチング
- (2) 高齢者の生活支援に関する次に掲げる事項を所掌する生活支援体制推進会議を設置します。また、生活支援体制推進会議は、区全域を対象とする会議並びに地区毎（芝地区、麻布地区、赤坂地区、高輪地区及び芝浦港南地区（台場地域含む。））を対象とする地区会議をもって構成します。
 - ① 地域ニーズの把握に関すること。
 - ② 情報の可視化の推進に関すること。
 - ③ 企画、立案及び方針の協議に関すること。
 - ④ 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
 - ⑤ 資源開発に関すること。
 - ⑥ 関係者間の情報交換等に関すること。
 - ⑦ コーディネーターの組織的な補完に関すること。

根拠法令等

港区生活支援体制整備事業実施要綱

開始時期

平成 29 年 4 月 1 日

実績表

活動内容

(単位：回)

活動の種別	年度	30	元	2	3	4
事業紹介・説明等普及啓発		52	74	22	74	87
地域情報の収集・調査		217	216	123	86	132
活動立ち上げに向けた相談・支援		172	208	130	91	178
地域活動団体等との情報交換・運営支援		60	95	171	242	182
個別支援のための訪問・調整		52	61	91	175	209
研修等への参加		21	16	27	28	27
他の団体や関係機関等との相談・打ち合わせ		83	77	85	138	96
他の団体や関係機関等につないだり、連携して行った支援		25	13	11	25	48
会議・打ち合わせ等		122	118	76	99	125
その他		18	25	21	10	5
計		822	903	757	968	1,089

開催回数

(単位：回)

会議名	30	元	2	3	4
生活支援体制推進会議	2	2		2	2
生活支援体制推進会議（地区会議）	各地区 2	各地区 2		各地区 1	各地区 1

※生活支援体制推進会議は区全域が対象、生活支援体制推進会議（地区会議）は芝地区、麻布地区、赤坂地区、高輪地区、芝浦港南地区の各地区が対象です。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 2 / 5	都負担 1 / 5	区負担 1 / 5	介護保険料 1 / 5	補助金名等	地域支援事業交付金
-----------------	--------------	--------------	--------------	----------------	-------	-----------

介護マークの普及	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

トイレの付添いなど、認知症や障害のある人の介護は周囲から見ると介護していることがわかりにくく、誤解をもたれる場合があります。介護をする人の精神的な負担を軽減し、周囲からの協力をより得られるように介護マークを活用します。

事業内容

(1) 対 象

認知症や障害のある区民を介護する家族等

(2) 活用方法

次の3種の介護マークを希望者からの申込みにより配付します。

- ① 首かけタイプ：一人1個配付します。
- ② 腕章タイプ：一人1個配付します。
- ③ ステッカータイプ：一人5個まで配付します。

(3) 配付場所

- ① 各総合支所（5か所）
- ② 各高齢者相談センター（地域包括支援センター）（5か所）
- ③ 障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）

開始時期

平成25年5月

実績表

(単位：件)

種類 \ 年度	30	元	2	3	4
首かけタイプ	37	38	25	12	11
腕章タイプ	24	35	10	5	9
ステッカータイプ	26	23	10	7	7

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1/2	区負担 1/2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	------------	------------	-------	-------------------------

高齢者緊急一時保護事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

在宅の要介護・要支援高齢者等が、介護者の緊急事態などにより、一時的に在宅で介護が受けられなくなった場合に、介護老人福祉施設を利用し、緊急時の介護サービスを行います。

事業内容

(1) 対 象

65歳以上で、在宅での介護への復帰が可能な次の要件に該当する人

- ① 港区に住所を有し、家族からの虐待又は放置が認められる人
- ② 港区に住所を有し、火災、台風等の災害により在宅での介護が一時的に困難となった人
- ③ 認知症等による徘徊により港区内で高齢者相談センター等に保護された人
- ④ 港区に住所を有し、介護者の緊急事態で一時的に在宅での介護が受けられず、かつ介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護老人保健施設等の利用が困難な人

(2) 利用者負担

介護保険の短期入所生活介護（ショートステイ）費用、滞在費、食費、その他日常生活費等、入所前検診に係る費用

根拠法令等

港区高齢者緊急一時保護事業実施要綱

開始時期

平成16年4月1日

実績表

年度		30	元	2	3	4
延利用日数（日）		37	37	32	32	46
利用者数（人）		5	5	3	4	5
内 訳	要 介 護	5	1	0	0	0
		4	0	1	1	0
		3	2	0	0	1
		2	1	0	0	2
		1	1	1	1	0
	要支援	0	0	0	1	1
	不明	0	2	0	2	1
	自立	0	1	1	0	0

※平成30年度から自立の人も利用対象者になりました。

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

社会福祉法人等運営助成	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

区内で介護事業を運営する事業者に対し、事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の介護保険サービスの利用を促進し、高齢者の福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内で次に掲げる事業を運営する事業者

- ① 特別養護老人ホーム
- ② 老人保健施設
- ③ 認知症高齢者グループホーム
- ④ 老人デイサービスセンター
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護施設

(2) 補助対象経費

- ① 特別養護老人ホームの運営に要する次の経費
 - ア 職員の住宅を確保するための経費
 - イ 医療的ケアを実施するための体制整備に要する経費
 - ウ 区長が別に定める事業に要する経費
- ② 老人保健施設の運営に要する次の経費
 - ア 職員の住宅を確保するための経費
 - イ 医療的ケアを実施するための体制整備に要する経費
 - ウ 区長が別に定める事業に要する経費
- ③ 認知症高齢者グループホームの運営に要する次の経費
 - ア 職員の住宅を確保するための経費
 - イ 区長が別に定める事業に要する経費
- ④ 老人デイサービスセンターの運営に要する次の経費
 - ア 食事の提供に要する経費
 - イ 区長が別に定める事業に要する経費
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護施設の運営に要する次の経費
 - ア 職員の住宅を確保するための経費
 - イ 食事の提供に要する経費
 - ウ 区長が別に定める事業に要する経費

根拠法令等

港区介護事業運営費補助金交付要綱

開始時期

平成 26 年 4 月

実 績 表

年度	30	元	2	3	4
助成件数(件)	17	18	18	18	20
助成額(千円)	50,820	58,945	63,833	66,358	66,683

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

特別養護老人ホーム	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

寝たきりや認知症等により、常時介護を必要とする人に、介護福祉施設サービス及び短期入所生活介護（ショートステイ）のサービスを提供します。

事業内容

- (1) 介護福祉施設サービス
要介護認定で要介護1～5と認定され、特別養護老人ホームに入所した人に、入浴、食事、その他の日常生活のお世話、健康管理等をします。
- (2) 短期入所生活介護（ショートステイ）
要介護認定で要介護1～5と認定され、特別養護老人ホームに短期間入所した人に、入浴、食事、その他の日常生活のお世話をします。
- (3) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
要介護認定で要支援1・2と認定され、特別養護老人ホームに短期間入所した人に、入浴、食事、介護予防のための機能訓練、その他の日常生活のお世話をします。

根拠法令等

老人福祉法
介護保険法
港区立特別養護老人ホーム条例
港区立特別養護老人ホーム条例施行規則
港区立特別養護老人ホーム運営要綱

開始時期

昭和63年9月1日

関係発行物

港区施設案内（高齢者施設）

実績表

特別養護老人ホーム利用実績表

区分		年度	30	元	2	3	4
		定員					
介護福祉施設サービス 年間延利用者数	白金の森	1,080人 (90人×12月)	1,078	1,069	1,065	1,052	1,069
	港南の郷	1,080人 (90人×12月)	1,054	1,052	1,054	1,035	1,051
	サン・サン赤坂	960人 (80人×12月)	958	949	946	943	931
短期入所生活介護 年間延利用者数	白金の森	8人	3,880	4,157	3,722	3,058	3,497
	港南の郷	10人	3,692	3,834	2,910	3,152	2,752
	サン・サン赤坂	20人	7,766	8,044	6,724	6,649	5,174

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

ケアハウス港南の郷	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

身体機能の低下等により独立して生活することに不安がある高齢者に、食事の提供、入浴の準備を行い、安心して自立した生活を送っていただくための施設です。

事業内容

(1) 対 象

次の要件の全てに該当する人

※介護が必要な人（要介護認定で要介護1～5と認定された人）は対象となりません。

- ① 60歳以上の人
- ② 区内に引き続き3年以上住所を有する人
- ③ 身体機能の低下、高齢等のため独立して生活することに不安がある人で、家族による援助を受けることが困難な人
- ④ ケアハウスを利用することにより自立した生活が営める人
- ⑤ 使用料を支払うことが可能な収入等がある人

(2) 使用料

月額 170,000円

※前年の収入金額により減額する制度があります。

(3) 戸 数

40戸（二人用居室4戸 一人用居室36戸）

根拠法令等

- 社会福祉法
- 老人福祉法
- 港区立ケアハウス条例
- 港区立ケアハウス条例施行規則
- 港区立ケアハウス運営要綱

開始時期

平成8年8月1日

関係発行物

港区施設案内（高齢者施設）

実績表

（単位：人）

年度	30	元	2	3	4
入居者数	38	35	34	33	33
新規入所者数	4	3	2	4	2

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者集合住宅	所管課	— 高齢者支援課
<p>目 的</p> <p>高齢者集合住宅は、住宅に困窮するひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯が、住み慣れた地域の中で自立して生活を続けられるよう、高齢者の生活の安定を図ります。高齢者向けの設備を備え、緊急時の対応や安否の確認等を行う生活協力員や生活援助員が居住しています。</p> <p>事業内容（区立）</p> <p>(1) 対 象</p> <p>次の要件の全てに該当すること。</p> <p>① 65歳以上でひとり暮らしであること（単身世帯用）又は申込者が65歳以上であり、現に同居し又は同居しようとする二世帯で、65歳以上の親族（配偶者の場合は60歳以上）又は本人とともにみなとマリアージュ制度もしくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例を利用する60歳以上の者がいること（二世帯用）。</p> <p>② 申込者が区内に引き続き3年以上住所を有すること。</p> <p>③ 世帯が独立した日常生活を営めること。</p> <p>④ 世帯の全員が住宅に困窮していること。</p> <p>⑤ 世帯の前年の所得金額が3,228,000円を超えていないこと。</p> <p>⑥ 世帯の全員が暴力団員でないこと。</p> <p>(2) 使用料</p> <p>月額 単身世帯用 51,000円、60,000円 二世帯用 69,000円</p> <p>※前年の所得金額により減額する制度があります。</p> <p>都営・都市再生機構のシルバーピア（高齢者集合住宅）については、東京都及び都市再生機構の定めによります。</p> <p>根拠法令等</p> <p>港区立高齢者集合住宅条例 港区立高齢者集合住宅条例施行規則 港区立高齢者集合住宅運営要綱 港区高齢者集合住宅の生活協力員に関する要綱 港区高齢者集合住宅の生活援助員に関する要綱</p>		

施設一覧

(1) 区立

(令和5年4月1日現在)

施設名 内容	ピア白金	フィオーレ白金	はなみずぎ白金	はなみずぎ三田
開設年月日	平成2年9月1日	平成3年5月1日	平成5年11月1日	平成8年5月1日
戸数	単身世帯用住宅 10戸	単身世帯用住宅 9戸	単身世帯用住宅 17戸	単身世帯用住宅 10戸 二世帯用住宅 4戸

(2) 都営・都市再生機構

(令和5年4月1日現在)

施設名 (設置主体) 内容	シーリアお台場 三番街 5号棟 (都市再生機構)	台場一丁目 アパート 1号棟 (都営)	台場一丁目 アパート 6号棟 (都営)	高輪一丁目 アパート 3号棟 (都営)
開設年月日	平成8年4月1日	平成8年5月16日	平成8年5月16日	平成9年5月16日
戸数	10戸 (単身世帯、二世帯 どちらでも入居可)	単身世帯用住宅 23戸 二世帯用住宅 7戸	単身世帯用住宅 10戸 二世帯用住宅 5戸	単身世帯用住宅 25戸 二世帯用住宅 7戸

施設名 (設置主体) 内容	北青山一丁目 アパート 1号棟 (都営)	北青山一丁目 アパート 3号棟 (都営)	港南四丁目 第3アパート 1号棟 (都営)	港南四丁目 第3アパート 4号棟 (都営)
開設年月日	平成9年5月16日	平成12年5月1日	平成13年10月1日	平成18年5月1日
戸数	単身世帯用住宅 26戸 二世帯用住宅 4戸	単身世帯用住宅 24戸 二世帯用住宅 6戸	単身世帯用住宅 40戸 二世帯用住宅 10戸	単身世帯用住宅 40戸 二世帯用住宅 10戸

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

高齢者自立支援住宅改修	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者が居住する住宅を改修することによって、転倒予防や介護の軽減など在宅での生活の質を確保します。

事業内容

(1) 内 容

- ① 手すりの取付け、段差の解消、滑り防止、引き戸等への扉取替えなど
- ② 浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化

(2) 対 象

65 歳以上で、区内に居住しており、日常生活を送る上で動作等に困難があり、在宅での生活の質を確保するために住宅の改修が必要と認められる人

※上記①は、介護保険の対象とならない人（要介護・要支援認定を受けていない人）が対象です。

②は、介護保険の要介護・要支援認定にかかわらず、その工事が必要な人が対象です。

(3) 利用者負担

I 階層（生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税者）	負担率 0%
II 階層（世帯全員が区民税非課税者）	負担率 0%
III 階層（本人が区民税非課税者）	負担率 3%
IV 階層（I から III 階層以外の人）	負担率 10%

根拠法令等

港区高齢者自立支援住宅改修給付事業要綱

開始時期

平成 12 年 4 月 1 日

実績表

(単位：件)

区分	年度				
	30	元	2	3	4
手すりの取付け	55	56	50	48	47
床段差の解消	30	23	13	13	15
滑りの防止や移動の円滑化等のための床材の変更	4	5	4	5	3
引き戸等への扉の取替え	9	4	6	5	4
洋式便器等への便器の取替え	0	6	1	1	0
その他これらの工事に付帯して必要な工事	1	0	1	0	0
浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	64	45	35	24	33
流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	1	1	5	3	2
便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事	1	6	3	4	0
計	165	146	118	103	104

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	---------------------

高齢者昇降機設置費助成事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者が居住する住宅において、昇降機を設置する際に要する費用を助成することで、高齢者の転倒予防、介護軽減及び行動範囲の拡大を図り、生活の質の向上を目指します。

事業内容

(1) 対 象

介護保険法の要介護認定で要介護・要支援認定を受けた区内に住所を有する 65 歳以上の人で、次の①又は②の要件を必ず満たすとともに③に該当し、昇降機の設定が必要と認められる人

- ① 日常的に車椅子又は歩行器を利用している人
- ② 昇降機を必要とする医師の意見書を区へ提出できる人
- ③ 玄関、居室、浴室、洗面所、台所、便所のうち1つ以上が住宅の2階以上又は地下階にあり、日常的に昇降する必要がある人（建物の入口と玄関のある階が異なる場合も助成対象）

(2) 対象工事 階段昇降機又は家庭用エレベーターの設置に要する工事費用

(3) 助成限度額 1,332,000 円

(4) 利用者負担

区分	助成受給者の所得基準額	負担率
I 階層	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の場合	10%
II 階層	世帯全員が区民税非課税の場合	20%
III 階層	対象者が区民税非課税で世帯内に区民税課税者がいる場合	30%
IV 階層	対象者が区民税課税で世帯合計所得が 250 万円未満の場合	40%
V 階層	対象者が区民税課税で世帯合計所得が 250 万円以上 1,000 万円未満の場合	50%
VI 階層	対象者が区民税課税で世帯合計所得が 1,000 万円以上の場合	60%

根拠法令等

港区高齢者昇降機設置費助成事業実施要綱

開始時期

平成 17 年 7 月 1 日

実績表

助成内容	年度				
	30	元	2	3	4
階 段 昇 降 機(件)	3	6	2	5	0
家庭用エレベーター(件)	0	0	1	0	1
計 (件)	3	6	3	5	1
助 成 金 額(千円)	2,338	3,915	2,264	3,822	666

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

共同住宅バリアフリー化支援事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

高齢者が多く居住する共同住宅の共用部分のバリアフリー化に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の転倒を予防し、介護の負担を軽減するとともに、日常生活の利便性の向上を図り、高齢者の自立と社会参加を促進します。

事業内容

(1) 対 象

次の要件を全て満たす共同住宅に対し、バリアフリー化のための改修工事を行った場合に工事費用の一部を助成します。

① 区内に存する共同住宅で、分譲住宅又は今後も優先的に高齢者を居住させる賃貸住宅

② 65歳以上の高齢者を含む世帯が居住世帯全体の25%を超える共同住宅

③ 延べ床面積のおおむね2分の1を超える部分が居住の用途に供される共同住宅

④ 公的賃貸住宅以外のもの

※②の65歳以上の高齢者を含む世帯とは、港区に住民登録している65歳以上の高齢者がいる世帯が対象です。

(2) 対象工事と助成限度額

助成対象工事	助成対象限度額	助成限度額
出入口、廊下等の段差解消	70万円	対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、いずれか少ない額の2分の1
出入口、階段、廊下等の手すりの設置	70万円	
床のノンスリップ化	70万円	
段差解消機の新設	800万円	
エレベーターの新設	2,000万円	
既設エレベーターのバリアフリー化改修	300万円	

※助成金額は、予算の範囲内で交付します。

(3) 募集期間

4月1日から12月1日まで

※募集開始日と締切日が、土曜、日曜、祝日に当たる場合には、次の平日を募集開始日、締切日とします。

根拠法令等

港区共同住宅バリアフリー化支援事業実施要綱

開始時期

平成16年7月29日

実績表

年度	30	元	2	3	4
内容					
助成金交付件数(件)	7	5	3	0	4
助成金額(千円)	1,282	1,459	865	0	813

補助金等
有・無

備 考

高齢者自立支援住宅改修等コーディネート	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者が自ら居住する住宅改修を行うにあたり、転倒予防、動作の容易性の確保、行動範囲の拡大の確保、介護の軽減等の効果を得るため、身体状況を考慮した優良な改修工事等が行われるよう指導することにより、在宅生活の質の向上に寄与し、高齢者福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する65歳以上で、高齢者自立支援住宅改修給付事業、高齢者昇降機設置費助成事業を受けようとする人

(2) 内 容

住宅改修にあたり、住宅改修等コーディネーターが以下の調査、確認等を行います。

- ① 住宅改修する高齢者の住まいを訪問調査します。
- ② 高齢者の身体状況などを考慮した改修内容となるよう指示書を作成します。
- ③ 施工業者が作成した見積りについて、適正価格であるか審査します。
- ④ 工事完了後、上記指示書どおりに工事が行われているか確認します。

(3) 利用者負担

無料

根拠法令等

港区高齢者自立支援住宅改修等コーディネート事業実施要綱

開始時期

平成 15 年 4 月 1 日

実績表

(単位：回)

年 度	30	元	2	3	4
実 施 回 数	103	100	92	62	73

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者民間賃貸住宅入居支援事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課
<p>目 的 様々な理由で現在の住まいから住み替えが必要であるにも関わらず、新たな住まいが見つからず困っている高齢者世帯に対し、良好な居住環境の確保を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 民間賃貸住宅の紹介 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第六ブロック及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部港支部の協力を得て、民間賃貸住宅を紹介します。 対象要件 ① 区内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の者を含む 60 歳以上の者で構成する世帯 ② 現在住み替えが必要で、新たな住まいに困窮していること。 ③ この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システム（ライフリズムセンサー）の設置に了承していること。 ④ 賃貸借契約の締結に当たり、連帯保証人がいない場合、協定債務保証会社を利用すること（港区内の民間賃貸住宅の紹介を受ける場合に限る。）。</p> <p>(2) 入居費用の一部助成 転居の理由が自己の責めによらない立ち退きによるもので、本事業（1）の紹介を受けた区内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を結んだ場合は、入居費用の一部を助成します。 対象要件 ① 住み替えの理由が、自己の責めによらない立ち退きによるものであること。 ② 本事業で港区内の民間賃貸住宅の紹介を受け、当該住宅に入居することが決定し、当該住宅の所有者と賃貸借契約を締結していること。 ③ 世帯の所得が 3,228,000 円を超えていないこと。 ④ 生活保護法の規定に基づく公的給付を受給していないこと。 助成額・礼金相当分…月額賃料の 2 か月分以内で実際に要した額 ・仲介手数料…月額賃料の 1 か月分以内で実際に要した額 ただし、単身世帯は 360,000 円、2 人以上の世帯は 480,000 円が上限です。</p> <p>(3) 債務保証会社の紹介 保証人がいないため港区内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を結べない場合等、区と協定を締結している債務保証会社を紹介します。 対象要件 ① 区内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の者を含む 60 歳以上の者で構成する世帯 ② 区内の民間賃貸住宅の賃貸借契約に際し、連帯保証人となり得る親族もしくは知人がいないこと又は債務保証会社の利用が必須であること。 ③ 世帯の所得が 3,228,000 円を超えていないこと。 ④ この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システム（ライフリズムセンサー）の設置に了承していること。</p>		

(4) 債務保証会社の初回保証委託料の助成

本事業で、区内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を結ぶ際に、債務保証会社を利用する場合は、初回保証委託料を助成します。

対象要件

- ① 本事業の(3)の債務保証会社の紹介を受け当該債務保証会社を利用すること、又は(1)民間賃貸住宅の紹介を受け、区内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を結ぶ際、家主が指定する債務保証会社を利用する必要があること。
- ② 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。
助成額・単身世帯…60,000円以内で実際に要した額
・2人以上の世帯…80,000円以内で実際に要した額

根拠法令等

港区高齢者民間賃貸住宅入居支援事業実施要綱

開始時期

平成31年4月

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	元	2	3	4
民間賃貸住宅の紹介申請件数	120	125	98	138
民間賃貸住宅の成約件数	8	7	9	8
入居費用の一部助成件数	3	3	1	2
債務保証会社の紹介件数	1	5	4	11

補助金等
有・~~無~~

備考

養護老人ホーム入所措置	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

環境上の理由及び経済的理由で、在宅生活が困難になった高齢者について、養護老人ホームの入所措置をします。

事業内容

(1) 対 象

65歳以上（事情のある場合は60歳以上）で、次の①②の要件をともに満たす人

① 環境上の理由

家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅での生活が困難な人

② 経済的理由

次のア～ウのいずれかに当てはまる人

ア 生活保護受給世帯

イ 世帯の生計中心者が特別区民税所得割を課されていない世帯

ウ 災害などのためその世帯の収入が急激に減少し、生活に困窮している状態にある人

(2) 費用負担

入所者本人及び扶養義務者から、それぞれの階層区分に応じた費用を徴収します。

根拠法令等

老人福祉法

老人福祉法施行令

港区老人福祉法施行細則

開始時期

昭和 38 年 7 月

実 績 表

入所措置状況

各年度末現在（単位：人）

区分		年度				
		30	元	2	3	4
在籍人数	公 立	0	0	0	0	0
	私 立	171	184	186	197	191
	計	171	184	186	197	191

補助金等
有 ・ 無

備 考

高齢者在宅サービスセンター	所管課	— 高齢者支援課
<p>目 的</p> <p>在宅で日常生活に支障のある人を対象に、高齢者在宅サービスセンター（白金の森、港南の郷、サン・サン赤坂、南麻布、台場、北青山、芝、虎ノ門）において通所介護等（デイサービス）を行います。</p> <p>事業内容</p> <p>介護保険法の要介護認定で要介護1～5と認定された人に、入浴、食事の提供、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活のお世話をを行います。</p> <p>介護保険法の要介護認定で要支援1・2と認定された人及び基本チェックリストによる総合事業対象者に、日常生活の支援などを行う共通サービスと、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、レクリエーションなど）を行います。</p> <p>サン・サン赤坂、北青山、芝では認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護も実施しています。</p> <p>根拠法令等</p> <p>老人福祉法 介護保険法 港区立高齢者在宅サービスセンター条例 港区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則 港区立高齢者在宅サービスセンター運営要綱 港区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱</p> <p>開始時期</p> <p>昭和63年10月1日</p> <p>関係発行物</p> <p>港区施設案内（高齢者施設）</p>		

実績表

通所介護事業延利用者数

(単位：人)

施設名 \ 年度	30	元	2	3	4
白金の森	9,609	9,112	7,505	7,251	6,790
港南の郷	8,055	7,626	7,128	6,377	6,043
サン・サン赤坂	9,959	9,835	8,239	8,516	6,770
南麻布	7,268	7,162	5,862	6,032	6,080
台場	9,728	9,501	8,908	8,862	6,291
北青山	11,478	11,312	10,034	8,963	6,201
芝	9,591	9,333	9,071	8,795	7,439
虎ノ門	8,997	9,212	8,996	9,272	9,318
合計	74,685	73,093	65,743	64,068	54,932

補助金等
有・無

備考

高齢者宿泊デイサービス事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

介護保険法に基づく港区立芝高齢者在宅サービスセンター及び台場高齢者在宅サービスセンターの通所介護利用者（要支援の認定を受けている人は除く。）に対し、通所介護等に引き続き宿泊を伴う介護サービスを提供する宿泊デイサービスを実施することにより、介護者の負担軽減及び通所介護利用者の在宅生活の維持継続を図ります。

事業内容

(1) 対 象

港区立芝高齢者在宅サービスセンター及び台場高齢者在宅サービスセンターの通所介護利用者で次のいずれかに該当する人

- ① 通所介護利用者を日常的に介護する人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 休養を取るとき。
 - イ 出張、行事参加等の理由により、一時的に居宅において介護を行えないとき。
 - ウ その他区長が特に必要と認めるとき。
- ② ひとり暮らしの通所介護利用者で、見守りが必要と認められる人
 ※通所介護利用者が次のいずれかに該当する場合は対象者としません。
 - ア 医療対応が必要なとき。
 - イ 認知症等により、徘徊等の行動障害が認められるとき。

(2) 利用日数等

毎週月曜日午後5時から土曜日午前9時までの期間内

- ① 1回の利用につき1泊2日とし、月4回まで
- ② 区長が認めた場合は、最長5泊6日まで

(3) 利用者負担

宿泊料自己負担分1泊5,000円（食費含む。）、生活用品等の実費

根拠法令等

港区高齢者宿泊デイサービス事業実施要綱

開始時期

平成23年7月1日

実績表

年度			30	元	2	3	4
芝	延利用日数 (日)		250	209	132	78	4
	利用人数 (人)		159	87	87	47	2
	内 訳	要 介 護	5	0	0	0	0
			4	34	11	2	9
			3	5	5	0	38
			2	120	71	85	0
			1	0	0	0	0
不明		0	0	0	0	0	
台 場	延利用日数 (日)		52	4	2	0	2
	利用人数 (人)		32	4	2	0	1
	内 訳	要 介 護	5	22	0	0	0
			4	8	2	0	0
			3	0	0	2	0
			2	2	0	0	0
			1	0	2	0	0
不明		0	0	0	0	0	

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

高齢者緊急医療短期入所事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

在宅の要介護・要支援高齢者が、介護者の緊急事態等によって一時的に在宅で介護が受けられなくなり、かつ医療行為が必要で介護保険のショートステイ等のサービスが受けられない場合に、医療施設を利用し、緊急時の医療を伴う看護を行い、要介護・要支援高齢者の在宅生活の維持・継続を図ります。

事業内容

(1) 対 象

次の要件の全てに該当する人

- ① 港区に住所を有する人
- ② 要介護認定で要支援1・2、要介護1～5と認定された人
- ③ 介護者の緊急事態等で一時的に在宅での介護が受けられず、かつ医療対応が必要で介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用が困難な人
- ④ 短期間の入所により、在宅への復帰が可能な人

(2) 利用者負担

医療保険の自己負担分、食事負担分、おむつ代、日常生活費等の実費

根拠法令等

港区高齢者緊急医療短期入所事業実施要綱

開始時期

平成14年4月1日

実績表

年度		30	元	2	3	4
延利用日数(日)		20	0	6	0	5
利用者数(人)		2	0	1	0	1
内 訳	5	1	0	0	0	1
	4	0	0	0	0	0
	3	1	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0
	1	0	0	1	0	0
要 支 援		0	0	0	0	0

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

高齢者家事援助サービス事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

家事等が困難で日常生活を営むのに支障がある高齢者の家庭に、家事援助を行うホームヘルパーを派遣し、高齢者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるように支援します。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する人で、65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯で次の要件に該当する人

- ① 自立判定者（介護認定の未判定者を含む。）（以下「自立」という。）
- ② 基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）
- ③ 介護保険の介護認定で要支援1・2の人

※②と③に該当する人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを最大限利用している人に限ります。

※家族と同居であるが、日中長い時間ひとりになるなど、支援が必要な人についても対応しています。

(2) 派遣内容

「自立」・「事業対象者」・「要支援1」の人は週2時間を限度、「要支援2」の人は週3時間を限度として、①衣類の洗濯、②住居の清掃、③生活必需品の買物等の家事の援助をします。

(3) 利用者負担額

生活保護受給者	無料
住民税非課税者	120円／1時間
上記以外	200円／1時間

根拠法令等

港区高齢者家事援助サービス事業実施要綱

開始時期

平成12年4月1日

実績表

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
利用延人数	550	397	315	320	270
月平均の利用者数	46	33	26	27	23

利用者負担別 派遣時間

(単位：時間)

対象者の内訳	30	元	2	3	4
生活保護受給者	183.5	100	103	100	53
住民税非課税者	1,263.5	768.5	662.5	632	597.5
上記以外	1,805.5	1,401	953.5	914	643
合計（延時間）	3,252.5	2,269.5	1,719	1,646	1,293.5

※平成24年度から、「要支援1・2」の人は、介護保険サービスの予防給付を優先します。

※平成28年度から、対象に「事業対象者」を追加しました。

補助金等 有 ・ ④				備考	
---------------	--	--	--	----	--

高齢者緊急一時介護人派遣	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

ひとり暮らし高齢者等が、緊急又は一時的な理由により家事援助や身体介護が必要になったとき、家事援助・身体介護を行うホームヘルパーを派遣することにより、高齢者及びその家庭の日常生活の安定を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯の人（「基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者」、介護保険の介護認定で要介護・要支援認定者は除く。）

(2) 派遣回数

年 3 回以内

1 回の日数は連続 3 日以内、1 日 6 時間以内

(3) 利用者負担

1 時間あたり 200 円

（ただし、生活保護受給世帯は無料、住民税非課税世帯は 120 円）

根拠法令等

港区高齢者緊急一時介護人派遣事業実施要綱

開始時期

昭和 56 年 5 月 1 日

実績表

年度	30	元	2	3	4
利用延人数 (人)	7	2	5	7	6
介護人派遣時間 (時間)	34	19	71	25	53

補助金等
有 ・ (無)

備 考

高齢者生活管理指導事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

基本的な生活習慣の欠如や対人関係不成立等の社会適応が困難な高齢者に対して、訪問により日常生活に関する支援等を行うことにより、要介護状態への進行を予防し、高齢者の福祉の増進を図ります。

事業内容

区の指示により、受託業者がホームヘルパーを生活管理指導員として派遣し、社会適応が困難な高齢者の日常生活について支援等を行います。

根拠法令等

港区高齢者生活管理指導事業実施要綱

開始時期

平成14年4月1日

実績表

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
高齢者生活管理指導件数	0	0	0	1	0

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者火災安全システム	所管課	— 高齢者支援課			
<p>目 的 在宅高齢者に対して火災警報器等を給付又は貸与することにより、在宅高齢者の生活の安全を確保し、福祉の増進を図ります。</p> <p>事業内容 対 象</p> <p>(1) 消防庁方式救急通報システムを利用中の区内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にある人</p> <p>(2) 区内に住所を有する 65 歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要であって機器の設置が必要と認められる人</p> <p>根拠法令等 港区高齢者火災安全システム事業運営要綱</p> <p>開始時期 平成 11 年 12 月 1 日（平成 26 年 3 月 31 日で休止）</p> <p>実 績 平成 26 年度以降の実績なし</p>					
補助金等 有 ・ (無)				備 考	

高齢者熱中症対策事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

夏場の猛暑から高齢者の熱中症による被害を予防するため、熱中症の予防啓発を行います。

事業内容

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者については、高齢者単身世帯実態調査を実施する際の案内通知にリーフレットを同封し、発送します。
- (2) 75歳以上のひとり暮らし高齢者については、高齢者単身世帯実態調査（訪問調査）時に、民生委員・児童委員から予防啓発を行います。
- (3) 75歳以上の高齢者のみで構成する世帯のうち、世帯員全員が介護保険や区の高齢者サービス等を利用していない世帯については、ふれあい相談員が直接訪問し、リーフレットを配付します。
- (4) 日中に高齢者のみとなる世帯等で希望する人については、各総合支所及び各高齢者相談センター等でリーフレットを随時配付します。
- (5) 町会・自治会の掲示板にポスターを掲示し、広く熱中症の予防について周知します。

※(2)の令和2年度及び令和3年度の高齢者単身世帯実態調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全件郵送調査になりました。

開始時期

平成23年6月

関係発行物

熱中症対策リーフレット

熱中症対策ポスター

実績表

(単位：枚)

年度	30	元	2	3	4
リーフレット配付枚数	15,707	16,509	23,316	16,638	16,658

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	---------------------

高齢者エアコン購入費給付事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

自宅にエアコンがない高齢者世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用を給付することにより、夏季における高齢者の熱中症対策を支援します。

事業内容

(1) 対 象

区内在住で自宅にエアコンがない、又は故障により使用できるエアコンがない世帯で、次の要件の両方に該当する世帯

- ① 65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯、
又は65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、
又は65歳以上の高齢者と障害者のみで構成される世帯
- ② 世帯員全員が住民税非課税又は生活保護を受給している世帯

(2) 対 象 機 器

壁、窓枠などに固定して設置するエアコン
※自宅の構造上、設置困難な場合は可動式エアコンも対象です。

(3) 助成上限額

65,000円（1世帯1回限り）
※エアコン購入費及び設置にかかった費用と65,000円のいずれか少ない額が助成対象です。

根拠法令等

港区高齢者エアコン購入費給付事業実施要綱

開始時期

令和3年1月15日

実績表

(単位：件)

年度	2	3	4
助成件数	35	70	63

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者救急通報システム	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

高齢者が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報することにより、地域の協力を得て救助を行い、高齢者の生活の安全を確保します。

事業内容

対 象

区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にある人等

※平成13年4月以降の新規申込みには、高齢者事業者方式救急通報システム（P405）を設置しています。

根拠法令等

港区高齢者救急通報システム事業運営要綱

開始時期

平成元年10月1日

実績表

(単位：台)

年度	30	元	2	3	4
年度末設置数	3	1	1	1	1

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-------------------------

高齢者訪問電話	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

ひとり暮らし等の高齢者世帯に対し、定期的に電話をすることによって、安否を確認するとともに安全を確保し、各種の相談に応じます。

事業内容

(1) 対 象

- ① 近隣に親族が居住していないおおむね 65 歳以上の高齢者でひとり暮らしの人
- ② 近隣に親族が居住していない高齢者世帯で昼間、高齢者のみになる世帯等

(2) 電話相談員の配置

2名（心身障害者（児）電話相談センターと兼務）

根拠法令等

港区高齢者・心身障害者（児）電話相談センターの設置及び訪問電話事業運営要綱

開始時期

昭和 49 年 10 月 1 日

実 績 表

訪問電話活動状況

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
経 済 的	397	389	195	143	197
対 人 関 係	1,528	1,161	550	573	662
医 療 ・ 保 健	2,402	1,918	1,643	1,917	1,607
生 活 環 境	4,186	3,601	3,966	4,083	3,848
ヘルパーとの連絡	120	116	58	48	25
ケースワーカーとの連絡	42	32	39	60	41
他 機 関 絡との連絡	46	34	28	23	13
安 否 確 認	4,321	3,899	4,106	4,193	3,963
計	13,042	11,150	10,585	11,040	10,356

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-------------------------

高齢者通院支援サービス	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対し、介護保険制度の対象にならない医療機関内での待ち時間において付添いを提供することにより、高齢者の医療機関への通院機会の保障を図り、高齢者の在宅生活を維持します。

事業内容

(1) 対 象

要介護1以上で居宅サービス計画書において、訪問介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されている人

(2) 派遣回数

月3回以内、1回3時間以内

(3) 利用者負担

利用時間	利用者負担金		
	一般	ホームヘルプサービス等の利用者負担助成の受給者	生活保護受給者
30分まで	150円	40円	無料
1時間まで	250円	70円	
1時間30分まで	350円	100円	
2時間まで	450円	130円	
2時間30分まで	550円	160円	
3時間まで	650円	190円	

根拠法令等

港区高齢者通院支援サービス事業実施要綱

開始時期

平成22年1月

実績表

(単位 新規登録：人、利用時間：時間)

区分	30		元		2		3		4	
	新規登録	利用時間	新規登録	利用時間	新規登録	利用時間	新規登録	利用時間	新規登録	利用時間
生活保護受給者	50	1,860	23	1,677.5	25	1,062	29	1,100	34	1,180
ホームヘルプサービス等の利用者負担助成の受給者	8	581	8	558.5	7	414	4	506	5	591.5
上記以外	285	6,888	287	6,990	286	5,711	323	6,742.5	327	7,477.5
合 計	343	9,329	318	9,226	318	7,187	356	8,348.5	366	9,249

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

高齢者日常生活用具給付事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

身体機能が低下した高齢者に日常生活用具を給付することにより、日常生活や外出時の安全性を高め、高齢者の積極的な社会参加の促進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

給付種目と対象者は、以下のとおりです。

給付種目	対象者	給付条件
シルバーカー又は杖	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の区民で、歩行補助用具を使用することで歩行の安定を図ることができる人 ・在宅で生活している人 ・介護保険のサービスで歩行補助用具の貸与を受けていない人 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定を受けている人は、この事業で給付を受けることがケアプランに明記されている必要があります。 ・要介護認定を受けている人は、介護保険のサービスが優先となります。ただし、介護保険サービスの歩行補助用具の貸与では対応できない身体状態の場合のみ、対象となる場合があります。
浴室用滑り止めマット	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の区民で、入浴補助用具を使用することで自力での入浴を安全に行うことができる人 ・在宅で生活している人 	
入浴用椅子 又は浴槽内椅子	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の区民で、入浴補助用具を使用することで自力での入浴を安全に行うことができる人 ・在宅で生活している人 	要支援認定、又は要介護認定を受けている人は、対象外です。

*申請は給付各種目につき、1回限りです。

(2) 利用者負担額

介護保険サービス利用時の費用負担割合に準じて決定します。所得に応じて協定価格の1～3割が利用者負担額となります。
生活保護受給者は無料です。

(3) 給付方法

区が協定を締結した福祉用具事業者の福祉用具専門相談員による事前調査を受け、安全性と効果性を確認した上で、用具を給付します。

根拠法令等

港区高齢者日常生活用具給付事業実施要綱

開始時期

平成30年4月1日

実績表

(単位：件)

給付種目	年度				
	30	元	2	3	4
シルバーカー	17	9	15	8	10
杖	33	19	18	14	12
浴室用滑り止めマット	52	29	30	27	29
入浴用椅子	26	12	9	7	5
浴槽内椅子	5	4	3	2	2
計	133	73	75	58	58

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	---------------	-----------------	-------	-------------------------

高齢者補聴器購入費助成事業	所管課	各総合支所区民課
		高齢者支援課

目 的

聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用を助成することにより、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図ります。

事業内容

(1) 対 象

次の全ての要件に該当する人

- ① 60歳以上の区内在住者
- ② 区が指定する医療機関（補聴器相談医在籍）の医師が、補聴器の装用を認める人
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人

(2) 対象機器

補聴器本体（片耳1台分）及びその付属品（電池、充電器及びイヤモールド）
※区が指定する販売店（認定補聴器技能者在籍）で購入するものに限ります。

(3) 助成額

補聴器購入額（上限137,000円）
※住民税課税の人は補聴器購入額の半額（上限68,500円）が助成額です。

根拠法令等

港区高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

開始時期

令和4年4月1日

関係発行物

高齢者補聴器購入費助成のご案内リーフレット
高齢者のための「聞こえのセルフチェック」

実績表

(単位：件)

	年度	4
区分		
助成件数		523

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1/2	区負担 1/2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	------------	------------	-------	-------------------------

新型コロナウイルス感染症対策在宅要介護者緊急一時支援事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

在宅で高齢者を介護している家族が新型コロナウイルスに感染し、濃厚接触者となった要介護者が自宅に取り残されてしまった場合や、ひとり暮らし等の要介護者が濃厚接触者となった場合等に、要介護者の状況に合わせ、生活に必要な最低限のサービスが受けられるよう支援することで、要介護者の生活の安定を図ります。

事業内容

(1) 対 象

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者で介護する親族等がいない要介護者等

(2) 内 容

① 在宅生活の支援

- ・訪問介護サービス
- ・配食サービス

② 施設入所による支援

在宅での生活が困難な場合に、区内の特別養護老人ホームへ一時入所を実施

③ 要介護者の搬送支援

自宅から施設への搬送を実施

④ 介護事業所等へ協力金支給

濃厚接触者等へサービスを提供する介護事業所等に対し、協力金を支給

(3) 利用者負担

無 料

※利用にあたっては、介護保険サービスを優先して利用していただくなど、一定の条件があります。

開始時期

令和2年12月1日（令和5年5月8日廃止）

実 績 表

（単位：件）

年度	2	3	4
訪問介護サービス	0	1	0
配食サービス	0	4	8
施設入所	1	3	1
搬送支援	0	2	0
介護事業所協力金	3	85	157

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担割合	都負担割合 10/10	区負担割合	補助金名等	在宅要介護者の受入体制整備事業補助金
-----------------	-------	----------------	-------	-------	--------------------

新型コロナウイルス感染症対策自宅療養者向け 高齢者配食サービス事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者が新型コロナウイルスに感染し自宅療養となる場合に、東京都から配送される保存食品等で食事を用意することが困難なケースがあることから、希望する高齢者を対象に、栄養バランスのとれた弁当（1日3食分）を自宅に配達することで、自宅療養中の高齢者の食事の支援及び安否確認を行います。

事業内容

(1) 対 象

新型コロナウイルスに感染し、自宅で療養している 65 歳以上の高齢者及び 65 歳以上の同居家族

※新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者で介護する親族等がない要介護者等への配食サービスは、新型コロナウイルス感染症対策在宅要介護者緊急一時支援事業（P139）により実施します。

(2) 対象期間

自宅での療養が終了する日まで

(3) 利用者負担

無 料

開始時期

令和3年1月22日（令和5年5月8日廃止）

実績表

（単位：食）

年度	2	3	4
区分			
延配食数	75	562	2,726

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等 新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援補助金
-----------------	----------	--------------	----------	------------------------------------

新型コロナウイルスワクチン接種高齢者付添支援事業	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

介護が必要な高齢者に対し、自宅から接種会場等までの移動支援（介護保険サービス）に引き続き、同じ介護事業所ヘルパーによる接種会場内での付添を行うことで、介護が必要な高齢者が安心して新型コロナウイルスワクチンを接種できるよう支援します。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有する要介護認定が要介護1以上で、自宅から接種会場までの移動に際し、介護保険サービスによる訪問介護等を利用している人

(2) 実施方法

ワクチン接種予約日に介護保険サービスで自宅から接種会場までの移動支援を実施した利用者に対し、区が協定を締結した訪問介護事業所が接種会場内の付添支援を行います。

開始時期

令和3年5月17日

実績表

(単位：件)

区分	年度	
	3	4
延利用件数	798	252

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 10/10	都負担 —	区負担 —	補助金名等	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費
-----------------	--------------	----------	----------	-------	------------------------

令和4年度で廃止した事業

高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会	所管課	—
		高齢者支援課

目 的

高齢者福祉サービスについて、苦情相談等の内容を検討し、高齢者福祉サービスの質の向上をめざします。

事業内容

高齢者福祉サービスに関する苦情を解決するため検討し、提言等を行います。

(1) 審議事項

- ・ 区で受け付けた介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの苦情解決に関する事項
- ・ 介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの評価に関する事項
- ・ その他必要な事項

(2) 委員の構成

学識経験者等 5名（保健福祉、医療、法律、消費生活各分野）

根拠法令等

高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会設置要綱

開始時期

平成13年6月（令和5年3月廃止）

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
報告件数(件)	6	4	4	4	6
委員会開催回数(回)	3	2	2	2	2

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	高齢社会対策区市町村包括補助 事業補助金
-----------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

3 介 護 保 険

以下の事業については複数課に共通するため、該当ページにまとめて掲載しています。

高齢者施設等におけるPCR検査に係る支援	419 ページ
新型コロナウイルスワクチン接種移動支援事業	420 ページ

介護保険課

介護保険	所管課	—
		介護保険課
<p>概 要</p> <p>介護保険制度は、介護が必要になった高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健・医療・福祉の総合的サービス供給を社会全体で支え、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として、平成12年4月から開始しました。</p> <p>内 容</p> <p>区は保険者として、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護・要支援認定、保険給付などを行います。</p> <p>(1) 被保険者（介護保険に加入する人）</p> <p>第1号被保険者：区内に住所のある65歳以上の人</p> <p>第2号被保険者：区内に住所のある40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人</p> <p>（日本に3か月を超えて在留する外国籍の人も、介護保険被保険者となります。）</p> <p>① 住所地特例</p> <p>被保険者が区外に所在する以下の施設に入所した場合は、区の被保険者資格が継続します。</p> <p>ア 介護保険施設（介護老人福祉施設＝特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院（介護療養型医療施設））</p> <p>※介護老人福祉施設については、29人以下の施設（地域密着型介護老人福祉施設）を除きます。</p> <p>イ 特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム）</p> <p>※29人以下の介護専用型特定施設（地域密着型特定施設）を除きます。</p> <p>ウ 養護老人ホーム</p> <p>※老人福祉法第11条第1項第1号による入所措置をとられた入所者に限ります。</p> <p>② 適用除外</p> <p>以下の施設に入所又は入院している人は、当分の間、介護保険の被保険者から除外されます。（介護保険法施行法第11条、介護保険法施行規則第170条）</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第19条第1項により「生活介護」及び「施設入所支援」の支給決定を受けて指定障害者支援施設に入所している身体障害、知的障害及び精神障害のある人</p> <p>イ 身体障害者福祉法第18条第2項により生活介護を行う障害者支援施設に入所している身体障害のある人及び知的障害者福祉法第16条第1項第2号により障害者支援施設に入所している知的障害のある人</p> <p>ウ 障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者総合支援法施行規則第2条の3に規定する療養介護を行う病院に入院している人</p> <p>エ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に入所している人</p> <p>オ 児童福祉法第6条の2の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療などを行う病床に限ります。）に入院している人</p> <p>カ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に基づき、のぞみの園が設置する施設に入所している人</p>		

- キ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所などに入院している人
- ク 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設に入所している人
- ケ 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な人を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限ります。)に入所している人

第1号被保険者数

<制度の現況>

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
65歳以上75歳未満	21,638	21,634	21,665	21,245	20,618
75歳以上	22,896	23,185	23,201	23,857	24,816
計	44,534	44,819	44,866	45,102	45,434
外国人(再掲)	1,009	1,056	1,062	1,123	1,279
住所地特例(再掲)	704	747	767	773	802

(2) 給付対象者(介護保険のサービスを受けられる人)

第1号被保険者(65歳以上の人)：要介護・要支援認定を受けた人

第2号被保険者(40歳から64歳の人)：加齢に伴う16種類の病気(特定疾病)が原因で要介護・要支援認定を受けた人

<特定疾病>

1 がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの)	7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	13 脳血管疾患
2 関節リウマチ	8 脊髄小脳変性症	14 閉塞性動脈硬化症
3 筋萎縮性側索硬化症	9 脊柱管狭窄症	15 慢性閉塞性肺疾患
4 後縦靭帯骨化症	10 早老症	16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
5 骨折を伴う骨粗しょう症	11 多系統萎縮症	
6 初老期における認知症 (脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態)	12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	

根拠法令等

介護保険法

介護保険法施行法

介護保険法施行令

介護保険法施行規則

補助金等 有 ・ (無)				備考	
-----------------	--	--	--	----	--

介護保険のあゆみ		所管課	—
			介護保険課
平成9	介護保険法の成立（12月17日公布）【国】		
平成11.10	介護認定審査会の設置		
平成12.2	第1期港区介護保険事業計画策定（平成12年度～平成14年度） 港区介護保険条例等制定 基準保険料（月額）3,050円 所得段階 5 要支援・要介護認定者数 3,674人		
平成12.4	介護保険制度開始 利用者負担額1割 港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例等施行		
平成15.2	第2期港区介護保険事業計画策定（平成15年度～平成17年度） 基準保険料（月額）3,250円 所得段階 6 要支援・要介護認定者数 4,213人		
平成15.4	介護報酬の改定（▲2.3%）【国】		
平成15.9	港区介護保険白書の作成		
平成17.4	法施行5年度の法改正【国】		
平成17.10	介護保険法改正（施設給付見直し・特定入居者介護サービス費等創設）【国】 要支援が要支援1・要支援2に変更		
平成18.3	第3期港区介護保険事業計画策定（平成18年度～平成20年度） 基準保険料（月額）4,500円 所得段階 10 要支援・要介護認定者数 5,594人		
平成18.4	地域包括支援センターの創設（在宅介護支援センターを廃止し、区内5地区に設置） 地域密着型サービスの創設【国】 介護報酬の改定（▲0.5%）【国】 要支援・要介護認定調査項目の変更（79項目→82項目）【国】		
平成21.3	第4期港区介護保険事業計画策定（平成21年度～平成23年度） 基準保険料（月額）4,500円 所得段階 11 要支援・要介護認定者数 6,272人		
平成23.6	介護保険法改正【国】 定期巡回・随時対応型サービス、複合型サービスの創設【国】		
平成24.3	第5期港区介護保険事業計画策定（平成24年度～平成26年度） 基準保険料（月額）5,250円 所得段階 12 要支援・要介護認定者数 7,197人		
平成24.4	介護報酬の改定（+1.2%）【国】 定期巡回・随時対応型サービス、複合型サービスの創設		
平成25.4	港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行		
平成27.3	第6期港区介護保険事業計画策定（平成27年度～平成29年度） 基準保険料（月額）6,245円 所得段階 15 要支援・要介護認定者数 8,550人		
平成27.4	港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行 消費税増税の財源を用いた社会保障の充実のための保険料軽減の実施 第1段階保険料（月額）2,810円→2,498円		
平成27.8	一定以上所得者の利用者負担額2割開始【国】 高額介護サービス費の負担上限見直し【国】 負担限度額認定要件の見直し（別世帯の配偶者の課税状況）【国】		
平成28.4	介護予防・日常生活支援総合事業開始		
平成28.8	負担限度額認定要件の見直し（収入額の判定要件）【国】		
平成29.4	介護報酬の改定（+1.14%）【国】		
平成30.3	第7期港区介護保険事業計画策定（平成30年度～平成32年度） 基準保険料（月額）6,245円 所得段階 17 要支援・要介護認定者数 9,073人		

平成 30. 4	介護保険法改正【国】 港区指定居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行
平成 30. 8	現役並み所得者の利用者負担額3割開始【国】
平成 31. 4	消費税増税の財源を用いた社会保障の充実のための保険料軽減の実施 第1段階保険料（月額）2,810円→2,029円 第2段階保険料（月額）3,434円→3,122円 第3段階保険料（月額）4,059円→3,903円
令和 2. 4	港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例等廃止 消費税増税の財源を用いた社会保障の充実のための保険料軽減の実施 （令和元年10月 消費税8%→10%） 第1段階保険料（月額）2,810円→1,561円 第2段階保険料（月額）3,434円→2,810円 第3段階保険料（月額）4,059円→3,747円
令和 2. 5	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した等による、介護保険料の納付困難者に対し、保険料の減免を開始 （令和2年2月1日～令和3年3月31日納期限分）【国】
令和 3. 3	第8期港区介護保険事業計画策定（令和3年度～令和5年度） 基準保険料（月額）6,245円 所得段階 17 要支援・要介護認定者数 9,407人
令和 3. 4	介護報酬の改定（+0.07%）【国】
令和 3. 5	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した等による、介護保険料の納付困難者に対し、保険料の減免を延長 （令和2年2月1日～令和4年3月31日納期限分）【国】
令和 3. 8	高額介護サービス費の負担上限見直し【国】 負担限度額認定証要件の見直し（預貯金額）【国】 介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額の変更【国】
令和 4. 4	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した等による、介護保険料の納付困難者に対し、保険料の減免を延長 （令和2年2月1日～令和5年3月31日納期限分）【国】
令和 4. 10	介護報酬の臨時改定（介護職員等ベースアップ等支援加算の創設）【国】
令和 5. 3	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した等による、介護保険料の納付困難者に対する保険料の減免について、令和4年度末で終了【国】 要支援・要介護認定者数 9,758人

※保険料の月額目は目安であり、1円未満の端数は切り捨てています。

介護保険料	所管課	—
		介護保険課

概要

前年の所得状況及び世帯の課税状況に基づき、第1号被保険者の介護保険料を賦課・徴収します。

内容

1 第1号被保険者の保険料

65歳以上の人の保険料は、区の介護サービス費用総額から算出して、3年ごとに区が定めます。その人の前年の所得状況及び世帯の課税状況に応じ17段階に設定されます。

(1) 保険料（令和5年度）

所得段階	対象者		年間保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者 本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額を合わせて、80万円以下の人 		18,735円
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円を超え、120万円以下の人	33,723円
第3段階		本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、120万円を超える人	44,964円
第4段階	本人が 住民税非課税で 世帯員が住民税課税	本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円以下の人	59,952円
第5段階		本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円を超える人	74,940円
第6段階	本人が 住民税課税	合計所得金額 125万円未満の人	78,687円
第7段階		合計所得金額 125万円以上 190万円未満の人	82,434円
第8段階		合計所得金額 190万円以上 250万円未満の人	89,928円
第9段階		合計所得金額 250万円以上 350万円未満の人	104,916円
第10段階		合計所得金額 350万円以上 500万円未満の人	119,904円
第11段階		合計所得金額 500万円以上 750万円未満の人	146,133円
第12段階		合計所得金額 750万円以上 1,000万円未満の人	179,856円
第13段階		合計所得金額 1,000万円以上 1,500万円未満の人	217,326円
第14段階		合計所得金額 1,500万円以上 2,000万円未満の人	254,796円
第15段階		合計所得金額 2,000万円以上 3,000万円未満の人	296,013円
第16段階	合計所得金額 3,000万円以上 5,000万円未満の人	337,230円	
第17段階	合計所得金額 5,000万円以上の人	382,194円	

- ・合計所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの全ての収入金額から必要経費（収入の種類によって計算方法が異なります。）を差し引いた金額の合計で、扶養控除や医療費控除、社会保険料控除等の所得控除をする前の金額です。繰越損失がある場合は、繰越控除をする前の金額です。
- ・第1段階から第5段階までの判定における合計所得金額については、公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。
- ・第1段階から第5段階までの判定における合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から最大10万円を控除した額を用います。
- ・第6段階から第17段階までの判定における合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、その合計額から最大10万円を控除した額を用います。
- ・土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除金額を控除した額を用います。
- ・「世帯」は、その年度の4月1日時点の世帯構成で判断します。年度途中での転入や、65歳となった人は資格取得日で判断します。

(2) 納付方法

特別徴収 老齢年金、退職年金、遺族年金又は障害年金等が年額18万円以上の人は、年金からの天引きにより納付します。（老齢福祉年金、恩給からは天引きされません。）

※転入などにより新たに区の被保険者になった人などは、一定期間年金から天引きされません。その間は、普通徴収により納付します。

普通徴収 特別徴収でない人は、納付書や口座振替により、区に直接納付します。

(3) 納期

特別徴収の人は、偶数月の年金支払時に天引きされます。

普通徴収の納期は6月～翌年3月の毎月末日です。

(4) 保険料の減免・徴収猶予

以下に該当する人は、保険料を減免又は徴収猶予される場合があります。

- ① 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する人が、災害により著しい損害を受け、一時的に生活が困難になったとき。
- ② 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する人が、死亡又は入院などにより収入が著しく減少し、一時的に生活が困難になったとき。
- ③ 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する人の収入が、事業の休廃止や失業などにより、著しく減少し、一時的に生活が困難になったとき。
- ④ その他区長が認めるとき。

実績表

災害・生活困窮等減免

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
減免承認数(人)	3(延5)	5(延7)	5(延12)	1(延2)	4(延9)
減免額(千円)	151	220	258	82	129

※減免承認期間は6か月を以て1単位としています。同一被保険者が同一年度内に2単位の承認を受けた場合、延べ2人と数えます。

新型コロナウイルス対応減免

区分 \ 年度	元	2	3	4
減免承認数(人)	210	210	108	38
減免額(千円)	2,184	13,630	6,383	2,662

※新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が下がった第1号被保険者に対し保険料を減免します。ただし、一定の要件があります。

(5) 保険料の軽減

以下の全ての要件に該当する人は、申請により保険料が第1段階に軽減されます。

- ① 保険料の所得段階が第2段階又は第3段階であること。
- ② 世帯の前年1年間の年金収入（遺族年金、障害年金等の非課税年金を含みます。）、給与収入については収入金額を、その他の収入については所得に直した金額を合計した額が、次の額以下であること。1人世帯は140万円以下、2人世帯は200万円以下、3人世帯は260万円以下のように、世帯人数が1人増えるごとに60万円加算した金額以下であること（家賃・地代は年間最高97万円まで控除します。）。
- ③ 世帯の全ての預貯金合計額が、1人世帯は300万円以下、2人世帯は400万円以下、3人世帯は500万円以下のように、世帯人数が1人増えるごとに100万円加算した金額以下であること。
- ④ 住民税が課税されている人に扶養されていないこと。
- ⑤ 保険料に滞納がないこと（ただし、分割納付誓約書を提出した場合は除きます。）。

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
軽減実績延人数（人）	66	55	50	46	42
年度末軽減人数（人）	59	48	45	44	41
軽減額（千円）	898	726	884	867	776

2 第2号被保険者の保険料

40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険によって異なります。保険料は、国民健康保険や職場の医療保険の保険料と一括して徴収されます。

3 保険料の滞納による給付制限等

保険料を納めないでいると、その滞納期間に応じて介護保険サービス費を一旦全額自己負担して、後から保険給付分（9割～7割）が支給されたり、一時的に保険給付が差し止められたり、自己負担（1割～3割）が3割～4割に引き上げられたりすることがあります。

根拠法令等

- 介護保険法
- 介護保険法施行法
- 介護保険法施行令
- 介護保険法施行規則
- 港区介護保険条例
- 港区介護保険条例施行規則
- 港区介護保険料徴収猶予・減免事務取扱要綱
- 港区介護保険料軽減の取扱いに関する要綱
- 港区介護保険料滞納者に係る保険給付の制限等実施要領

補助金等 ① 無	国負担 介護保険法 基準による	都負担 介護保険法 基準による	区負担 介護保険法 基準による	補助金名等	低所得者保険料軽減負担金等
-------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------	---------------

要介護・要支援認定	所管課	各総合支所区民課
		介護保険課

概要

介護サービスを必要とする人のために要介護状態区分に分けて認定します。

内容

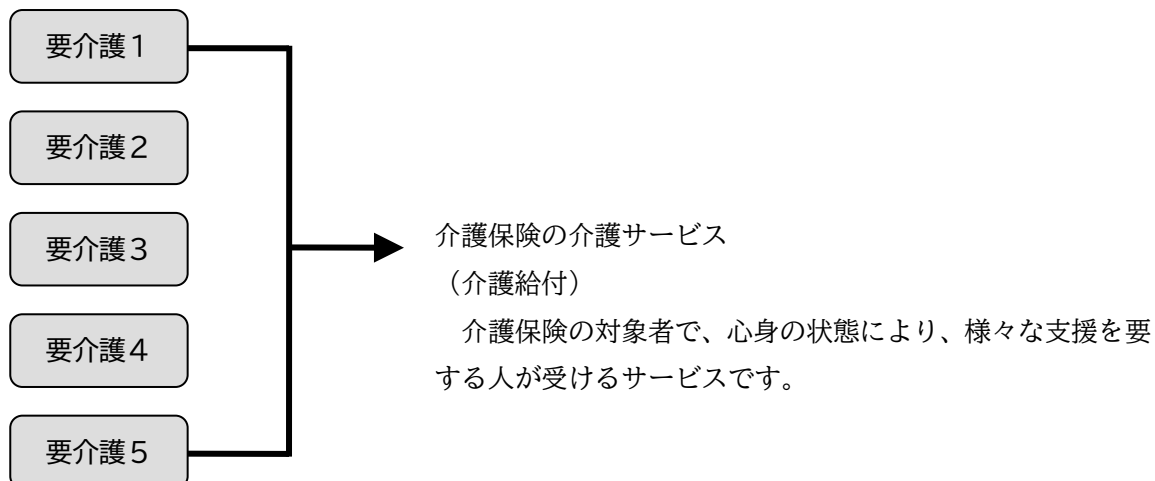
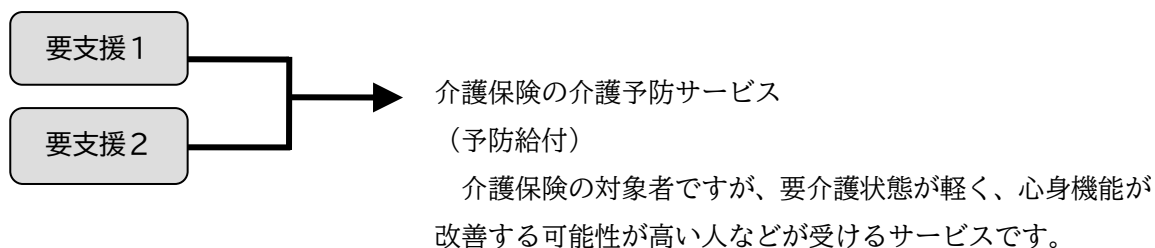
(1) 対象

- ① 第1号被保険者（65歳以上の人）で、寝たきり・認知症などで常に介護が必要な人、又は家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人
- ② 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人）で、初老期における認知症、脳血管疾患など加齢に伴う国が指定する16種類の病気（特定疾病）によって介護や支援が必要になった人

(2) 認定

介護認定審査会は、介護の必要性の有無及び度合いを審査判定します。要介護度は、心身の状態に応じて、7段階に区分され、利用できるサービスの量などが決まります。

要介護状態区分



根拠法令等

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 港区介護保険条例
- 港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成12年4月（認定申請の受付開始は平成11年9月から）

実績表

(1) 要介護認定等申請件数 (単位：件)

年度	申請件数			
	新規	区分変更	更新	計
30	2,502	1,040	5,654	9,196
元	2,378	1,009	5,087	8,474
2	2,479	1,012	4,832	8,323
3	2,672	918	5,116	8,706
4	2,687	1,083	4,371	8,141

※申請件数は、有資格転入を除きます。

(2) 審査判定件数 (単位：件)

年度	審査判定結果内訳								審査判定 件数
	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
30	95	1,559	1,062	1,963	1,296	1,054	937	888	8,854
元	44	1,176	807	2,027	1,353	1,074	980	899	8,360
2	33	1,293	795	1,737	1,223	1,031	811	641	7,564
3	26	1,269	808	1,947	1,464	1,089	997	903	8,503
4	23	1,098	690	2,066	1,426	991	865	863	8,022

(3) 要介護（要支援）認定者数 (単位：人)

年度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
30	1,640	1,070	1,699	1,556	1,232	1,115	959	9,271
元	1,624	1,009	1,725	1,574	1,265	1,107	960	9,264
2	1,622	977	1,715	1,585	1,324	1,184	972	9,379
3	1,650	1,015	1,696	1,716	1,318	1,218	954	9,567
4	1,684	1,025	1,779	1,803	1,376	1,181	917	9,765

(4) 年齢別認定者状況

年度	40歳以上65歳未満			65歳以上			総人口 (人)	認定者数 (人)	比率 (%)
	総数 (人)	認定者数 (第2号被保険者) (人)	比率 (%)	総数(第1号 被保険者)※ (人)	認定者数 (人)	比率 (%)			
30	97,874	182	0.2	44,534	9,089	20.4	258,696	9,271	3.6
元	100,285	177	0.2	44,819	9,087	20.3	261,923	9,264	3.5
2	100,511	191	0.2	44,866	9,188	20.5	258,821	9,379	3.6
3	101,331	195	0.2	45,102	9,372	20.8	258,783	9,567	3.7
4	103,662	210	0.2	45,434	9,555	21.0	263,970	9,765	3.7

※第1号被保険者の総数及び認定者数は、外国人及び住所地特例者の数を含みます。

※総人口及び40歳以上65歳未満の総数は、翌年度4月1日現在の数値です。

補助金等 有 ・ ⑨				備考	
---------------	--	--	--	----	--

介護認定審査会	所管課	—
		介護保険課

概要

「港区介護認定審査会」（以下「認定審査会」といいます。）は、介護保険法第14条の規定に基づき設置されたもので、区長の任命により保健・医療・福祉に関する学識経験者60人の委員で組織されています。認定審査会に設置する合議体は12とし、1合議体は5人の委員により構成されます。認定審査会は、要介護・要支援認定申請により実施された訪問調査の調査結果と主治医意見書を基に、介護の必要性の有無及び度合い（要介護1～5、要支援1・2）などを審査判定し、その結果を区に通知します。

内容

(1) 審査判定事項

- ① 介護及び支援の必要性の有無
- ② 介護の度合い（要介護1～5、要支援1・2）
- ③ 認定有効期間
- ④ 第2号被保険者については、介護が必要になった原因である特定疾病名の確認
- ⑤ その他、再調査の実施など

(2) 委員の構成 60人

根拠法令等

介護保険法
 介護保険法施行規則
 港区介護保険条例
 港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成11年10月

実績表

審査会開催状況

年度	30	元	2	3	4
開催回数（回）	206	210	207	217	189
審査件数（件）	8,854	8,360	7,564	8,503	8,022
平均件数（件）※	43.0	39.8	36.5	39.2	42.4

※小数点以下第2位を四捨五入しています。

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
-----------------------------------------------	--	--	--	----	--

介護給付・予防給付	所管課	—
		介護保険課

概要

要支援1・2、要介護1～5と認定された被保険者には、介護保険サービスを利用したときに支払う利用者負担額の割合が記載された介護保険負担割合証が交付されます。要介護・要支援認定を受けた被保険者が介護保険法に定められた介護保険サービスを利用した場合、原則として利用者負担額を除いた額を保険から給付します。介護保険サービスの利用については、要介護度に応じた支給限度額があります。また、介護保険サービスを利用する人は、介護サービス事業者や介護保険施設などを自ら選び契約をします。

内容

1 ケアプラン作成

(1) 居宅介護支援 要介護1～5

居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）は、その人の心身の状況、置かれている環境、本人や家族の希望などを考慮して、効率的に介護保険サービスを利用できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、介護保険サービスが確実に提供されるように居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者などと連絡調整を行います。

(2) 介護予防支援 要支援1・2

介護予防支援事業者の職員等は、その人の心身の状況、置かれている環境、本人や家族の希望などを考慮して、効率的に介護保険サービスを利用できるように介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、介護保険サービスが確実に提供されるように介護予防サービス事業者、地域密着型予防サービス事業者などと連絡調整を行います。

・給付方法

居宅介護支援事業者が居宅サービス計画作成依頼届出書を、介護予防支援事業者が介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書をあらかじめ区に届けている場合、作成費用の全額を保険から給付します。

2 在宅サービス

(1) 居宅サービス 要介護1～5

- ① 訪問介護 ② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション
- ⑤ 居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション
- ⑧ 短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護 ⑩ 特定施設入居者生活介護
- ⑪ 福祉用具貸与

(2) 介護予防サービス 要支援1・2

- ① 介護予防訪問入浴介護 ② 介護予防訪問看護
- ③ 介護予防訪問リハビリテーション ④ 介護予防居宅療養管理指導
- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション ⑥ 介護予防短期入所生活介護
- ⑦ 介護予防短期入所療養介護 ⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑨ 介護予防福祉用具貸与

・給付方法

居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、本人又は家族がケアプランを作成し、その計画に基づき介護保険サービスを利用する場合は、利用者負担額のみで介護保険サービスを利用できます。なお、利用者負担額を除いた額については、区が介護サービス事業者に支払います。

3 地域密着型サービス

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護1～5
- (2) 夜間対応型訪問介護 要介護1～5
- (3) 地域密着型通所介護 要介護1～5
- (4) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） 要介護1～5
介護予防認知症対応型通所介護 要支援1・2
- (5) 小規模多機能型居宅介護 要介護1～5
介護予防小規模多機能型居宅介護 要支援1・2
- (6) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 要介護1～5
介護予防認知症対応型共同生活介護 要支援2
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護 要介護1～5
- (8) 地域密着型特定施設入居者生活介護 要介護1～5
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 要介護1～5

・給付方法

- ① 上記サービスのうち(1)(2)の利用者は、介護保険サービス費用から利用者負担額を除いた額を区が介護サービス事業者に支払います。
- ② 上記サービスのうち(3)(4)の利用者は、介護保険サービス費用の利用者負担額と食費、日常生活費を負担し、(5)～(9)の利用者は、介護保険サービス費用の利用者負担額と食費、居住費（滞在費）、日常生活費を負担し、介護保険サービス費用から利用者負担額を除いた額を区が介護サービス事業者に支払います。

居宅サービスの区分支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

・1単位あたりの金額は、サービスの種類により10円～11.40円となります。

4 施設サービス 要介護1～5

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
※新規入所は原則、要介護3以上の人です。
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護療養型医療施設
- (4) 介護医療院
施設がサービス計画を作成し、その計画に従って介護保険サービスが提供されます。

・給付方法

利用者は、介護保険サービス費用の利用者負担額と食費、居住費、日常生活費を負担し、介護保険サービス費用から利用者負担額を除いた額を区が施設に支払います。

5 特定福祉用具購入費／住宅改修費

(1) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の給付（要介護1～5/要支援1・2）
入浴や排せつなどに使用する特定福祉用具を指定居宅（介護予防）サービス事業者で購入したとき、利用者負担額を差し引いた金額を給付します。支給限度基準額は1年間で10万円です。10万円の福祉用具を購入した場合、負担割合が1割の場合は9万円、2割は8万円、3割は7万円を給付します。

(2) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の給付（要介護1～5/要支援1・2）
手すりの取付け、段差の解消など対象となる住宅改修工事に対して、利用者負担額を差し引いた金額を給付します。支給限度基準額は同一の住宅で20万円です。20万円の住宅改修を行ったとき、負担割合が1割の場合は18万円、2割は16万円、3割は14万円を給付します。工事前に申請が必要です。

・給付方法

① 償還払い

利用者が一旦全額を支払い、後日、区が保険給付分を利用者に給付します。

② 受領委任払い

区と受領委任払協定を締結している事業者を利用することにより、支給限度額範囲の利用者負担額のみを支払いで利用できます。保険給付分については、区が事業者を支払います。

※利用者負担額は、原則としてかかった費用の1割です。ただし、一定以上所得者の利用者負担額は2割～3割となります（第2号被保険者を除く。）。

・一定以上所得者

2割の人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人

3割の人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人

根拠法令等

介護保険法

港区介護保険条例

港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成12年4月1日

実績表

居宅介護・介護予防サービス計画給付状況

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
給付件数	51,167	52,267	52,374	53,990	56,078

居宅介護・介護予防サービス給付状況

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
給付件数	180,861	186,443	187,539	193,898	201,940

※令和2年度までは住宅改修費の件数も含まれます。

地域密着型サービス給付状況

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
給付件数	6,786	6,995	6,230	7,066	7,773

施設介護サービス給付状況

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
給付件数	13,495	13,325	13,417	13,354	12,986

特定福祉用具購入費

年度	30	元	2	3	4
給付件数(件)	849	804	810	814	718
給付金額(円)	26,484,282	24,712,962	23,834,799	23,293,294	21,412,686

特定福祉用具購入品目別給付件数

年度	30	元	2	3	4
腰掛便座(件)	184	175	167	167	145
入浴補助用具(件)	819	819	740	747	628
その他(件)	6	2	5	6	2

住宅改修費

年度	30	元	2	3	4
給付件数(件)	372	353	301	295	290
給付金額(円)	30,140,275	26,642,762	23,131,351	23,633,789	21,220,732

住宅改修箇所別給付件数

年度	30	元	2	3	4
手すり取付(件)	342	325	277	272	267
段差解消(件)	45	33	39	25	19
床材変更(件)	13	15	9	10	9
扉取替(件)	52	46	40	41	26
洋式便器交換(件)	1	3	0	2	0

介護報酬の審査支払状況(国民健康保険団体連合会に委託)

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
審査支払件数	248,832	257,907	258,120	267,152	277,674

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 介護保険法 基準による	都負担 介護保険法 基準による	区負担 介護保険法 基準による	社会保険診療 報酬支払基金 介護保険法 基準による	補助金名等	介護給付費負担金他
-----------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------------------	-------	-----------

高額介護（介護予防）サービス費	所管課	—
		介護保険課

概要

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が高額になり、下表の上限額を超えた場合に、申請により超えた分が後から支給されます。

内容

1 か月あたりの利用者負担額の上限額

所得区分	負担の上限額（月額）
住民税課税世帯（現役並み所得者） ・課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の 65 歳以上の人がいる世帯	140,100 円（世帯）
住民税課税世帯（現役並み所得者） ・課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上で課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満の 65 歳以上の人がいる世帯	93,000 円（世帯）
住民税課税世帯（現役並み所得者） ・課税所得 145 万円（年収約 383 万円）以上で課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の 65 歳以上の人がいる世帯	44,400 円（世帯）
一般世帯（住民税を課税されている人がいる世帯）	44,400 円（世帯）
住民税非課税世帯 ・①、②以外の人	24,600 円（世帯）
① 年金収入とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	15,000 円（個人）
② 老齢福祉年金の受給者	15,000 円（個人）
生活保護の受給者	15,000 円（個人）

- ・特定福祉用具購入費、住宅改修費、施設入所等の食費・居住費等は含みません。
- ・初回のみ申請が必要です（該当する利用者には、申請のお知らせを送付します。）。

根拠法令等

- 介護保険法
- 介護保険法施行令
- 介護保険法施行規則
- 港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成 12 年 4 月

実績表

年度	30	元	2	3	4
給付実績件数（件）	32,603	34,403	35,020	33,533	32,261
支給額（千円）	466,284	587,607	628,925	558,300	466,318

補助金等 ① 無	国負担 介護保険法 基準による	都負担 介護保険法 基準による	区負担 介護保険法 基準による	社会保険診療 報酬支払基金 介護保険法 基準による	補助金名等	介護給付費負担金他
-------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------------------	-------	-----------

高額医療合算介護(介護予防)サービス費	所管課	—
		介護保険課

概要

介護保険と医療保険の限度額を適用した後に、世帯内の同じ医療保険に加入する人について、1年間の利用者負担額を合算した額が自己負担限度額を超えた場合に、申請により超えた分が支給されます。

※医療保険とは国保、職場の医療（健康）保険、後期高齢者医療制度等のことです。

内容

高額医療合算介護(介護予防)サービス費の自己負担限度額<年額 毎年8月1日～翌年7月31日>

●70歳未満の人

所得区分 (賦課基準額)	自己負担 限度額
ア (901万円超)	212万円
イ (600万円超～901万円以下)	141万円
ウ (210万円超～600万円以下)	67万円
エ (210万円以下)	60万円
オ 住民税非課税世帯	34万円

●70歳以上の人

所得区分 (課税所得)	自己負担限度額	
現役並み所得Ⅲ (690万円以上)	212万円	
現役並み所得Ⅱ (380万円以上)	141万円	
現役並み所得Ⅰ (145万円以上)	67万円	
一般 (145万円未満)	56万円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
	区分Ⅰ(※2)	19万円(※3)

(※1)世帯全員が住民税非課税の人です。

(※2)世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の人です。

(※3)介護保険サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円です。

根拠法令等

介護保険法

介護保険法施行令

介護保険法施行規則

港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成20年4月

実績表

年度	30	元	2	3	4
給付実績件数(件)	1,648	1,801	1,718	1,739	1,794
支給額(千円)	75,078	84,661	73,492	74,349	73,775

補助金等 (有) ・ 無	国負担 介護保険法 基準による	都負担 介護保険法 基準による	区負担 介護保険法 基準による	社会保険診療 報酬支払基金 介護保険法 基準による	補助金名等	介護給付費負担金他
-----------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------------------	-------	-----------

旧措置入所者の特定負担限度額認定 利用者負担額減額・免除認定	所管課	—
		介護保険課

概要

介護保険法の施行日（平成12年4月1日）に介護老人福祉施設に入所していた人（旧措置入所者）については、施行前の費用負担より上回らないよう、居住費、食費、利用者負担額を軽減・免除します。

内容

(1) 特定負担限度額

利用者負担段階	居住費（日額）				食費（日額）
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・生活保護の受給者等 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者	820円	0円	0円	0円	300円 未満
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	820円	490円 → 0円	420円 → 320円 → 0円	370円 → 0円	390円
第3段階 世帯全員が住民税非課税で、上記の第1段階、第2段階に該当しない人	1,310円	0円	0円	0円	650円

※第2段階の居住費、食費、利用者負担額の合計が、施行前の費用負担を上回る場合は、居住費の負担段階を下げます。

(2) 利用者負担額

区分	利用者負担割合
・生活保護の受給者等 ・世帯全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者	100分の3（ただし、1月あたりの利用者負担額が法施行の際の本人費用徴収額を上回る場合は100分の0）
世帯全員が住民税非課税で、上記に該当しない人	100分の5（ただし、1月あたりの利用者負担額が法施行の際の本人費用徴収額を上回る場合は100分の3若しくは100分の0）

根拠法令等

介護保険法施行法

開始時期

平成12年4月1日（特定負担限度額認定は平成17年10月1日から）

実績表

（単位：件）

区分	30		元		2		3		4	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定	申請	認定	申請	認定
特定負担限度額認定	9	9	5	5	3	3	3	3	3	3
利用者負担額減額・免除認定	9	4	3	3	3	3	3	3	3	3

補助金等 ① 無	国負担 介護保険法 基準による	都負担 介護保険法 基準による	区負担 介護保険法 基準による	社会保険診療 報酬支払基金 介護保険法 基準による	補助金名等	介護給付費負担金他
-------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------------------	-------	-----------

負担限度額認定	所管課	—
		介護保険課

概要

介護保険施設（ショートステイを含む。）に入所した際の食費及び居住費（滞在費）の負担を軽減します。

内容

利用者負担段階	居住費（日額）				食費（日額）	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階 ・生活保護受給者等 ・世帯全員が住民税非課税で、老 齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、合計 所得金額＋課税年金収入額＋非 課税年金収入額が80万円以下の 人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階① 世帯全員が住民税非課税で、合計 所得金額＋課税年金収入額＋非 課税年金収入額が80万円超120万 円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階② 世帯全員が住民税非課税で、合計 所得金額＋課税年金収入額＋非 課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※（ ）内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室・居住費（滞在費）の額です。

根拠法令等

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 港区介護保険条例施行規則

開始時期

平成17年10月1日

実績表

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
区分					
申請件数	1,027	1,048	1,030	913	800
認定件数	1,005	1,004	992	834	765

補助金等 (有) ・ 無	国負担 介護保険法 基準による	都負担 介護保険法 基準による	区負担 介護保険法 基準による	社会保険診療 報酬支払基金 介護保険法 基準による	補助金名等	介護給付費負担金他
-----------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------------------	-------	-----------

介護保険ホームヘルプサービス等 利用者負担金助成事業	所管課	—
		介護保険課

目 的

介護保険サービスを利用している住民税非課税世帯の人を対象に、利用者負担額を一部助成します。

事 業 内 容

1 ホームヘルプサービス助成

(1) 助成内容及び対象サービス

訪問系サービスの利用者負担額10%のうち7%を助成します。

- ① 訪問介護 ② 訪問型サービス ③ 訪問入浴介護
- ④ 介護予防訪問入浴介護 ⑤ 訪問看護 ⑥ 介護予防訪問看護
- ⑦ 訪問リハビリテーション ⑧ 介護予防訪問リハビリテーション
- ⑨ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑩ 夜間対応型訪問介護

(2) 対象要件

要介護・要支援認定を受けている被保険者で、次の全てに該当する人

- ① 生活保護などを受けていないこと。
- ② 世帯全員が住民税非課税であること。
- ③ 世帯の預貯金や国債・株式などの総額が500万円以下であること。
- ④ お住まい以外に別荘やマンションなどの資産をお持ちでないこと。
- ⑤ 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと。
- ⑥ 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと。

2 利用者負担額助成

(1) 助成内容

同月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が15,000円を超え、24,600円以下の部分について利用者負担額の1/2を助成します。(最高4,800円/月)

(2) 対象要件

ホームヘルプサービス助成の対象要件を全て満たした人で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計が80万円を超える人

※合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を除いた所得金額です。

根拠法令等

港区介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業実施要綱

開 始 時 期

平成18年4月1日

(令和3年度から介護保険サービス利用者負担額助成事業を統合しました。)

実績表

1 ホームヘルプサービス助成実績表

年度	30	元	2	3	4
助成実績(件)	1,156	1,157	1,053	1,246	1,161
助成額(千円)	6,206	6,145	6,132	6,016	5,882

2 利用者負担額助成実績表

年度	30	元	2	3	4
助成実績(件)	231	192	196	202	154
助成額(千円)	845	780	832	838	578

補助金等 有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
-----------------------------------------------	--	--	--	----	--

利用者負担額軽減実施法人助成事業	所管課	—
		介護保険課

概要

社会福祉法人及び区の事業所において介護保険サービスを利用する住民税非課税世帯の人で、特に生計が困難である人について、利用者負担額の軽減を図ります。

また、社会福祉法人等が行った軽減額の一部について補助金を交付することにより、当該事業の円滑な執行を図ります。

内容

(1) 対象サービス

- ① 指定介護老人福祉施設における施設サービス
- ② 短期入所生活介護
- ③ 介護予防短期入所生活介護
- ④ 通所介護
- ⑤ 通所型サービス
- ⑥ 認知症対応型通所介護
- ⑦ 介護予防認知症対応型通所介護
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑩ 地域密着通所介護
- ⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(2) 制度実施施設

港 区	白金の森 港南の郷 サン・サン赤坂 南麻布高齢者在宅サービスセンター 台場高齢者在宅サービスセンター 北青山高齢者在宅サービスセンター 芝高齢者在宅サービスセンター 虎ノ門高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人 麻布慶福苑 ベル 新橋さくらの園 デイサービスセンターみたて 洛和ヴィラ南麻布 ありすの杜きのこ南麻布 優っくり小規模多機能介護 乃木坂 優っくり小規模多機能介護 高輪台 南麻布シニアガーデン アリス
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 対象要件

- ① 次の全ての要件を満たす生計が困難な人
 - ア 世帯全員が住民税非課税であること。
 - イ 世帯の年間収入が単身世帯の場合150万円以下であること。
(1人増えるごとに50万円加算した額以下であること。)
 - ウ 世帯の預貯金などの総額が単身世帯の場合350万円以下であること。
(1人増えるごとに100万円加算した額以下であること。)
 - エ 世帯全員が日常生活に使用する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - オ 住民税が課税されている人の被扶養者でないこと。
 - カ 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと。
- ② 生活保護受給者

(4) 軽減の内容

サービス種別 区分	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		短期入所生活介護 (介護予防を含む。)	通所介護 通所型サービス 認知症対応型通所介護 (介護予防を含む。)	小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む。)	
	介護費	食費 居住費	介護費・食費・ 滞在費	介護費・食費	介護費	食費 宿泊費
利用者負担 第2段階	対象外 (高額介護サ ービス対象に ならない場合 1/4)	1/4	1/4	1/4	対象外 (高額介護サ ービス対象に ならない場合 1/4)	1/4
利用者負担 第3段階	1/4		1/4	1/4	1/4	
生活保護受給者	対象外 ※個室の居住費のみ全額軽減			対象外		

※個室とは、ユニット型個室・従来型個室を指します。

根拠法令等

港区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

港区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱

開始時期

平成 17 年 10 月 1 日

(平成 26 年度 社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業から利用者負担額軽減実施法人助成事業に名称変更)

実績表

年度	30	元	2	3	4
助成実績 (人)	22	24	28	52	55
助成額 (千円)	1,243	1,317	1,492	2,891	3,576

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 国基準による	都負担 都基準による	区負担 都基準による	補助金名等	社会福祉法人等による生計困難者等 に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額軽減制度事業費補助金
---------------	---------------	---------------	---------------	-------	---------------------------------------------------------

地域密着型サービス事業者の指定・更新・廃止	所管課	—																											
		介護保険課																											
<p>概 要 高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域で提供される介護サービス事業者を指定します。</p> <p>内 容 区は、地域密着型サービス事業所が適正な運営をするために必要な管理業務として、各事業所の指定・更新・廃止等を行っています。 事業者の指定、介護報酬及び運営基準などの事項については、区民や学識経験者等で構成する港区介護保険制度検討委員会に報告します。</p> <p>根拠法令等 介護保険法 介護保険法施行令 介護保険法施行規則 港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例 港区介護保険における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則 港区介護保険における指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則 港区指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱</p> <p>開始時期 平成18年4月1日</p> <p>実績表 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="236 1675 1426 1845"> <thead> <tr> <th></th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>廃止</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>							30	元	2	3	4	指定	0	2	1	2	4	更新	2	2	0	3	6	廃止	2	0	0	1	1
	30	元	2	3	4																								
指定	0	2	1	2	4																								
更新	2	2	0	3	6																								
廃止	2	0	0	1	1																								
補助金等 有 ・ (無)				備 考																									

介護給付適正化	所管課	—
		介護保険課

目 的

介護サービス事業者の運営指導、ケアプラン評価などの事業の実施により、介護サービス事業者に指導・助言を行い、事業者がルールに従って適切に質の高いサービスを提供することを促進します。

事業内容

(1) ケアプラン評価（ケアプランチェック）

介護支援専門員の作成するケアプランを、高齢者相談センター（地域包括支援センター）の主任介護支援専門員などにより構成される評価チームが確認し、指導・助言を行います。

(2) 介護給付費通知

介護保険の居宅サービス・介護予防サービスの利用者に対して、年間2回（平成30年度、令和元年度、令和2年度及び令和4年度は年間4回）、利用しているサービスの種類や回数、介護給付費の額、利用者負担額などの実績を区から通知します。

(3) 介護サービス事業者に対する運営指導・集団指導

介護給付の対象サービスの運営及び介護報酬の請求が、法令や通達に適合しているかどうか、個別に明らかにし、必要な指導・助言又は是正の措置を講ずることにより、保険給付の適正化を図ります。

※令和4年度から、実地指導が運営指導に変更になりました。

根拠法令等

- (1) 港区ケアプラン評価事業実施要領
- (2) 港区介護保険給付費通知実施要領
- (3) 港区介護保険サービス事業者等指導等及び監査実施要綱

実 績 表

(1) ケアプラン評価（ケアプランチェック）の実績 （単位：件）

事業名	年度				
	30	元	2	3	4
ケアプラン評価（ケアプランチェック）	69	69	38	38	47

(2) 介護給付費通知の実績 （単位：件）

年度	30	元	2	3	4
通知件数	20,247	20,922	21,260	10,754	22,567

(3) 運営指導の実績

(単位：事業所)

事業所種別	年度	30	元	2	3	4
地域密着型サービス事業所		13	7	0	0	3
訪問介護事業所		14	10	1	0	0
居宅介護支援事業所		15	19	5	3	8
通所介護事業所		4	4	0	0	0
介護老人施設等		0	0	0	0	0
訪問看護事業所		2	1	0	0	0
訪問リハビリテーション事業所		0	0	0	0	0
訪問入浴事業所		0	0	0	0	0
福祉用具貸与事業所		0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0
居宅療養管理指導		0	0	0	0	0
通所リハビリテーション事業所		0	0	0	0	0
計		48	41	6	3	11

※介護予防サービスを含みます。

(4) 介護給付費返還の実績（事由別）

(単位：件)

事由別	年度	30	元	2	3	4
苦情・相談による区の指導		0	0	0	0	0
医療費突合		8	12	15	19	30
縦覧審査		0	43	64	128	148
区の運営指導・監査		23	25	3	3	6
他自治体の運営指導・監査		0	1	0	1	3
都の实地検査・監査		4	5	0	0	0
計		35	86	82	151	187

(5) 介護給付費返還の実績（サービス種別）

(単位：件)

サービス種別	年度	30	元	2	3	4
地域密着型サービス		3	4	2	4	9
居宅介護支援・介護予防支援		13	38	34	54	69
訪問介護		7	17	2	16	11
訪問入浴介護		0	0	0	0	0
訪問看護		3	8	4	7	12
訪問リハビリテーション		0	1	0	2	9
通所介護		1	1	0	0	0
通所リハビリテーション		1	0	1	7	7
福祉用具貸与		3	4	4	4	5
居宅療養管理指導		3	8	29	43	38
介護施設等		2	5	6	14	27
計		36	86	82	151	187

補助金等
有・無

備考

介護保険サービスの苦情・相談	所管課	—
		介護保険課

目 的

介護保険サービスに関する苦情や相談を受け、解決していくことで、サービスの質の向上を図ります。

事業内容

(1) 介護相談員派遣等事業

特別養護老人ホームなど介護保険サービスの提供の場を訪問し、サービス利用者から相談などを受ける介護相談員の養成、派遣を行います。

介護相談員は、派遣などを通じて利用者の声や思いを橋渡しすることで、介護保険サービスの質の向上をめざします。

(2) 苦情・相談の受付

介護保険サービスの利用についての苦情や相談、施設内での虐待の相談を受け付けています。区は必要に応じて事業者から報告を求め、将来に向けた介護保険サービスの質の向上のための指導、助言を行います。

根拠法令等

港区介護相談員派遣等事業実施要綱

開始時期

- (1) 平成13年4月1日
- (2) 平成12年4月1日

実績表

(1) 介護相談員派遣等事業（介護相談員の活動状況）

年度	30	元	2	3	4
相談員数（人）	21	20			21
派遣施設数（施設）	15	15			4
相談件数（件）	2,556	2,166			251

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設への介護相談員の派遣を見合わせました。

(2) 苦情・相談の受付

(単位：件)

種別	年度				
	30	元	2	3	4
ケ ア プ ラ ン	0	0	0	1	0
サ ー ビ ス 供 給 量	0	0	0	0	2
介 護 報 酬	0	0	0	0	0
その他制度上の問題	0	0	1	0	1
行 政 の 対 応	1	0	1	4	6
サービス提供、保険給付	22	24	41	62	99
そ の 他	5	7	0	3	9
計	28	31	43	70	117

補助金等
有 ・ (無)

備 考

介護事業所家賃助成	所管課	—
		介護保険課

目 的

新型コロナウイルス感染症に伴う、利用者の減少により事業継続に多大な影響を受けている区内介護サービス事業者に対し、家賃に係る経費の一部を助成することにより事業運営の安定化に努め、利用者に対して介護保険サービスの継続的な提供や事業所の安定的な運営を支援し離職防止を図ることを目的とします。

事業内容

次のすべての項目に該当する助成対象者に対し、家賃に係る経費の一部を助成します。

- (1) 事業所の運営法人の資本金が、5,000万円以下であること。
- (2) 当該事業所が区内に所在し、家賃を払っていること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年10月から12月までの介護サービス事業所の平均収入額と比較して、令和2年4月、5月、6月の介護サービス事業所の収入額が10%以上減収していること。

根拠法令等

港区介護事業所家賃助成要綱

開始時期

令和2年6月1日 ※令和3年度以降は予算を措置していません。

実績表

年度	2	3	4
区分			
助成数(件)	13		
助成額(円)	4,988,000		

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

介護保険サービス第三者評価支援事業	所管課	—
		介護保険課

目 的

介護サービス事業者が第三者評価を積極的に受審するように支援し、介護保険サービスの質の向上を図るとともに、利用者が質の高いサービスを選択できる環境を整備します。

事業内容

東京都福祉サービス評価推進機構が認証した第三者評価機関のサービス評価を受けた、区内に所在する居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所を運営する法人に対し、サービス評価を受けた審査費用及び受審結果を踏まえたサービスの改善取組事業経費の総額又は一部（上限額60万円）を助成します。

根拠法令等

港区介護保険サービス第三者評価支援事業実施要綱

開始時期

- (1) 居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者
平成15年9月1日
- (2) 介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者
平成18年9月1日

実績表

年度	30	元	2	3	4
件数(件)	11	9	7	10	8
助成額(円)	4,452,400	3,422,950	2,936,500	4,167,000	3,314,800
サービス種類	訪問介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	居宅介護支援 通所介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護	訪問介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護	訪問介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護

補助金等 (有) ・ 無	国負担 — —	都負担 1/2 10/10	区負担 1/2 —	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金 ※対象事業者の種別により、補助率が異なります。
-----------------	---------------	---------------------	-----------------	-------	------------------------------------------------

介護サービス事業者支援事業	所管課	— 介護保険課
<p>目 的</p> <p>介護サービス事業者に対し、介護保険制度の動向やサービス改善のために必要な情報を伝えるとともに、介護サービス事業者のネットワーク構築を支援し、事業者間の連携の推進を図り、事業者のサービスの質の向上をめざします。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 介護サービス事業者振興事業</p> <p>① 介護サービス事業者説明会 介護保険サービスの質の向上を図るため、区内の介護サービス事業者等を対象に、区の介護保険に関する情報を提供する説明会を実施します。 ※令和4年度から集団指導へ移行しました。</p> <p>② ケアマネジャー研修 ケアマネジャーの資質の向上を図るため、区内の居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、ケアマネジメントに関する研修を実施します。</p> <p>③ 管理者研修 区内の介護サービス事業所の管理者及び管理者となる予定の人を対象に、管理者の責務や役割に関する研修を実施します。</p> <p>④ サービス提供責任者研修 区内の訪問介護事業所等のサービス提供責任者を対象に、サービス提供責任者の責務や役割に関する研修を実施します。</p> <p>⑤ 施設ケアマネジャー研修 介護施設の施設ケアマネジャーの資質の向上を図るため、区内の施設等の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、ケアマネジメントに必要な知識や技術を学ぶ研修を実施します。</p> <p>⑥ 喀痰吸引等研修 喀痰吸引や経管栄養に限定された医療的ケアを適切に行うため、被保険者にサービス提供を行う介護職員を対象に、研修を実施します。 ※令和3年4月1日から介護職員研修等受講費用助成事業へ移行しました。</p> <p>⑦ 介護職のスキルアップ研修 介護職員の定着及び介護保険サービスの質の向上を図るため、区内の介護サービス事業所等の介護職員を対象に、介護を实践する上で必要な知識や技術、メンタルヘルスやビジネスマナーなどに関する研修を実施します。</p> <p>⑧ 講話 区民及び区内の介護サービス事業所等の介護職員を対象に、介護の現場で働くことの大切さ、素晴らしさを伝える研修を実施します。</p> <p>⑨ ハラスメント研修 区内の介護サービス事業所等の介護職員を対象に、介護現場におけるハラスメントに関する研修を実施します。</p>		

(2) 介護サービス事業者支援事業

① 港区介護事業者連絡協議会支援

区内でサービスを提供する介護サービス事業者間の連携やサービスの充実を図るため、港区介護事業者連絡協議会の運営委員会及び居宅介護支援部会、訪問介護部会、通所介護部会、訪問看護部会、福祉用具住環境部会の活動を支援します。

② 福祉のしごと面接・相談会（令和5年度より障害者福祉課と合同開催）

区内でサービスを提供する介護サービス従事者や障害福祉サービス等従事者を確保するため、港区社会福祉協議会及びハローワーク品川等と協力し、区内の介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者の出展により、福祉のしごと面接・相談会を開催し、区内の介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者の人材確保を支援します。

③ 介護保険サービス従事者永年勤続表彰

区内の介護サービス事業所に勤務し、長年にわたり地域の高齢者の福祉増進のために介護に従事している人を区として讃えることを目的とし、永年勤続表彰を実施します。

④ インターネットを利用した情報提供

利用者が適切なサービスを選択できるようインターネットを利用した介護サービス事業者情報を提供します。

根拠法令等

介護保険法

港区介護保険条例

開始時期

(1) ① 平成11年4月

※令和4年度から集団指導へ移行しました。

② 平成15年4月

③ 平成18年4月

④ 平成18年4月

⑤ 平成23年8月

⑥ 平成27年4月

※令和3年4月から介護職員研修等受講費用助成事業へ移行しました。

⑦ 平成29年4月

⑧ 令和4年4月

⑨ 令和4年4月

(2) ① 平成22年4月

② 令和5年11月

※平成22年9月から令和4年11月まで介護のしごと面接・相談会として開催しました。

③ 平成21年11月

④ 平成22年4月

実績表

(1) 介護サービス事業者振興事業

年度	30		元		2		3		4	
区分	開催回数	参加実績	開催回数	参加実績	開催回数	参加実績	開催回数	参加実績	開催回数	参加実績
介護サービス事業者説明会	1回	326事業所	(※1)		(※1)		(※1)		(※3)	
ケアマネジャー研修	4回	269人	4回	214人	4回	108人	4回	167人	6回	230人
介護サービス事業者管理者研修	3回	134人	3回	138人	3回	64人	3回	70人	4回	138人
サービス提供者責任者研修	2回	64人	2回	22人	2回	28人	2回	30人	2回	30人
施設ケアマネジャー研修	2回	43人	2回	27人	2回	45人	2回	22人	2回	26人
喀痰吸引等研修	11回	18人	4回	5人	2回	2人	(※2)		(※2)	
介護職のスキルアップ研修	5回	144人	4回	52人	5回	63人	5回	72人	3回	94人
講話									1回	38人
ハラスメント研修									1回	32人

(※1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対象の区内介護サービス事業者への資料配布により実施しました。

(※2)令和3年度から、介護人材育成支援事業へ移行しました。

(※3)令和4年度から、集団指導へ移行しました。

(2) 介護サービス事業者支援事業

事業名	30	元	2	3	4
介護(福祉)のしごと面接・相談会	28事業者	25事業者	17事業者	13事業者	14事業者
介護保険サービス従事者永年勤続表彰	被表彰者28人	被表彰者39人	被表彰者45人	被表彰者20人	被表彰者31人

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
介護サービス事業者情報提供システムアクセス件数	32,211	34,434	38,306	33,121	17,124

補助金等 (有) ・ 無	国負担 -	都負担 3/4	区負担 1/4	補助金名等	区市町村介護人材対策事業費補助金
-----------------	----------	------------	------------	-------	------------------

介護人材育成支援事業	所管課	—
		介護保険課
<p>目 的</p> <p>各種研修支援事業等を通して、介護分野における人材の確保及び育成を図ります。</p>		
<p>事業内容</p> <p>(1) 介護職員初任者研修受講助成事業 介護職員初任者研修を修了し、区内の訪問介護事業所に就職し、3年以上介護保険サービスに従事する予定の人に対して受講費用の全額又は一部を助成します。 ※令和3年4月1日から介護職員研修等受講費用助成事業へ移行しました。</p> <p>(2) 介護職員実務者研修受講助成事業 介護職員初任者研修課程修了などの資格で区内の訪問介護事業所に勤務する人が、将来継続して区内で介護保険サービスに従事していくため、また介護職員初任者研修課程修了などの資格を持ちながら、それを活用していない人を対象に、今後区内の訪問介護事業所で介護保険サービスに従事できるよう、介護職員実務者研修受講費用の一部を助成します。 ※令和3年4月1日から介護職員研修等受講費用助成事業へ移行しました。</p> <p>(3) 介護職員研修等受講費用助成事業 介護サービス事業所に勤務する区民又は区内の介護サービス事業所に介護職員研修等の研修修了前から就労（又は修了後3か月以内に就労）し、6か月以上継続して勤務している人が、介護職員初任者研修・介護職員実務者研修・生活援助従事者研修・喀痰吸引等研修のいずれかを受講した場合、その受講費用の全部又は一部を助成します。 ※介護福祉士資格取得助成事業は、令和5年3月で廃止しました。</p>		
<p>根拠法令等</p>		
<p>(1) 港区介護職員初任者研修受講助成事業実施要綱 (2) 港区介護職員実務者研修受講助成事業実施要綱 (3) 港区介護職員研修等受講費用助成事業実施要綱</p>		
<p>開始時期</p>		
<p>(1) 平成21年4月1日 ※令和3年4月1日から介護職員研修等受講費用助成事業へ移行しました。</p> <p>(2) 平成21年5月1日 ※令和3年4月1日から介護職員研修等受講費用助成事業へ移行しました。</p> <p>(3) 令和3年4月1日</p>		

実績表

(単位：人)

事業名	年度	30	元	2	3	4
介護職員初任者研修受講助成事業		6	2	5	10	20
介護職員実務者研修受講助成事業		0	4	2	5	17
喀痰吸引等研修					1	8
助 成 額(円)		412,000	329,000	386,000	956,000	2,619,000

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 3/4 (介護福祉士 資格取得助成 事業除く。)	区負担 1/4 (介護福祉士 資格取得助成 事業除く。)	補助金名等	区市町村介護人材対策事業費補助金 (介護福祉士資格取得助成事業除く。)
-----------------	----------	------------------------------------------	------------------------------------------	-------	----------------------------------------

介護ロボット等導入支援事業	所管課	—
		介護保険課

目 的

人手不足が深刻な介護職員の業務負荷の軽減や、介護保険サービス利用者へのきめ細かな介護とサービスの質の向上のため、介護サービス事業者に対し、介護ロボット及びICT機器の導入を支援します。

事業内容

(1) 導入サポートの実施

介護ロボット等の導入を検討・希望している事業所に対してヒアリング等を行い、現在の事業所の課題を検証し、要望に応じて機器を用意し、利用体験を実施します。

※令和3年度は、実証実験を実施しました。

(2) 導入費用の補助

区内全介護サービス事業者を対象に、導入に必要な経費を助成し、費用面（上限400万円、10/10）での負担を軽減します。

※令和4年度は、実証実験（令和3年度）又は導入サポート（令和4年度）を行った事業所等のうち、一定の効果が認められ、継続利用希望がある場合に限り、導入費用の補助を実施しました。

(3) 普及啓発及び見学会の実施

介護ロボット等の概要や導入サポートの事例等について紹介するとともに、機器に対する情報やメリットを知ってもらうため、講習会を実施します。

※令和4年度は、動画配信形式で実施

(4) 相談専用窓口の設置

介護ロボット等の導入に向けた相談を受ける専用窓口を設置し、専門家からアドバイスを受けることで、スムーズかつ効果的な導入を促進します。

根拠法令等

港区介護ロボット等導入費用補助金交付要綱

開始時期

- (1) 令和3年4月 ※令和5年3月で終了
- (2) 令和4年8月
- (3) 令和4年4月
- (4) 令和5年5月

実績表

(2) 導入費用の補助

区分 \ 年度	4
申請事業所数（事業所）	6
補助額（円）	20,452,710

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

簡易陰圧装置等設置経費支援事業	所管課	—
		介護保険課

目 的

重症化しやすい高齢者が多い介護施設等に対し、簡易陰圧装置等の設置に係る経費を補助することにより、介護施設等における感染拡大防止の徹底を図り、利用者及び職員の安全を確保することを目的とします。

事業内容

以下の経費を補助します。

(1) 簡易陰圧装置設置経費

居室・静養室・医務室に、簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費等（※上限額1台あたり4,320千円）

(2) 換気設備の設置経費

窓がない場合等適切な換気を行うことができない居室に、換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費等（※対象面積1㎡あたり4千円）

根拠法令等

港区介護施設等における簡易陰圧装置等設置支援事業補助金交付要綱

開始時期

令和2年10月 ※令和3年度以降は予算を措置していません。

実績表

(1) 簡易陰圧装置設置経費

年度	2	3	4
区分			
申請事業所数	1		
支出額（円）	1,654,000		

(2) 換気設備の設置経費

実績なし

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

4 障害者福祉

以下の事業については複数課に共通するため、該当ページにまとめて掲載しています。

コミュニティバス乗車券の発行	403 ページ
身体障害者等事業者方式救急通報システム	405 ページ
障害者（児）徘徊探索支援	407 ページ
障害者（児）紙おむつ給付及び おむつ代の助成	408 ページ
障害者（児）寝具乾燥等消毒	410 ページ
心身障害者（児）福祉キャブ	411 ページ
緊急移送サービス利用助成事業	413 ページ
心身障害者（児）福祉理美容サービス	414 ページ
障害者配食サービス	415 ページ
無料入浴券の給付	417 ページ
都営交通の無料乗車券の交付	418 ページ
高齢者施設等におけるPCR検査に係る支援	419 ページ
新型コロナウイルスワクチン接種移動支援事業	420 ページ

障害者福祉課

身体障害者手帳	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

身体障害者手帳は、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づき、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されます。

身体障害者手帳の交付を受けた人は、自立支援医療（更生医療）の給付や施設への入所、補装具費の支給等の各種福祉サービスを受けることができます。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

身体障害者福祉法別表に定める障害を有する人

(2) 障 害 種 別

- ① 視覚 ② 聴覚、平衡機能 ③ 音声、言語・そしゃく機能
- ④ 肢体不自由 ⑤ 心臓機能 ⑥ じん臓機能 ⑦ 呼吸器機能
- ⑧ ぼうこう又は直腸機能 ⑨ 小腸機能
- ⑩ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 ⑪ 肝臓機能

(3) 障 害 程 度

1～6級（肢体不自由には7級もありますが、7級の障害1つのみでは手帳は交付されません。）

(4) 申 請 方 法

下記の書類をそろえ、各総合支所区民課に申請します。その後、東京都知事あてに進達しています。

- ① 手帳交付申請書 ② 都道府県知事指定医の診断書・意見書
- ③ 撮影後1年以内の写真
- ④ マイナンバーカード等

根拠法令等

身体障害者福祉法

身体障害者福祉法施行令

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

開 始 時 期

昭和25年4月1日

実績表

身体障害者手帳所持者数（身体障害者手帳交付状況台帳）

（単位：人）

障害種別		年度	30	元	2	3	4
視覚障害		18歳未満	6	5	9	12	12
		18歳以上	320	331	322	325	335
	級別	1級	84	84	79	75	74
		2級	116	122	125	129	143
		3級	22	22	23	22	23
		4級	20	20	18	23	25
		5級	63	70	71	74	70
		6級	21	18	15	14	12
聴覚、平衡機能障害		18歳未満	22	23	23	23	24
		18歳以上	362	366	364	387	387
	級別	1級	0	0	0	1	1
		2級	118	113	106	104	106
		3級	50	49	46	48	43
		4級	101	110	111	126	128
		5級	3	3	4	3	13
		6級	112	114	120	128	120
音声、言語等機能障害		18歳未満	1	2	1	1	1
		18歳以上	60	61	58	63	61
	級別	1級	0	0	0	0	0
		2級	0	0	0	0	0
		3級	42	43	40	41	37
		4級	19	20	19	23	25
		5級	0	0	0	0	0
		6級	0	0	0	0	0
肢体不自由		18歳未満	85	65	91	86	90
		18歳以上	2,444	2,391	2,314	2,209	2,150
	級別	1級	263	258	249	245	240
		2級	538	523	528	522	505
		3級	703	671	631	607	594
		4級	700	664	628	599	566
		5級	215	227	224	219	224
		6級	110	113	145	103	111
心臓機能障害		18歳未満	15	12	15	18	22
		18歳以上	829	853	845	839	825
	級別	1級	640	648	636	625	598
		2級	0	0	0	0	0
		3級	105	108	103	111	121
		4級	99	109	121	121	128
		5級	0	0	0	0	0
		6級	0	0	0	0	0

障害種別		年度		30	元	2	3	4
		18歳未満	18歳以上					
じん臓機能障害		18歳未満	1	2	1	1	1	
		18歳以上	470	461	475	462	444	
	級別	1級	462	455	464	454	435	
		2級	0	0	0	0	0	
		3級	5	4	6	5	7	
		4級	4	4	6	4	3	
		5級	0	0	0	0	0	
		6級	0	0	0	0	0	
呼吸器機能障害		18歳未満	7	8	6	5	6	
		18歳以上	67	70	62	58	57	
	級別	1級	18	20	17	15	19	
		2級	0	0	0	0	0	
		3級	35	34	31	28	27	
		4級	21	24	20	20	17	
		5級	0	0	0	0	0	
		6級	0	0	0	0	0	
ぼうこう又は直腸機能障害 (小腸機能障害を含む。)		18歳未満	5	7	5	2	3	
		18歳以上	238	250	240	226	237	
	級別	1級	5	6	5	3	6	
		2級	0	0	0	0	0	
		3級	18	22	19	16	14	
		4級	220	229	221	209	220	
		5級	0	0	0	0	0	
		6級	0	0	0	0	0	
免疫機能障害		18歳未満	0	0	0	0	0	
		18歳以上	176	184	185	190	189	
	級別	1級	24	20	20	21	21	
		2級	64	71	71	72	71	
		3級	46	47	49	51	52	
		4級	42	46	45	46	45	
		5級	0	0	0	0	0	
		6級	0	0	0	0	0	
肝臓機能障害		18歳未満	1	0	0	0	0	
		18歳以上	16	19	16	16	15	
	級別	1級	16	17	15	13	12	
		2級	1	1	1	3	1	
		3級	0	1	0	0	1	
		4級	0	0	0	0	1	
		5級	0	0	0	0	0	
		6級	0	0	0	0	0	
計	18歳未満	143	124	151	148	159		
	18歳以上	4,982	4,986	4,881	4,775	4,700		

補助金等
有 ・ 無

備考

愛の手帳（知的障害者）	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

知的障害者（児）の保護と自立支援を図るとともに、社会の理解と協力を深めるため、東京都が全国に先がけて設けた制度で、本人又は保護者の申請に基づいて交付しています。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

事業内容

(1) 対象者

知的機能の発達遅滞のある人

(2) 障害程度

1～4度

(3) 申請方法

18歳未満の人は港区児童相談所へ、18歳以上の人は東京都心身障害者福祉センターへ申請します。

根拠法令等

東京都愛の手帳交付要綱

厚生事務次官通知 療育手帳制度要綱

厚生省児童家庭局通知 療育手帳制度の実施について

開始時期

昭和42年4月1日

実績表

愛の手帳所持者数（知的障害者名簿）

（単位：人）

区分		年度	30	元	2	3	4
年齢別	18歳未満		273	284	297	319	332
	18歳以上		578	587	612	629	636
	総数		851	871	909	948	968
障害程度別 （愛の手帳）	最重度（1度）		43	41	41	41	41
	重度（2度）		270	271	278	295	302
	中度（3度）		215	218	224	233	245
	軽度（4度）		323	341	366	379	380

補助金等 有 ・ ④				備考	
---------------	--	--	--	----	--

精神障害者保健福祉手帳	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

精神障害の人が、様々な支援を迅速かつ有効に活用できるようにし、社会復帰と自立、社会参加の促進を図ります。

事業内容

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害の人が一定の障害があることを証明するもので、認定された場合は、該当等級（1～3級）によって様々な福祉サービスを受けることができます。

申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

開始時期

平成7年10月

実績表

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

区分		年度				
		30	元	2	3	4
総 数		1,592	1,671	1,750	1,812	2,005
障害等級別	1 級	106	104	115	117	127
	2 級	745	811	853	879	949
	3 級	741	756	782	816	929

※手帳の有効期限は、原則として2年間となっており、2年ごとの更新手続が必要です。

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

身体障害者福祉相談	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者及び家族からの相談に応じ、福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう必要な援助を行います。

また、その他サービスを提供する関係者等との連携を図ります。

事業内容

各総合支所区民課に身体障害者福祉司及び地区担当相談員を配置し、身体障害者手帳の取得及び自立支援医療（更生医療）、補装具、障害者支援施設の入所等、各種の相談に応じます。

根拠法令等

身体障害者福祉法
港区福祉事務所処務規程

開始時期

昭和 25 年 4 月 1 日

実績表

相談状況

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
身体障害者手帳	2,285	2,839	2,554	2,506	3,446
自立支援医療(更生医療)	696	675	422	522	766
補装具費	919	1,239	880	700	1,276
職業	179	171	120	101	83
施設	278	6,755	510	569	551
医療保健	2,009	526	1,333	659	1,301
生活	856	2,230	746	385	435
その他	20,780	18,741	21,032	19,131	21,845
計	28,002	33,176	27,597	24,573	29,703

補助金等 有 ・ ④				備考	
---------------	--	--	--	----	--

知的障害者福祉相談	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者及び家族からの相談に応じ、福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう必要な援助を行います。

また、その他サービスを提供する関係者等との連携を図ります。

事業内容

各総合支所区民課に知的障害者福祉司及び地区担当相談員を配置し、障害者支援施設の入所・通所及び職業、教育、生活等、各種の相談に応じます。

根拠法令等

知的障害者福祉法

港区福祉事務所処務規程

開始時期

昭和 35 年 4 月 1 日

実績表

相談状況

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
施設	299	339	353	506	321
職親委託	3	6	2	4	15
職業	136	196	128	79	84
医療保健	55	56	42	22	47
生活	270	184	205	138	184
教育	184	216	184	148	257
その他	2,551	2,334	3,039	2,915	2,240
計	3,498	3,331	3,953	3,812	3,148

※その他には、愛の手帳、在宅福祉サービスなどに関する相談が含まれています。

補助金等 有 ・ ④				備考	
---------------	--	--	--	----	--

身体障害者相談員・知的障害者相談員	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

身体障害者及び知的障害者の更生援護に関し、本人又は保護者からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力、援護思想の普及に関する業務を行うことにより、身体障害者及び知的障害者福祉の増進を図ります。

事業内容

- (1) 身体障害者及び知的障害者地域活動の中核体となり、その活動を推進します。
- (2) 身体障害者及び知的障害者の更生援護に関する相談に応じ必要な指導、助言を行います。
- (3) 身体障害者及び知的障害者の更生援護につき、関係機関の業務に協力します。
- (4) 身体障害者及び知的障害者に対する住民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図って援護思想の普及に努めます。
- (5) その他、上記(1)～(4)に附帯する業務を行います。
- (6) ① 相談員数 身体障害者相談員 6 人、知的障害者相談員 2 人
 ② 任期 2 年
 原則として、障害者本人又はその保護者等である人のうちから適当と認められる人に、区長が業務を委託します。

根拠法令等

身体障害者福祉法
 知的障害者福祉法
 身体障害者相談員及び知的障害者相談員設置要綱
 身体障害者相談員及び知的障害者相談員運営要領

開始時期

- (1) 身体障害者相談員 昭和 42 年
- (2) 知的障害者相談員 昭和 43 年
 平成 24 年度から実施主体を東京都から区へ移管

実績表

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
相談件数 (身体)	101	101	69	71	81
相談件数 (知的)	5	5	20	7	9

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

障害者サービス苦情解決委員会 (ヒューマンほっとライン)	所管課	ー 障害者福祉課			
<p>目 的</p> <p>港区における障害者サービスに関する区民等の苦情申立てを適切かつ迅速に解決することで、区民等の権利及び利益を保護するとともに、障害者サービスの質の向上を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者 障害者サービスの利用者等</p> <p>(2) 内 容</p> <p>① 障害者サービスに関する苦情を受理し、弁護士、学識経験者、民生委員・児童委員、医師、区民委員（公募）で構成する委員会がその解決策を検討し、区長に報告します。</p> <p>② 区長は報告を受けて、サービス所管課及びサービス提供事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導します。</p> <p>根拠法令等</p> <p>港区障害者サービス苦情解決委員会設置要綱</p> <p>開始時期</p> <p>平成 16 年 6 月 1 日</p> <p>実 績</p> <p>平成 21 年度から実績なし</p>					
補助金等 有 ・ ④				備 考	

障害者基幹相談支援センター	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者基幹相談支援センターは、障害者（児）等の相談に応じ、障害者（児）相談支援事業所との連携を図り、情報の提供や専門相談の紹介等の連絡調整や権利擁護・虐待防止などの業務を行います。

事業内容

地域の相談拠点では、福祉サービスや区の制度に関する相談に限らず、生活全般にわたる様々な相談を受け付けます。

相談の内容から障害者のニーズを整理し、必要な障害福祉サービスにつなぎます。

地域の相談拠点（相談支援事業所）

- ・港区立障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）
- ・新橋はつらつ太陽
- ・港区立精神障害者支援センター（あいはーと・みなと）
- ・港区立障害者支援ホーム南麻布

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

地域生活支援事業実施要綱（厚生労働省社会・援護局）

港区障害者（児）相談支援事業実施要綱

港区障害者基幹相談支援センター事業実施要綱

開始時期

平成20年4月1日

実績表

相談件数

(単位：件)

支援方法 \ 年度	30	元	2	3	4
来 所 相 談	10,328	7,539	1,605	1,825	1,614
訪 問	746	806	2,114	2,269	2,155
同 行	133	131	212	234	236
電 話 相 談	11,662	12,752	25,731	24,534	23,642
電 子 メ ー ル	87	179	488	1,819	1,589
個 別 支 援 会 議	20	35	159	185	180
関 係 機 関	1,835	606	1,803	2,562	4,375
そ の 他	249	318	689	1,857	1,426
計	25,060	22,366	32,801	35,285	35,217

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

障害者虐待防止・養護者支援事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者に対する虐待の防止及び早期発見を図るため、障害者本人や養護者等からの相談を受けるとともに、保健・医療・福祉等の各関係機関と連携を図り、障害者の保護や養護者に対する支援を行います。

また、障害者虐待に関する知識の普及・啓発等を行い、障害者及び養護者が安心して生活できるよう、地域環境の整備を行います。

事業内容

- (1) 障害者虐待の通報又は届出の受理、事実確認と情報の収集
- (2) 障害者・養護者に対する相談、指導及び助言
- (3) 障害者虐待の防止、養護者支援に関する広報その他の啓発活動
- (4) 緊急一時保護を要する事案に関する緊急避難用ベッドの確保

根拠法令等

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
港区障害者虐待防止対策事業実施要綱

開始時期

平成 24 年 10 月 1 日

実績表

区分	年度				
	30	元	2	3	4
虐待通報・相談件数（件）	20	8	18	18	19
虐待が確認された件数（件）	1	1	1	2	2
緊急ベッド利用実績（日）	0	0	0	0	10

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

地域生活支援拠点等推進事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者及び障害児（以下「障害者等」といいます。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応します。

事業内容

港区の地域資源を活用し、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を組み合わせた地域生活支援拠点等のネットワークを活用し、地域のサービス提供事業所の情報収集や、障害者の「親なき後」の地域生活支援のコーディネート（日中活動や住まいを想定する生活プランの作成）等を行います。

また、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームやひとり暮らし等への移行を円滑にし、障害者の地域生活を支援します。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

開始時期

令和2年4月

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	3	4
利用希望登録者数	8	23

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

自立支援医療（更生医療）	所管課	各総合支所区民課 障害者福祉課
<p>目 的 身体障害者が手術等によって障害の程度を軽くしたり取り除いたりすることにより、日常生活能力や職業能力の回復や獲得を目的として行う医療で、知事の定める指定医療機関において給付します。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人で、東京都心身障害者福祉センターにおいて医療の給付が必要と判定された人（ただし、心臓（更新のみ）、じん臓、小腸、肝臓（更新のみ）及び免疫機能障害の医療給付判定は、各指定自立支援医療機関からの要否意見書に基づき区が行います。）</p> <p>(2) 支給対象となる障害区分</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 視覚障害によるもの ② 聴覚、平衡機能の障害によるもの ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの ④ 肢体不自由によるもの ⑤ 心臓、じん臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの <p>(3) 給付内容（下記に関する費用）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥ 移送（医療保険により給付を受けることができない人の移送に限ります。） <p>(4) 給付の範囲 医療保険の給付又は他の公費負担制度の適用がある場合は、その残額（本人の負担分）が給付の対象となります。</p> <p>(5) 実施方法 各総合支所区民課に申請書、指定医の意見書（概略書）等を提出し、自立支援医療受給者証の交付を受けて、指定自立支援医療機関で医療の給付を受けます。自立支援医療（更生医療）の費用は、区から東京都国民健康保険団体連合会等を通じて医療機関に支払います。</p> <p>(6) 自己負担 原則、医療費の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されています（生活保護を受給している人は自己負担なし）。</p>		

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

厚生労働省社会・援護局通知 自立支援医療費支給認定通則実施要綱、自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱

開始時期

平成18年4月1日

実績表

自立支援医療給付状況（延人数）

（単位：人）

区分		年度				
		30	元	2	3	4
視覚障害	入院	0	0	0	0	0
	入院外	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	入院	1	1	2	0	0
	入院外	1	1	0	0	0
音声・言語等機能障害	入院	0	0	0	0	0
	入院外	8	2	0	0	0
肢体不自由	入院	3	0	0	0	0
	入院外	1	0	0	0	0
心臓機能障害	入院	0	0	0	0	0
	入院外	0	0	0	0	0
じん臓機能障害	入院	11	49	42	7	16
	入院外	1,015	1,103	1,081	1,205	1,297
小腸機能障害	入院	0	0	0	0	0
	入院外	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	入院	1	0	0	0	0
	入院外	49	61	43	34	27
免疫機能障害	入院	8	6	9	4	2
	入院外	1,111	1,208	1,238	1,171	1,199
計	入院	24	56	53	11	18
	入院外	2,185	2,375	2,362	2,410	2,523

補助金等 ①・無	国負担 1/2	都負担 1/4	区負担 1/4	補助金名等	障害者医療費国庫負担金 障害者医療費都費負担金
-------------	------------	------------	------------	-------	----------------------------

自立支援医療（精神通院医療）	所管課	各総合支所区民課 障害者福祉課
<p>目 的 在宅の精神障害者の通院医療費を助成することにより、適切な医療を給付します。</p> <p>事業内容 自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者が治療に専念できるための制度です。自立支援医療費及び保険制度併用により、通院医療費自己負担が原則1割になりますが、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額があります（生活保護、非課税世帯は自己負担なし。）。</p> <p>申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。</p> <p>根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 特別区における東京都小児精神病等医療費助成申請等の受理等に係る事務費交付金交付要綱</p> <p>開始時期 <精神障害者通院医療費公費負担> 昭和50年 東京都から移管（平成18年3月で廃止） 平成18年4月から自立支援医療（精神通院医療）へ移行</p>		

実績表

自立支援医療受給者証所持者数

(単位：人)

区分 年齢	総数	気分障害	統合失調症	神経症	てんかん
総数	2,788	1,223 (804)	497	180	122
0～19歳	66	8 (8)	2	4	10
20～39歳	769	266 (180)	73	57	40
40～59歳	1,342	667 (437)	263	92	58
60歳以上	611	282 (179)	159	27	14

区分 年齢	アルコール・ 薬物依存	人格障害	認知症	摂食障害	その他の疾患	不明
総数	50	24	25	7	320	340
0～19歳	1	1	0	0	31	9
20～39歳	2	7	0	3	152	169
40～59歳	24	9	1	4	105	119
60歳以上	23	7	24	0	32	43

※説明

- ① 気分障害は、そう病・うつ病・そううつ病等の気分の障害、()内はうつ病の再掲です。
- ② 神経症は、パニック障害・適応障害等の神経症性障害です。
- ③ その他の疾患は、高次脳機能障害、器質性精神障害を含んだ数です。
- ④ 不明は、精神障害者保健福祉手帳をもとに、転入等により申請をしたため病名が特定できない数です。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等	東京都小児精神病等医療費助成 申請書等の受理等に係る事務費交付金
-----------------	----------	--------------	----------	-------	-------------------------------------

小児精神障害者入院医療費助成	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

精神疾患のために精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の人に対して、医療費を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、あわせて患者の医療費の負担軽減を図ります。

事業内容

精神科病床における入院医療費について、高額療養費の支給を受けた上での保険医療費自己負担分の助成の申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。ただし、入院時食事療養費（標準負担額相当）は自己負担となります。

根拠法令等

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則
 特別区における東京都小児精神病等医療費助成申請書等の受理等に係る事務費交付金交付要綱

開始時期

昭和50年4月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
申請数	8	5	1	0	1
認定数	8	5	1	0	1

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等	東京都小児精神病等医療費助成申請書等の受理等に係る事務費交付金
-----------------	----------	--------------	----------	-------	---------------------------------

難病等医療費助成	所管課	各総合支所区民課 障害者福祉課										
<p>目 的</p> <p>難病等医療費助成の対象疾病にり患し、基準を満たしていると認定された人に、その治療に係る医療費等の一部を公費で負担します（都独自の制度においては、生活保護などで医療費が助成されている人は対象外）。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 実施主体 東京都（区では申請を受け付け、東京都知事あてに進達し、認定結果を管理しています。）</p> <p>(2) 対象疾病（令和5年3月31日現在）</p> <table border="0" data-bbox="272 779 951 1010"> <tr> <td>国疾病</td> <td>338疾病</td> </tr> <tr> <td>都単独疾病</td> <td>8疾病</td> </tr> <tr> <td>特定疾患治療研究事業対象疾病</td> <td>4疾病</td> </tr> <tr> <td>特殊医療費助成対象疾病</td> <td>2疾病</td> </tr> <tr> <td>B型・C型ウイルス肝炎治療</td> <td>5治療法</td> </tr> </table> <p>(3) 自己負担額 保険適用後の自己負担分について、所得状況に応じて最高30,000円（月額）までの負担</p> <p>根拠法令等</p> <p>難病の患者に対する医療費等に関する法律 難病の患者に対する医療費等に関する法律施行細則 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 特別区における東京都難病等医療費助成申請書等の受理等に係る事務費交付金交付要綱</p> <p>開始時期</p> <p>昭和50年4月1日 東京都から受付窓口を区へ移管</p>			国疾病	338疾病	都単独疾病	8疾病	特定疾患治療研究事業対象疾病	4疾病	特殊医療費助成対象疾病	2疾病	B型・C型ウイルス肝炎治療	5治療法
国疾病	338疾病											
都単独疾病	8疾病											
特定疾患治療研究事業対象疾病	4疾病											
特殊医療費助成対象疾病	2疾病											
B型・C型ウイルス肝炎治療	5治療法											

実績表

対象となる疾病（国疾病）令和5年3月31日

番号	病名	港区での認定件数	番号	病名	港区での認定件数
001	球脊髄性筋萎縮症	2	056	ベーチェット病	28
002	筋萎縮性側索硬化症	20	057	特発性拡張型心筋症	18
003	脊髄性筋萎縮症	2	058	肥大型心筋症	12
004	原発性側索硬化症	0	059	拘束型心筋症	0
005	進行性核上性麻痺	8	060	再生不良性貧血	13
006	パーキンソン病	203	061	自己免疫性溶血性貧血	4
007	大脳皮質基底核変性症	11	062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1
008	ハンチントン病	0	063	特発性血小板減少性紫斑病	22
009	神経有棘赤血球症	0	064	血栓性血小板減少性紫斑病	0
010	シャルコー・マリー・トゥース病	2	065	原発性免疫不全症候群	9
011	重症筋無力症	43	066	IgA腎症	26
012	先天性筋無力症候群	0	067	多発性嚢胞腎	30
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	46	068	黄色靱帯骨化症	11
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	10	069	後縦靱帯骨化症	37
015	封入体筋炎	1	070	広範脊柱管狭窄症	7
016	クロウ・深瀬症候群	0	071	特発性大腿骨頭壊死症	37
017	多系統萎縮症	10	072	下垂体性ADH分泌異常症	10
018	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	29	073	下垂体性TSH分泌亢進症	1
019	ライソゾーム病	5	074	下垂体性PRL分泌亢進症	6
020	副腎白質ジストロフィー	1	075	クッシング病	3
021	ミトコンドリア病	2	076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0
022	もやもや病	23	077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	7
023	プリオン病	0	078	下垂体前葉機能低下症	32
024	亜急性硬化性全脳炎	0	079	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1
025	進行性多巣性白質脳症	0	080	甲状腺ホルモン不応症	0
026	HTLV-1関連脊髄症	1	081	先天性副腎皮質酵素欠損症	2
027	特発性基底核石灰化症	0	082	先天性副腎低形成症	0
028	全身性アミロイドーシス	7	083	アジソン病	0
029	ウルリッヒ病	0	084	サルコイドーシス	25
030	遠位型ミオパチー	1	085	特発性間質性肺炎	26
031	ベスレムミオパチー	0	086	肺動脈性肺高血圧症	11
032	自己貧食空砲性ミオパチー	0	087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0
033	シュワルツ・ヤンベル症候群	0	088	慢性血栓性肺高血圧症	7
034	神経線維腫症	3	089	リンパ脈管筋腫症	3
035	天疱瘡	4	090	網膜色素変性症	20
036	表皮水疱症	0	091	バッド・キアリ症候群	0
037	膿疱性乾癬（汎発型）	2	092	特発性門脈圧亢進症	0
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	093	原発性胆汁性胆管炎	14
039	中毒性表皮壊死症	0	094	原発性硬化性胆管炎	2
040	高安動脈炎	3	095	自己免疫性肝炎	23
041	巨細胞性動脈炎	6	096	クローン病	86
042	結節性多発動脈炎	4	097	潰瘍性大腸炎	289
043	顕微鏡的多発血管炎	11	098	好酸球性消化管疾患	2
044	多発血管炎性肉芽腫症	2	099	慢性特発性偽性腸閉塞症	1
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	11	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0
046	悪性関節リウマチ	6	101	腸管神経節細胞減少症	0
047	バージャー病	1	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	3	103	CFC症候群	0
049	全身性エリテマトーデス	129	104	コステロ症候群	0
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	40	105	チャージ症候群	0
051	全身性強皮症	48	106	クリオピリン関連周期熱症候群	1
052	混合性結合組織病	9	107	若年性特発性関節炎	2
053	シェーグレン症候群	29	108	TNF受容体関連周期性症候群	0
054	成人スチル病	14	109	非典型型溶血性尿毒症症候群	1
055	再発性多発軟骨炎	2	110	ブラウ症候群	0

番号	病名	港区での認定件数	番号	病名	港区での認定件数
111	先天性ミオパチー	1	168	エーラス・ダンロス症候群	1
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	1	169	メンケス病	0
113	筋ジストロフィー	4	170	オクシピタル・ホーン症候群	0
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	171	ウィルソン病	1
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0	172	低ホスファターゼ症	0
116	アトピー性脊髄炎	0	173	VATER症候群	0
117	脊髄空洞症	1	174	那須・ハコラ病	0
118	脊髄髄膜瘤	0	175	ウィーバー症候群	0
119	アイザックス症候群	2	176	コフィン・ローリー症候群	0
120	遺伝性ジストニア	0	177	シュベール症候群関連疾患	0
121	神経フェリチン症	0	178	モワット・ウィルソン症候群	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	0	179	ウィリアムズ症候群	0
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0	180	ATR-X症候群	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	181	クルーゾン症候群	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	182	アペール症候群	0
126	ペリー症候群	0	183	ファイファー症候群	0
127	前頭側頭葉変性症	3	184	アントレー・ピクスラー症候群	0
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	0	185	コフィン・シリズ症候群	0
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	0	186	ロスムンド・トムソン症候群	0
130	先天性無痛無汗症	2	187	歌舞伎症候群	0
131	アレキサンダー病	0	188	多脾症候群	0
132	先天性核上性球麻痺	0	189	無脾症候群	0
133	メビウス症候群	0	190	鰓耳腎症候群	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0	191	ウェルナー症候群	0
135	アイカルディ症候群	0	192	コケイン症候群	0
136	片側巨脳症	0	193	プラダー・ウィリ症候群	0
137	限局性皮質異形成	0	194	ソトス症候群	0
138	神経細胞移動異常症	0	195	ヌーナン症候群	0
139	先天性大脳白質形成不全症	0	196	ヤング・シンプソン症候群	0
140	ドラベ症候群	0	197	1p36欠失症候群	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	198	4p欠失症候群	0
142	ミオクロニー欠神てんかん	0	199	5p欠失症候群	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0
144	レノックス・ガストー症候群	1	201	アンジェルマン症候群	0
145	ウエスト症候群	0	202	スミス・マギニス症候群	0
146	大田原症候群	0	203	22q11.2欠失症候群	1
147	早期ミオクロニー脳症	0	204	エマヌエル症候群	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	205	脆弱X症候群関連疾患	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0	206	脆弱X症候群	0
150	環状20番染色体症候群	0	207	総動脈幹遺残症	0
151	ラスムッセン脳炎	0	208	修正大血管転位症	0
152	PCDH19関連症候群	0	209	完全大血管転位症	2
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0	210	単心室症	0
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0	211	左心低形成症候群	0
155	ランドウ・クレフナー症候群	0	212	三尖弁閉鎖症	0
156	レット症候群	0	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	0	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0
158	結節性硬化症	1	215	ファロー四徴症	1
159	色素性乾皮症	1	216	両大血管右室起始症	0
160	先天性魚鱗癬	0	217	エプスタイン病	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	218	アルポート症候群	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	3	219	ギャロウェイ・モワト症候群	0
163	特発性後天性全身性無汗症	6	220	急速進行性糸球体腎炎	2
164	眼皮膚白皮症	1	221	抗糸球体基底膜腎炎	0
165	肥厚性皮膚骨膜炎	0	222	一次性ネフローゼ症候群	26
166	弾性線維性仮性黄色腫	0	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2
167	マルファン症候群	5	224	紫斑病性腎炎	1

番号	病名	港区での認定件数	番号	病名	港区での認定件数
225	先天性腎性尿崩症	1	282	先天性赤血球形成異常性貧血	0
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	283	後天性赤芽球癆	5
227	オスラー病	0	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0
228	閉塞性細気管支炎	0	285	ファンコニ貧血	0
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	0	286	遺伝性鉄芽球性貧血	0
230	肺胞低換気症候群	0	287	エプスタイン症候群	0
231	α1-アンチトリプシン欠乏症	0	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0
232	カーニー複合	0	289	クロンカイト・カナダ症候群	1
233	ウォルフラム症候群	0	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0	291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0
235	副甲状腺機能低下症	0	292	総排泄腔外反症	0
236	偽性副甲状腺機能低下症	0	293	総排泄腔遺残	0
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	294	先天性横隔膜ヘルニア	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	295	乳幼児肝巨大血管腫	0
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0	296	胆道閉鎖症	0
240	フェニルケトン尿症	0	297	アラジール症候群	0
241	高チロシン血症1型	0	298	遺伝性膀胱炎	0
242	高チロシン血症2型	0	299	嚢胞性線維症	0
243	高チロシン血症3型	0	300	IgG4 関連疾患	10
244	メープルシロップ尿症	0	301	黄斑ジストロフィー	0
245	プロピオン酸血症	0	302	レーベル遺伝性視神経症	0
246	メチルマロン酸血症	0	303	アッシュャー症候群	0
247	イソ吉草酸血症	0	304	若年発症型両側性感音難聴	1
248	グルコーストランスporter 1 欠損症	0	305	遅発性内リンパ水腫	0
249	グルタル酸血症1型	0	306	好酸球性副鼻腔炎	86
250	グルタル酸血症2型	0	307	カナバン病	0
251	尿素サイクル異常症	0	308	進行性白質脳症	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0	309	進行性ミオクローヌステんかん	0
253	先天性葉酸吸収不全	0	310	先天異常症候群	0
254	ポルフィリン症	0	311	先天性三尖弁狭窄症	0
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0	312	先天性僧帽弁狭窄症	0
256	筋型糖原病	1	313	先天性肺静脈狭窄症	0
257	肝型糖原病	0	314	左肺動脈右肺動脈起始症	0
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/ LMX1B 関連腎症	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	316	カルニチン回路異常症	0
260	シトステロール血症	0	317	三頭酵素欠損症	0
261	タンジール病	0	318	シトリン欠損症	0
262	原発性高カイロミクロン血症	0	319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	0
263	脳髄黄色腫症	0	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	0
264	無βリポタンパク血症	0	321	非ケトーシス型高グリシン血症	0
265	脂肪萎縮症	0	322	β-ケトチオラーゼ欠損症	0
266	家族性地中海熱	4	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0
267	高IgD症候群	0	324	メチルグルタコン酸尿症	0
268	中條・西村症候群	0	325	遺伝性自己炎症疾患	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0	326	大理石骨病	0
270	慢性再発多発性骨髓炎	0	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）	1
271	強直性脊椎炎	25	328	前眼部形成異常	0
272	進行性骨化性線維異形成症	0	329	無虹彩症	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	0
274	骨形成不全症	1	331	特発性多中心性キャッスルマン病	3
275	タナトフォリック骨異形成症	0	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0
276	軟骨無形成症	1	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	334	脳クレアチン欠乏症候群	0
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	0	335	ネフロン癆	0
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	0	336	家族性低βリポタンパク血症（ホモ接合体）	0
280	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	0	337	ホモシスチン尿症	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0
			合計		1,799

対象となる疾病（都単独疾病）
令和5年3月31日

番号	病名	港区での認定件数
都77	悪性高血圧	0
都80	原発性骨髄線維症	2
都83	母斑症（指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。）	1
都866	肝内結石症	0
都88	古典的特発性好酸球増多症候群	1
都91	びまん性汎細気管支炎	0
都95	遺伝性QT延長症候群	0
都97	網膜脈絡膜萎縮症	1
合 計		5

対象となる疾病
（特定疾患治療研究事業対象疾病）
令和5年3月31日

病名	港区での認定件数
スモン	2
プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）	0
難治性肝炎のうち劇症肝炎（更新のみ）	1
重症急性膵炎（更新のみ）	0
合 計	3

対象となる疾病（特殊医療費助成対象疾病）
令和5年3月31日現在

病名	港区での認定件数
先天性血液凝固因子欠乏症等	12
人工透析を必要とする腎不全	350
合 計	362

対象となる疾病
（B型・C型ウイルス肝炎治療）
令和5年3月31日現在

治療法	港区での認定件数
インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療、3剤併用療法、インターフェロンフリー治療、肝がん・重度肝硬変（入院）	121

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等	東京都難病等医療費助成申請書等の受理等に係る事務費交付金
---------------	----------	--------------	----------	-------	------------------------------

心身障害者福祉手当（区制度）	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

心身に障害のある人に、心身障害者福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

65歳未満で次の①～⑤のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人

ただし、65歳以上で平成13年7月分の手当を受給した人のうち、①～⑤のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人は対象者になります。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 身体障害者手帳1～3級 | ② 愛の手帳1～4度 |
| ③ 精神障害者保健福祉手帳1級 | ④ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症 |
| ⑤ 難病の医療費助成を受けている人 | |

所得限度額表

（令和5年4月現在）

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2) 支 給 額

月額 15,500円（ただし、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度の人は月額7,750円）

(3) 支 給 方 法

指定の金融機関に年3回（4月、8月、12月）振り込みます。

根拠法令等

港区心身障害者福祉手当条例

港区心身障害者福祉手当条例施行規則

開 始 時 期

昭和48年4月1日

実 績 表

区分	年度				
	30	元	2	3	4
延 人 数 (人)	30,390	30,517	30,565	30,545	30,685
受 給 者 数 (人)	2,514	2,514	2,514	2,517	2,518
支 給 総 額 (千円)	425,994	428,870	430,187	430,513	433,768

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

重度心身障害者手当（都制度）	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする人に手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

65歳未満の障害者（児）が次のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、東京都心身障害者福祉センターから重度心身障害者の判定を受けた人

ただし、3か月を超えて入院している人、施設に入所している人は対象外となります。

- ① 重度の知的障害と著しい精神症状が重複している人
- ② 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人
- ③ 重度の四肢体幹機能障害（座位困難）の人

所得限度額表

（令和5年4月現在）

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2) 支給額

月額 60,000円

(3) 支給方法

東京都が毎月、指定の金融機関に振り込みます。

根拠法令等

東京都重度心身障害者手当条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

開始時期

昭和48年10月1日

実績表

（単位：人）

年度	30	元	2	3	4
区分					
受給者数	122	113	120	106	106

補助金等
有 ・ ④

備考

特別障害者手当等（国制度）	所管課	各総合支所区民課 障害者福祉課
<p>目 的 在宅の重度障害者（児）に対し、障害により特に必要とされる負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより福祉の増進を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>1 特別障害者手当</p> <p>(1) 対象者 重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人。ただし、病院等に3か月を超えて入院している人、施設に入所している人は対象外になります。原則、医師の診断書に基づいて判定します。</p> <p>(2) 支給額 月額 27,980円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えているときは、支給を停止します。）</p> <p>(3) 支給方法 2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。</p> <p>2 障害児福祉手当</p> <p>(1) 対象者 重度の障害があるため、日常生活において常時の介護が必要な20歳未満の人。原則、医師の診断書に基づいて判定します。 ただし、施設に入所している人、障害を理由とする公的年金を受給している人、聴覚の障害により申請する場合、補聴器及び人工内耳の電源を切った状態で音声を認識できる程度の人、運転免許の適性試験に合格している人は対象外になります。</p> <p>(2) 支給額 月額 15,220円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えているときは、支給を停止します。）</p> <p>(3) 支給方法 2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。</p> <p>3 経過的福祉手当</p> <p>(1) 対象者 昭和61年4月の特別児童扶養手当の支給に関する法律等の改正に伴う経過措置として手当を受給している人（新規の認定はありません。）</p> <p>(2) 支給額 月額 15,220円</p> <p>(3) 支給方法 2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。</p>		

所得限度額表

(令和5年4月現在)

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに 加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※別に扶養義務者の所得限度額も設けられています。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

特別障害者手当等事務取扱要領

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令

開始時期

昭和50年10月1日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
延人数(人)	2,327	2,395	2,294	2,204	2,444
受給者数(人)	197	197	182	186	218
支給総額(千円)	56,156	58,536	56,227	53,458	59,854

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 3/4	都負担 -	区負担 1/4	補助金名等	特別障害者手当等給付費国庫負担金
---------------	------------	----------	------------	-------	------------------

原爆被爆者の援護	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

原爆被爆者に対し、団体助成、鍼・灸・マッサージサービスなどを行うことにより、健康の維持増進と福祉向上を図ります。また、東京都が実施している原爆被爆者及びその子に対する援護事業の受付窓口として、被爆者健康手帳の変更等の申請手続きを受け付けています。

事業内容

- (1) 見舞金の支給
7月1日現在区内に住所を有する原爆被爆者に対し、年に1回12,000円の見舞金を支給します。
- (2) 鍼・灸・マッサージサービス
原爆被爆者に対して健康の維持増進を図るため、鍼・灸・マッサージのサービスが受けられる利用券を年間6枚給付します。
- (3) 団体助成
港区原爆被爆者の会に対し、自主活動の充実を図るため活動費の一部を助成します。

根拠法令等

港区原子爆弾被爆者に対する見舞金支給要綱
 港区鍼・灸又はマッサージサービス利用券給付要綱
 港区原爆被爆者の会助成要綱

開始時期

- (1) 見舞金の支給 昭和62年12月1日
- (2) 鍼・灸・マッサージサービス 平成7年4月1日
- (3) 団体助成 平成2年4月1日

実績表

- (1) 見舞金の支給

年度	30	元	2	3	4
区分					
支給者数(人)	97	91	82	74	73
支給金額(円)	1,164,000	1,092,000	984,000	888,000	876,000

- (2) 鍼・灸・マッサージサービス利用券の給付 (単位：人)

年度	30	元	2	3	4
区分					
給付者数	70	57	46	45	40

- (3) 団体助成の状況

年度	30	元	2	3	4
区分					
団体助成数(件)	1	1	1	1	1
助成金額(円)	631,000	631,000	631,000	631,000	631,000

補助金等 有 ・ ⑧				備考	
---------------	--	--	--	----	--

東京都心身障害者扶養共済制度	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者を扶養する保護者が生存中に一定の掛金を収め、万一のこと（死亡又は重度障害）があったときに障害者に終身一定額の年金を支給することにより、残された障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者が抱く不安の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対象者

次の全ての要件を満たす人

- ① 心身障害者の保護者であること。
- ② 東京都内に住所があること。
- ③ 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ④ 加入年度の初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること。

(2) 内 容

障害者を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたときは、障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される全国共通の制度です。

根拠法令等

東京都心身障害者扶養共済制度条例

東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

開始時期

平成20年4月1日

実績表

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
加入者数	14	22	22	27	31

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

中等度難聴児発達支援事業	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の中等度難聴児に対し、補聴器の装用による言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を図るため、補聴器等購入費用の一部を助成します。

事業内容

(1) 対象者

港区内に在住する18歳未満の児童で、次のいずれにも該当する児童

- ① 身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力でないこと。
- ② 両耳の聴力レベルがおおむね 30 デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する人であること。
- ③ 交付対象児童又は交付対象児童の属する世帯の他の世帯員のうち、最多区民税所得割課税者の課税額が 46 万円未満であること。

(2) 内 容

1 台あたりの基準額を補聴器137,000円、ワイヤレスマイク98,000円、受信機80,000円、オーディオチュー5,000円とし、基準額と実際に要した額を比較して少ない方の額の、10分の9を助成します。

なお、生活保護世帯及び区民税非課税世帯の場合、10分の10を助成します。

根拠法令等

港区中等度難聴児発達支援事業実施要綱

開始時期

平成 27 年 4 月 1 日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
給付者数(人)	0	5	2	6	2
給付台数(台)	0	9	4	10	4
公費負担額(円)	0	751,021	524,200	1,242,400	496,800

補助金等 ① 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
-------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

重度脳性麻痺者介護事業	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

重度の脳性麻痺者の介護及び生活圏の拡大のために介護人を派遣することにより、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の脳性麻痺者

(2) 介護者及び介護回数

家族を介護者とし、1日を単位として月12回まで

(3) 認定申請

あらかじめ登録が必要です。

根拠法令等

港区重度脳性麻痺者介護事業要綱

開始時期

昭和62年7月1日

実績表

(単位：回)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
派遣回数	432	432	300	288	288

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 -	都負担 10/10	区負担 -	補助金名等	東京都在宅障害者福祉事業費等 補助金
-----------------	----------	--------------	----------	-------	-----------------------

入浴サービス	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

自宅や公衆浴場での入浴が困難な障害者（児）に対し、入浴サービスを行うことにより健康・衛生保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。
 障害状況等により、巡回入浴車による方法と施設入浴（機械入浴・介助入浴・家族入浴）による方法があります。

事業内容

種類	内容	対象者	備考
機械入浴	全介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の機械浴室で入浴介助を行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	専用車による送迎があります。
介助入浴	自力移動が可能で、一部介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の家族浴室で、障害の状況に応じた入浴介助を行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	必要に応じて専用車による送迎があります。
家族入浴	障害保健福祉センター内の家族浴室で、家族等の介助により入浴することができます。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人	家族等の介助により入浴できることが条件です。
巡回入浴	巡回入浴車を派遣し、居宅において特殊浴槽を用い、家族の立会いのもと入浴サービスを行います。	・身体障害者手帳1・2級の人 ・愛の手帳1・2度の人	

費用 無料

利用日等 ① 施設入浴 月～土曜日午前10時～午後5時の枠内で、相談の上、決定します。

② 巡回入浴 相談の上、決定します。

申込手続 申請書、承諾書、医師の意見書（家族入浴は除く。）の提出が必要です。

その他

① 医師から入浴を許可されていることが必要です。

② 原則として、介護保険サービスの対象者は除きます。

③ 当日の利用者の健康状態により、入浴が困難な場合は、サービスの提供をお断りすることがあります（例：感染症に罹患している場合など）。

根拠法令等

港区障害者（児）入浴サービス実施要綱

開始時期

(1) 巡回入浴サービス 昭和56年5月1日

(2) 施設入浴サービス（機械入浴、家族入浴）平成10年5月1日

(3) 施設入浴サービス（介助入浴）平成15年4月1日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
利用者数(人)	68	70	65	57	52
実施回数(回)	4,680	4,924	3,588	3,475	3,106

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

タクシー利用券の給付	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

歩行困難な障害者（児）に、タクシー利用券を給付することにより、生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対象者

身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害1・3級の人

愛の手帳 1・2度の人

精神障害者保健福祉手帳 1級の人

(2) 給付方法

新規申請者は、各総合支所区民課窓口で給付します。継続して利用する人は障害者福祉課から郵送します。

(3) 給付額

年44,000円分

（ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円）

※自動車燃料費の助成との併給はできません。

根拠法令等

港区障害者（児）タクシー利用券給付要綱

開始時期

昭和53年6月1日

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
給付人数	2,546	2,537	2,549	2,489	2,404

補助金等 有 ・ ④				備考	
---------------	--	--	--	----	--

自動車燃料費の助成	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者（児）の使用する自動車に係る燃料費の一部を助成することにより、障害者（児）の生活圏の拡大及び経済的負担を軽減し、社会活動の促進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害1・3級の人

愛の手帳 1・2度の人

精神障害者保健福祉手帳 1級の人

(2) 助成額

年 44,000円以内

（ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円）

※タクシー利用券との併給はできません。

根拠法令等

港区障害者（児）自動車燃料費助成事業実施要綱

開始時期

昭和55年4月1日

実績表

年度 区分	30	元	2	3	4
受給者数(人)	294	296	266	264	250
助成金額(円)	10,576,083	11,605,852	10,149,690	10,454,024	10,054,775

補助金等
有 ・ 無

備考

自動車運転免許取得費助成	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者が第一種運転免許を取得しようとする場合、取得に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

事業内容

(1) 対象者

区内に引き続き3か月以上居住している人で、次の要件に該当する人

- ① 運転免許適性試験に合格した人で、3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人、4度以上の愛の手帳の交付を受けている人。ただし、内部障害については4級以上、下肢又は体幹に係る障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、歩行が困難な人
- ② 道路交通法第96条第1項に規定する運転免許試験の受験資格を有する人
- ③ 本人の前年分所得税額が40万円以下の人
- ④ 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない人

(2) 内 容

教習所（練習所）入所料、技能・学科教習料、受験料、教材費及び排気量等の限定解除に直接要する費用を対象とし、前年の所得税額に応じて164,800円まで（排気量等の限定解除の費用については20,600円まで）を助成します。

根拠法令等

港区心身障害者自動車運転免許取得費助成事業運営要綱

開始時期

昭和52年10月1日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
受給者数（人）	1	2	0	3	0
助成金額（円）	164,800	185,400	0	442,900	0

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

自動車改造費の助成	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者が自分で運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

事業内容

(1) 対象者

区内に住所を有し、現に居住している人で、次のいずれにも該当する人

- ① 下肢又は体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた人であって、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある人
- ② 本人又は扶養義務者等の前年の所得が所得制限基準内の人(特別障害者手当と同じ。)

(2) 内 容

操向装置及び駆動装置等の改造費用として、原則、対象者1人につき1台に限り、133,900円までを助成します(所得制限あり。)

根拠法令等

港区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

港区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱運営要領

開始時期

昭和56年4月1日

実績表

年度	30	元	2	3	4
区分					
受給者数(人)	0	1	1	0	2
助成金額(円)	0	104,000	133,900	0	245,330

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

車椅子使用者が容易に同乗又は昇降できる福祉車両の購入費の一部を助成することにより、在宅の車椅子使用者の外出を支援し、社会生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

事業内容

(1) 対象者

- ・区内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた常時車椅子使用の人又はその同居の親族
 - ・どちらも前年の所得が、所得制限基準内の人（心身障害者福祉手当と同じ。）
- ※福祉車両に同乗する人が、施設に入所等をしている場合は対象になりません。

(2) 内 容

1 件につき 300,000 円まで助成します。

ただし、中古車の場合は、300,000 円と購入費用の5分の1に相当する額のいずれか少ない額とします。

根拠法令等

港区福祉車両購入費助成事業実施要綱

開始時期

平成 20 年 4 月 1 日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
受給者数（人）	0	1	0	0	2
助成金額（円）	0	67,160	0	0	600,000

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

民営バス乗車割引証	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

心身障害者及びその介護人が、都内に路線を有する民営バスの割引を利用することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

心身障害者本人及び介護者を対象に、乗車割引証を交付します。なお、定期乗車券を購入する場合は、定期券割引購入申込書（3割引）を交付します。

(1) 対象者

身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている人及びその介護人

(2) 内 容

各総合支所区民課の窓口で心身障害者民営バス乗車割引証（普通乗車用・介護人付）の交付を受け、乗車の際に割引証を提示して5割引の割引料金を支払います。
 ※身体障害者手帳・愛の手帳所持者が単独で利用する場合は、手帳を提示するだけで割引を受けられます。

※愛の手帳の交付を受けている人が介護人付で乗車する際の割引証は、18歳以上は東京都心身障害者福祉センター、18歳未満は港区児童相談所でも交付します。

根拠法令等

心身障害者に対する民営バス運賃割引証交付事務取扱要領

開始時期

昭和 53 年 4 月 1 日

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
交付人数	31	28	16	11	7

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

有料道路障害者割引制度	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

身体障害者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合、又は重度の身体障害者手帳若しくは重度の愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合に、東日本高速道路株式会社の割引基準に該当することの証明を行っています。

事業内容

(1) 対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている人が自分で運転する場合
- ・重度（※1）の身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合

（※1）身体障害者手帳又は愛の手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄に「第1種」と記載されている人です。

(2) 対象車両

障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する乗用車1台（営業車、法人所有は除く。）又は排気量125ccを超えるバイク

(3) 利用方法

- ・料金を支払う際に、手帳（※2）を提示の上料金を支払います。
- ・ETCの場合は、登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入してETCレーンを通行します。

（※2）申請により手帳に割引対象であることを証明するシールを貼付します。利用者は東日本高速道路株式会社に郵送にて申込みます。

根拠法令等

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」

東日本高速道路株式会社ほか「有料道路における障害者割引措置実施要領」

開始時期

昭和54年6月

実績表

割引申請受付件数

（単位：件）

年度	30	元	2	3	4
区分					
受付件数	390	444	415	376	387

補助金等
有 ・ 無

備考

NHK放送受信料減免対象世帯の証明	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者世帯等が、NHK放送受信料の免除基準に該当することの証明を行います。

事業内容

(1) 対象者

〔全額免除〕

- ① 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、身体障害者手帳の交付を受けている人がいる場合
- ② 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、愛の手帳の交付を受けている人がいる場合
- ③ 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる場合

〔半額免除〕

- ① 世帯主で受信契約者である本人が、視覚障害又は聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- ② 世帯主で受信契約者である本人が、身体障害者手帳1・2級の交付を受けている場合
- ③ 世帯主で受信契約者である本人が、愛の手帳1・2度の交付を受けている場合
- ④ 世帯主で受信契約者である本人が、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合
- ⑤ 世帯主で受信契約者である本人が、戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者で、障害程度が特別項症から第1款症である場合
(※令和5年4月1日現在によるものです。)

(2) 内 容

各総合支所区民課で証明を受けた免除申請書を、NHK営業所又は集金職員に提出し、減免を受けます。

※戦傷病者の場合は、東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給担当（電話5320-4078）で証明します。

根拠法令等

日本放送協会放送受信料免除基準

開始時期

昭和36年4月

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
証明件数	189	160	166	165	185

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

補助犬の給付	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者へ補助犬を給付し、自立と社会参加を促進します。

事業内容

(1) 対象者

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、おおむね1年以上都内に居住しており、支障なく補助犬の飼育ができる人

- ・盲導犬……視覚障害1級
- ・介助犬……肢体不自由1・2級
- ・聴導犬……聴覚障害2級

(2) 実施方法

東京都が給付決定した人に、委託団体が育成、訓練を行った補助犬を無償で給付します。区は申請の受付をしています。

(3) 所得制限

世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること。

根拠法令等

身体障害者補助犬法

東京都身体障害者補助犬給付要綱

開始時期

昭和50年4月（平成12年4月1日から盲導犬貸与事業を盲導犬給付事業に変更）
（平成16年8月1日から盲導犬給付事業を補助犬給付事業に変更）

実績表

（単位：頭）

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
盲 導 犬	0	0	0	0	0
介 助 犬	0	0	0	0	0
聴 導 犬	0	0	0	0	0

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

障害者団体への助成等	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

区内の障害者団体に対して、活動費の一部を助成し、自主活動の充実を図ります。

事業内容

(1) 対象者

原則として心身障害者とその保護者のみを構成員として、会員の福祉向上のため活動する団体で、申請時点において港区心身障害児・者団体連合会に加入している団体とします。

(2) 助成内容

- ① 団体の運営事務
- ② 訓練・研修・講習会
- ③ 教育の向上
- ④ レクリエーション
- ⑤ 地域社会との交流
- ⑥ 歩行訓練事業
- ⑦ ファクシミリによる連絡
- ⑧ その他適当と認められる経費

根拠法令等

港区心身障害者団体助成要綱

開始時期

昭和 56 年

助成団体名

港区視覚障害者福祉協会
港区聴覚障害者協会
港区手をつなぐ親の会
港区重症心身障害児（者）を守る会
港区中途障害者会
港区失語症友の会「みなとの会」
高次脳機能障がい者の未来を紡ぐ会「みなと高次脳」
港区心身障害児・者団体連合会

実績表

年度	30	元	2	3	4
区分					
団体数(件)	9	9	8	8	8
助成金額(千円)	5,588	5,535	3,854	4,067	4,541

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

みなと障がい者福祉事業団への助成	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団の安定的な運営を確保するため、事業団が、地域社会の協力を得て、障害者の働く場の確保と提供を行うとともに、そこで培った就労意欲や職業能力を一般企業就職に結びつけることにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

事業内容

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団の運営に要する経費のうち、人件費の一部を助成します。

根拠法令等

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団に対する補助金交付要綱

開始時期

平成10年4月1日

実績表

年度 区分	元	2	3	4
補助金額(円)	22,867,558	23,374,038	22,871,999	23,304,008

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

障害者学習活動支援（助成）	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

区内の障害者団体が、会員を対象として実施する学習活動に対し、講師派遣等の支援を行うことで、団体の育成に寄与し、障害者福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

- ① 港区心身障害児・者団体連合会の団体
- ② 代表者が、原則として区内在住又は在勤している団体
- ③ 構成員が5名以上で、その過半数が区内在住又は在勤している団体

(2) 内 容

障害者団体から提出された実施計画書・規約・会員名簿などを審査し、承認します。学習活動終了後に提出された報告書に基づいて、講師謝礼を助成します。

根拠法令等

港区障害者団体の学習活動に対する支援実施要綱

開始時期

昭和 56 年

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
助成件数(件)	16	18	13	14	18
助成金額(千円)	384	455	348	395	745

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

知的障害者グループホーム支援	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

知的障害者グループホームの区内における整備を増進することで、知的障害者の住み慣れた地域社会での自立を助長します。

事業内容

- (1) 対象者
区内グループホームを運営する社会福祉法人及び特定非営利活動法人等
- (2) 内 容
以下の経費について、補助金を交付します。
 - ① グループホームの家賃、契約更新料、空室時の補助に要する経費
 - ② 社会性を身につけるための外出等の社会活動訓練に要する経費
 - ③ 施設の防災防犯に伴う設備の設置等に係る経費
 - ④ グループホームの創設又は改築に際して行った施設整備及び老朽設備の更新に関する経費

根拠法令等

港区障害者グループホーム運営要綱
港区知的障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱

開始時期

平成 14 年 4 月 1 日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
団 体 数 (件)	7	8	8	8	8
補助金額 (千円)	22,875	23,072	24,354	22,463	25,994

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

障害者グループホーム家賃助成	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助）に入居する障害者が、安定した生活を送ることができるように家賃の助成を行います。

事業内容

(1) 対象者

グループホームへ入居している身体障害者手帳の交付を受けている人、愛の手帳の交付を受けている人又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等の人で、所得基準を満たす人

(2) 助成金額

所得月額が73,000円未満の場合、月額24,000円又は家賃のうち低い額
 所得月額が73,000円以上97,000円未満の場合、月額12,000円又は家賃の半額のうち低い額

※平成23年10月1日から助成金のうち、10,000円までの額（特定障害者特別給付費）について国が2分の1、東京都が4分の1を区に対して補助します。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区障害者グループホーム運営要綱

開始時期

平成15年4月1日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
受給者数（人）	52	56	55	64	58
助成金額（千円）	6,535	6,490	6,381	6,792	6,609

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	【特定障害者特別給付費】 障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------------------------------------------

精神障害者グループホーム支援	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所（主な対象者は、精神障害者である人に限ります。以下「グループホーム」といいます。）の区内における整備を増進し、精神障害者の地域生活での自立を促進します。また、精神障害者が区外のグループホームを利用している場合でも、施設借上費を補助することにより、安定した生活を送れるように支援します。

事業内容

- (1) 障害者総合支援法によるグループホーム居住者の家賃への補助
 特定障害者特別給付費
 補助金額の上限：月額 10,000 円
 対象：グループホームを利用する精神障害者で、区民税非課税者及び生活保護受給者
- (2) 区内グループホームを運営する社会福祉法人等への補助
 - ① 施設借上等経費（家賃補助、契約更新料の補助、家屋借上げ費用の補助（開設時のみ）、空室補助）
 - ② 社会活動訓練費（介助人の雇上げ経費、活動に係る諸経費、食料費及び交通費）
 - ③ 防災防犯関係設備経費（防災及び防犯に伴う設備の設置等の費用）
 - ④ 設備整備費（整備の内容について、区長が認めたもの）
 - ⑤ 開設準備経費（グループホームを開設するのにかかった物品購入費）
- (3) 区民が利用する区外グループホームを運営する社会福祉法人等への補助
 施設借上等経費（家賃補助、契約更新料の補助）
 補助金額の上限：1人当たり月額 69,800 円又は家賃のうち低い額
 （家賃補助は、特定障害者特別給付費を差し引いて支給します。）

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱

開始時期

平成 22 年 1 月

実績表

区分	年度				
	30	元	2	3	4
区内グループホーム（件）	2	3	4	4	4
区外グループホーム（件）	22	22	28	32	39
利用者（人）	34	43	46	50	57
補助金額（千円）	15,760	16,616	17,181	19,628	24,875

補助金等 ⑦ 無	国負担 1/2	都負担 1/4	区負担 1/4	補助金名等	【特定障害者特別給付費】 障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
-------------	------------	------------	------------	-------	---------------------------------------------------

通所訓練事業への補助	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

通所訓練事業を行う社会福祉法人等に対し、その運営費の一部を助成することにより、心身障害者（児）の自立更生の促進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

通所訓練事業及び地域デイサービス事業を行う社会福祉法人等

(2) 交付額の算定

開所日数、通所者数によりランクを定め、港区障害者（児）通所事業運営費等補助金交付要綱に定める各ランクの基準額を基準とします。健康診査に要する経費は、受診者1人当たり10,000円又は健康診査受診実費のいずれか少ない額とします。

根拠法令等

港区地域デイサービス事業実施要綱

港区障害者（児）通所事業運営費等補助金交付要綱

開始時期

昭和56年4月1日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
団 体 数 (件)	9	7	9	9	9
補 助 金 額 (千円)	4,786	1,620	1,394	1,588	1,530

※千円未満の端数は切上げています。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

新橋はつらつ太陽運営補助	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

知的障害者の入所・通所施設である新橋はつらつ太陽に対して、利用者送迎費用を補助することにより、利用者の福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象者

新橋はつらつ太陽

(2) 内 容

新橋はつらつ太陽の利用者の送迎に係る経費のうち、次に掲げるものとします。

- ① 車両の購入及び維持に要する費用
- ② 車両の運転業務委託に要する費用
- ③ 燃料の購入に要する費用

根拠法令等

新橋はつらつ太陽の利用者送迎費用補助金交付要綱

開始時期

平成19年4月1日

実績表

(単位：千円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
補助金額	36,200	46,179	37,101	36,358	37,742

※千円未満の端数は切上げています。

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

高次脳機能障害理解促進事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

病気や交通事故などの様々な原因で、脳に部分的に損傷を受けたことにより、言語や記憶などの機能障害が生ずる高次脳機能障害の理解促進のため、関係機関と連携を図り、相談支援や普及啓発等を行います。

事業内容

・相談支援

障害保健福祉センター、精神障害者支援センター、各総合支所区民課の窓口で、高次脳機能障害者や家族等からの個別の相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに、情報提供を行います。

・普及啓発（講演会・研修会）

高次脳機能障害について、広く区民や関係機関に対し、理解促進のため講演会を実施し、普及啓発を図ります。また、支援者を主な対象とした講演方式の研修会を実施します。

根拠法令等

区市町村高次脳機能障害者支援促進事業実施要綱

区市町村高次脳機能障害者支援促進事業補助金交付要綱

開始時期

平成 22 年 4 月 1 日

実績表

相談支援

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
相談件数	29	30	9	6	34

普及啓発（講演会・研修会）

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
実施回数（回）	3	3	3	※ 2	3
参加人数（人）	419	290	116	68	131

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 2 回のみ実施しました。

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 3 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	区市町村高次脳機能障害者支援 促進事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	---------------------------

障害者就労支援事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者の一般就労への機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにすることで、障害者の自立と社会参加の一層の促進をめざします。

事業内容

専門職員が、身近な地域における相談、就労意欲・職業能力の向上の支援、職場開拓、健康・金銭管理及び余暇活動等の就労・生活支援を一体的に提供します。また、支援を行う場合には、障害者一人ひとりに対する支援計画を作成し、検証を通して一般就労及び地域における自立生活の促進を図っています。

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団に委託して実施しています。

根拠法令等

区市町村障害者就労支援事業実施要綱

区市町村障害者就労支援事業補助要綱

港区障害者就労支援事業実施要綱

港区福祉売店事業実施要綱

港区福祉売店事業運営要領

開始時期

平成 14 年 4 月 1 日

実績表

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
利用登録者数(人)	362	392	404	365	384
利用件数(件)	5,863	5,452	4,773	2,086	2,284
就職した利用登録者数(人)	15	27	22	15	29

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
-----------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

障害者就労支援事業所設備整備等補助金交付事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

就労支援事業所の新たな販路拡大や生産性の向上等を支援することで、障害者の就労機会を拡大し、安定した就労環境の整備を図ります。

事業内容

就労移行支援事業所又は就労継続支援A型事業所若しくは就労継続支援B型事業所において、新たな販路拡大や生産性の向上等のために行う、備品等の設備整備や技術向上等に必要な学習会等の実施に要する経費の一部を補助します。

<補助対象者>

港区内に所在し、かつ、港区に居住する障害者が在籍している就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所を運営する法人

<補助対象事業及び対象経費>

補助対象事業	補助対象経費	補助上限額
生産性の向上、新たな販路拡大等のために行う設備整備に要する経費	機械装置、工具器具備品、什器備品等の購入・改造・改修等に要する経費 (設置に伴う据え付け工事費用を含む。)	750万円 (1,000万円×4分の3)
知識又は技能の習得若しくは売上げの向上等のために行う研修、相談等に要する経費	専門家謝礼、旅費、印刷製本費、教材費、講座等参加費、通訳・翻訳費、会場借上費、委託費、その他区長が必要と認める経費	45万円 (60万円×4分の3)
商品の魅力向上、販路拡大等のために行う販売促進に要する経費	印刷製本費、デザイン、イラスト等制作費、ホームページ等制作費、広告宣伝費、会場借上費、その他区長が必要と認める経費	45万円 (60万円×4分の3)

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区障害者就労支援事業所設備整備等補助金交付要綱

開始時期

平成29年4月1日

実績表

年度	30	元	2	3	4
区分					
補助金交付件数(件)	4	0	2	1	2
助成金額(千円)	2,762	0	210	36	2,534

補助金等有・ <input checked="" type="radio"/> 無				備考	
-------------------------------------------	--	--	--	----	--

障害者施設等運営支援	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

区内の障害者施設に対し、給食に係る経費や施設が実施する宿泊事業等に必要な経費を補助することにより福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 新橋はつらつ太陽及び西麻布作業所の給食費に係る補助金

① 対象事業者

新橋はつらつ太陽、西麻布作業所

② 内 容

対象事業者の給食費に係る費用のうち、区内に住所を有する通所者に係る経費を補助します。

(2) 障害者施設宿泊事業等補助金

① 対象事業者

新橋はつらつ太陽、風の子会、西麻布作業所、みなと工房、工房ラピール、みなと障がい者福祉事業団

② 内 容

対象事業者が実施する宿泊事業及び一日外出事業に区民が参加したときに必要な経費を補助します。

根拠法令等

新橋はつらつ太陽及び西麻布作業所の給食費に係る補助金交付要綱

港区障害者施設宿泊事業等補助金交付要綱

開始時期

(1) 給食費に係る補助金 平成 19 年 4 月 1 日

(2) 宿泊事業等補助金 平成 22 年 4 月 1 日

実績表

(単位：千円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
給食費に係る補助金	5,370	5,627	4,851	4,864	5,416
宿泊事業等補助金	3,656	3,557	112	85	209

※千円未満の端数は切上げています。

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等事業	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

医療的ケアを必要とし、家族が在宅で介護を行っている重症心身障害児（者）等について、自宅に看護師又は准看護師を派遣し、家族に代わり一定時間のケアを行うことにより、重症心身障害児（者）等とその家族の福祉の向上及び就労支援の促進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

区内に住所を有する以下のいずれにも該当する人（ただし、介護保険の要介護認定を受けている人を除く。）

① 重度の知的障害（愛の手帳1・2度程度）があり、かつ、重度の肢体不自由（身体障害者手帳1・2級）がある人又は、以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童

- ・人工呼吸管理 ・気管内挿管、気管切開 ・鼻咽頭エアウェイ
- ・酸素吸入 ・6回/日以上以上の頻回の吸引 ・ネブライザー6回/日以上
または継続使用 ・中心静脈栄養 ・経管（経鼻・胃ろうを含む。）
- ・腸ろう、腸管栄養 ・継続する透析（腹膜灌流を含む。）
- ・定期導尿 3回/日以上（人工膀胱を含む。） ・人工肛門

② 家族等による在宅介護を受けて生活している人

③ 看護による医療的ケアを受けている人又は必要としている人

(2) 内 容

自宅に看護師又は准看護師を派遣し、家族が日頃行っている医療的ケア及び療養上の世話を家族に代わって提供します。1年度の利用上限時間144時間。

(3) 利用者負担（1回当たり）

（単位：円）

世帯の課税状況	2時間 利用	2時間30分 利用	3時間 利用	3時間30分 利用	4時間 利用
生活保護受給世帯及び 区民税非課税世帯	0				
[障害者の場合] 区民税所得割16万円未満の世帯	370	460	550	640	740
[障害児の場合] 区民税所得割28万円未満の世帯	180	220	270	310	360
上記以外の世帯	1,500	1,880	2,200	2,630	3,000

上記のほか、衛生用品等の実費相当分は利用者負担となります。

根拠法令等

港区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等事業実施要綱

開始時期

平成26年4月1日（平成29年4月1日重症心身障害児（者）在宅緊急一時支援事業から変更）

実績表

（単位：人）

年度	30	元	2	3	4
利用者数（18歳以上）	3	4	3	4	3
利用者数（18歳未満）	13	16	17	26	27
合計	16	20	20	30	30

補助金等 ① ・ 無	国負担 -	都負担 1/2	区負担 1/2	補助金名等	在宅レスパイト・就労等支援事業 補助金
---------------	----------	------------	------------	-------	------------------------

重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

たん吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする重度の身体障害者（児）が、登録事業者による医療保険の訪問看護と併せて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護、重度訪問介護又は地域生活支援事業の移動支援（以下「居宅介護等」といいます。）を利用する場合に、区独自の加算をすることにより、質の高いサービスの提供を確保し、もって重度の身体障害者（児）の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象 者

区内に住所を有し、次の①～③のいずれにも該当する人（介護保険の要介護認定を受けた人は除く。）

- ① 身体障害者手帳1級又は2級であること。
- ② 居宅介護等を利用していること。
- ③ たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用していること。

(2) 内 容

医療的ケアの必要な人に、看護師による居宅介護等の提供を行います。

(3) 利用者負担

無し

（ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護等の提供に係る費用について、所得額に応じた利用者負担あり。）

(4) 助 成 額

登録事業者に対して助成

区内事業者：30分当たり1,000円、区外事業者：30分当たり1,150円

根拠法令等

港区重度身体障害者（児）居宅生活支援事業実施要綱

開始時期

平成18年10月1日

実 績 表

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
利用者数（18歳以上）	6	10	9	8	8
利用者数（18歳未満）	8	4	4	6	5
合計	14	14	13	14	13

補助金等
有 ・ ④

備 考

重度身体障害児学校送迎支援事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

肢体不自由児特別支援学校中学部から高等部に進学する重度身体障害児に対し、引き続き送迎支援を実施することにより、特別支援学校での9年間にわたる支援プログラムを生かし、円滑な地域生活への移行をめざします。

事業内容

(1) 対象者

中学部在籍時に、特別支援学級等在籍児童生徒送迎事業を利用し、引き続き同一の肢体不自由児特別支援学校高等部に在籍している重度身体障害児

(2) 内 容

自宅等から学校間を生徒の容態に合わせ、肢体不自由等の生徒も利用できる福祉車両により送迎します。

開始時期

平成21年4月1日

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
利用者数	11	11	7	6	5

補助金等
有 ・ ④

備 考

重症心身障害児・者通所事業	所管課	— 障害者福祉課
<p>目 的 在宅の重症心身障害児・者に対し、児童発達支援及び生活介護を実施し、地域での生活に必要な支援を行うことにより、重症心身障害児・者の福祉の向上を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 重症心身障害児通所事業</p> <p>① 対象者 区内に住所を有する、地域の障害児施設等への通所が困難な、未就学の重症心身障害児（医療的ケアが必要な重症心身障害児を含む。）</p> <p>② 実施場所 東京都が指定する重症心身障害児通所事業所 ※令和4年3月までは、区立児童発達支援センターにおいて重症心身障害児通所事業を実施していましたが、令和4年度から通常の子童発達支援事業で重症心身障害児の支援も行っています。</p> <p>(2) 重症心身障害者通所事業</p> <p>① 対象者 区内に住所を有する、地域の障害者施設等への通所が困難な、特別支援学校を卒業した人又は18歳以上の重症心身障害者（医療的ケアが必要な重症心身障害者を含む。）</p> <p>② 実施場所 新橋はつらつ太陽あおぞら（委託先：社会福祉法人長岡福祉協会）</p> <p>根拠法令等 児童福祉法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領 港区重症心身障害児（者）通所事業補助金交付要綱 港区重症心身障害者通所事業運営要綱 港区障害福祉サービス事業等における医療的ケア実施要綱</p> <p>開始時期</p> <p>(1) 重症心身障害児通所事業 平成21年10月1日：障害保健福祉センターにて委託で事業開始（令和2年3月31日まで） 平成26年4月1日：民間事業所に補助事業開始 令和2年4月1日：児童発達支援センターにて指定管理で事業開始（令和4年3月31日まで）</p> <p>(2) 重症心身障害者通所事業 平成20年5月1日</p>		

実績表
利用者数

各年度末現在（単位：人）

区分	年度	30	元	2	3	4
	(1) 重症心身障害児通所事業	実人数	13	13	8	8
延人数		817	783	535	294	255
(2) 重症心身障害者通所事業	実人数	7	6	8	9	9
	延人数	830	753	712	901	1,022

※令和3年度までの重症心身障害児通所事業の実績は、児童発達支援センターにて実施していた事業と民間事業所への補助事業の件数を合計した数字です。

※実人数は年度末時点の登録者数です。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助金	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助 事業等補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	---------------------------

重度障害児日中一時支援事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

重度障害児の長期休業中（夏・冬・春休み）の日中活動の場を確保し、レクリエーション等の集団活動の支援を行うことにより、重度障害児及びその保護者等の福祉の増進を図ります。

事業内容

特別支援学校等に通学する小学校1年生から高校3年生までの重度障害児（医療的ケア児を除く。）を対象に、長期休業中の居場所を確保し、レクリエーション等の集団活動の支援を行います。

※令和3年3月までは「医療的ケア児を含む小学校4年生から高校3年生までの重度障害児」を対象としていました。

(1) 実施日時

① 夏休み （週3回程度） 13時30分～17時

② 冬・春休み（計4回） 13時30分～17時

※土曜日事業は令和3年2月に廃止しました。

(2) 実施場所 障害保健福祉センター

(3) 定 員 10名 ※令和2年度までは定員20名としていました。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区重度障害児日中一時支援事業実施要綱

開始時期

平成24年4月1日

実績表

(1) 長期休業中

区分	年度				
	30	元	2	3	4
利用者数（実人数）	19	19	9	14	23
実施日（日）	20	22	13	18	18
延利用回数（回）	147	145	56	69	106

(2) 土曜日

区分	年度		
	30	元	2
利用者数（実人数）	8	7	5
実施日（日）	15	14	14
延利用回数（回）	53	37	44

※土曜日事業は令和3年2月に廃止しました。

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等 地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	------------------------

障害者（児）日中一時居場所提供事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

主に日中活動後や学校下校後から、家族が職場等から帰宅するまでの時間において、障害者（児）が安心して過ごせる居場所を提供し、充実した余暇活動の支援を行うとともに、障害者（児）の家族の就労支援や、一時的な休息の確保を目的とします。

事業内容

区と協定を締結した居宅介護事業者等が、障害者（児）の日中における活動の場を施設等に確保し、見守りや余暇活動などの支援を行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区障害者（児）日中一時居場所提供事業実施要綱

開始時期

令和4年10月1日

実績表

区分 \ 年度	4
利用者数（実人数）	14
延利用回数（回）	146
協定締結事業者数（者）	4

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 1 / 4	区負担割合 1 / 4	補助金名等 地域生活支援事業費等補助金
---------------	----------------	----------------	----------------	------------------------

いちよう学級	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

知的障害者が、学習・スポーツ・レクリエーション等を通して、社会参加への適応力を高めるとともに、仲間づくりの場とすることにより、豊かな人間形成の向上に役立てます。

事業内容

(1) 対象者

15歳以上の区内在住・在勤・在学者で会場まで1人で通える知的障害者

(2) 活動内容

講師の指導によるスポーツ・工作・調理実習や、受講生がプログラムを考える自主企画などがあります。

年1回宿泊事業として「自然体験」を実施しています（令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。）。

活動には、区民や大学生などがボランティアとして参加し、支援しています。

(3) 実施回数

年13回程度（土曜日又は日曜日）

(4) 実施場所

港区役所

男女平等参画センター（リーブラ）

生涯学習センター（ぼるーん）

スポーツセンター

その他

開始時期

昭和41年12月

実績表

参加状況（延人数）

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
受講者数（人）	510	518	225	255	466
講師・ボランティア数（人）	403	395	184	265	296
実施回数（回）	13	12	6	7	13

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

障害支援区分審査会	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

「港区障害支援区分審査会」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 15 条の規定に基づき設置されたもので、介護給付等の支給に関する障害支援区分の審査及び判定を行います。

事業内容

(1) 審査判定業務

- ① 介護給付等に関わる障害支援区分に関する審査及び判定
- ② 区の支給要否決定に対する意見具申

(2) 委員の構成

保健・医療・福祉等に関する学識経験者 10 名を委嘱し、1 合議体 5 名の委員で構成します。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例
 港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
 港区障害支援区分審査会規則

開始時期

平成 18 年 5 月 30 日

実績表

審査会開催状況

区分		年度				
		30	元	2	3	4
開催回数 (回)		24	23	22	24	23
審査件数 (件)		274	358	354	413	429
内訳	身体	116	144	112	148	144
	知的	102	92	121	142	126
	精神	52	114	112	116	153
	難病	4	8	9	7	6

障害支援区分の判定状況

(単位：件)

区分		年度				
		30	元	2	3	4
非該当		0	0	0	0	0
区分 1		11	11	8	5	4
区分 2		54	113	119	120	131
区分 3		43	47	55	65	84
区分 4		42	42	37	53	52
区分 5		37	40	48	49	42
区分 6		87	105	87	121	116
合計		274	358	354	413	429

補助金等 有 ・ (無)				備考	
-----------------	--	--	--	----	--

介護給付	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児に対し、自宅で入浴・排せつ・食事等の日常生活の介護や通所先の施設で創作的活動や生産活動の場の提供等を行います。

事業内容

日常的に介護が必要な障害者（児）に対し、次の支援を行います。

- | | | |
|----------|----------------|------------|
| (1) 居宅介護 | (2) 重度訪問介護 | (3) 同行援護 |
| (4) 行動援護 | (5) 療養介護 | (6) 生活介護 |
| (7) 短期入所 | (8) 重度障害者等包括支援 | (9) 施設入所支援 |

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

開始時期

平成 18 年 10 月 1 日

実績表

受給者数

(単位：人)

年度 区分	30	元	2	3	4
居 宅 介 護	475	491	487	506	517
重度訪問介護	38	44	43	39	39
同 行 援 護	51	50	46	49	52
行 動 援 護	2	3	3	3	3
療 養 介 護	21	22	22	23	21
生 活 介 護	259	275	281	288	292
短 期 入 所	94	96	115	110	143
重度障害者等 包 括 支 援	0	0	0	0	0
施設入所支援	121	120	152	149	146
合計	1,061	1,101	1,149	1,167	1,213

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金 障害者医療費国庫負担金
	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	区市町村特別支援事業費補助金 障害者施策推進区市町村包括 補助事業等補助金

訓練等給付	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者に対し、通所先の施設で、身体機能向上のための訓練の提供や就労に必要な知識や技術の習得のための支援等を行います。

事業内容

障害者（児）が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、次の支援を行います。

- (1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）
- (2) 就労移行支援
- (3) 就労継続支援A型
- (4) 就労継続支援B型
- (5) 就労定着支援
- (6) 自立生活援助
- (7) 共同生活援助（グループホーム）

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

開始時期

平成18年10月1日

実績表

受給者数

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
自立訓練・機能訓練	19	18	16	18	20
自立訓練・生活訓練	11	13	20	16	16
宿泊型自立訓練	1	2	1	1	1
就労移行支援	96	92	78	69	83
就労継続支援A型	36	31	29	29	32
就労継続支援B型	178	190	195	218	236
就労定着支援	7	15	15	19	20
自立生活援助	0	0	2	3	3
共同生活援助	141	147	155	173	184
合計	489	508	511	546	595

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	-----------------------------------

相談支援	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

障害者（児）が地域で安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障害者等の立場に立って相談支援を行います。

事業内容

障害者の地域生活への移行や地域生活の継続のための支援を行います。また、障害者（児）が障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用するに当たり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。

- (1) 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
- (2) 特定相談支援（計画相談支援）
- (3) 障害児相談支援

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
 児童福祉法
 港区児童福祉法施行細則

開始時期

平成 24 年 4 月 1 日

実績表

受給者数

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
地域移行支援	2	3	2	4	4
地域定着支援	3	1	1	3	1
計画相談支援	860	862	931	951	1,031
障害児相談支援	320	394	585	740	720
合計	1,185	1,260	1,519	1,698	1,756

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金 障害児入所給付費等国庫負担金 障害児施設措置費（給付費等）都負担金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------------------------------------------------------------------

心身障害者（児）訪問電話	所管課	各総合支所区民課 障害者福祉課			
<p>目 的</p> <p>重度の心身障害者（児）世帯に対し、保健福祉支援部内に設置した電話相談センターから定期的に電話訪問することによって、安否を確認するとともに各種の相談に応じます。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者</p> <p>① 重度の心身障害者（児）で外出困難な人</p> <p>② 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で昼間重度以上の心身障害者のみの世帯</p> <p>③ 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で同居者が病弱者又は児童のみの世帯</p> <p>④ 常時介護を要する重度心身障害者（児）をかかえる世帯</p> <p>(2) 電話相談員</p> <p>非常勤職員（高齢者電話相談センターと兼務）</p> <p>根拠法令等</p> <p>港区高齢者・心身障害者（児）電話相談センターの設置及び訪問電話事業運営要綱</p> <p>開始時期</p> <p>昭和 55 年 4 月 1 日</p> <p>実 績</p> <p>平成 16 年度から実績なし</p>					
補助金等 有 ・ ④				備 考	

補装具費の支給	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課
<p>目 的 身体機能が損なわれた身体障害者等に補完又は代替する用具を支給し、障害者の日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者 身体障害者手帳の交付を受けた人又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等の人で、東京都心身障害者福祉センター等で補装具の購入が必要と判定された人</p> <p>(2) 補装具種目</p> <p>① 視覚障害者用 視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡（矯正・弱視・遮光）、コンタクトレンズ</p> <p>② 聴覚障害者用 補聴器</p> <p>③ 肢体不自由者用 義手、義足、装具（上肢・下肢・体幹・靴型）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、座位保持装置</p> <p>④ 内部障害者用 車椅子</p> <p>⑤ 重度障害者用 意思伝達装置</p> <p>⑥ 児童用 （①～⑤のほか）座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具</p> <p>⑦ 難病患者等用 車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、靴型装具等</p> <p>(3) 実施方法 申請に基づき、内容を審査（判定）の上、支給決定し、補装具費支給券を交付します。この支給券によって、指定業者から購入、貸与、修理をします。</p> <p>(4) 自己負担 原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得によって月の負担上限があります（生活保護、区民税非課税世帯は自己負担なし。）。</p> <p>根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>開始時期 昭和40年4月1日</p>		

実績表

補装具交付・修理状況（令和4年度）

（単位：件）

種目		区分	身体障害者			身体障害児		
			交付	修理	計	交付	修理	計
総数			147	136	283	69	34	103
義肢	義手		2	3	5	0	0	0
	義足		1	9	10	0	0	0
装具	下肢		20	7	27	6	3	9
	靴型		5	4	9	2	3	5
	体幹		0	0	0	0	0	0
	上肢		0	1	1	1	0	1
座位保持装置	姿勢保持機能付 車椅子・電動椅子		2	2	4	1	3	4
	その他		3	8	11	18	6	24
視覚障害者安全杖			15	1	16	0	0	0
義眼			1	0	1	0	0	0
眼鏡	矯正眼鏡		4	0	4	1	0	1
	遮光眼鏡		8	0	8	0	0	0
	コンタクトレンズ		0	0	0	0	0	0
	弱視眼鏡		1	1	2	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット型		1	0	1	0	0	0
	高度難聴用耳掛け型		52	7	59	2	1	3
	重度難聴用ポケット型		0	0	0	0	0	0
	重度難聴用耳掛け型		7	9	16	3	4	7
	耳あな型(レディメイド)		1	0	1	0	0	0
	耳あな型(オーダーメイド)		1	1	2	0	0	0
	骨導型		0	0	0	0	0	0
その他（周辺機器等）			1	1	2	3	1	4
車椅子	普通型		12	22	34	12	3	15
	片手駆動型		0	1	1	0	0	0
	手押し型		3	18	21	11	7	18
	その他		0	1	1	0	0	0
電動 車椅子	普通型		2	12	14	1	2	3
	簡易型		1	28	29	0	1	1
	その他		0	0	0	0	0	0
座位保持椅子						3	0	3
起立保持具						2	0	2
歩行器			2	0	2	2	0	2
頭部保持具						0	0	0
排便補助具						0	0	0
歩行補助杖			2	0	2	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置			0	0	0	1	0	1

補助金等 ①・無	国負担 1/2	都負担 1/4	区負担 1/4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
-------------	------------	------------	------------	-------	-----------------------------------

高額障害福祉サービス等給付費等	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

同一世帯に障害福祉サービス等を利用する人が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により給付費を支給します。

事業内容

- (1) 高額障害福祉サービス等給付費
同一世帯に障害福祉サービス、介護保険サービス及び補装具等を利用する人が複数いる場合や世帯における利用者負担額が基準額を超える場合に、申請により超過した額を支給します。
- (2) 高額障害児通所給付費
同一世帯に障害福祉サービス及び児童福祉サービスを利用する児童が複数いる場合や世帯における利用者負担額が基準額を超える場合に、申請により超過した額を支給します。
- (3) 新高額障害福祉サービス等給付費
65歳に達する日の前に5年間にわたり、介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの支給決定を受けている人で一定の要件を満たす場合は、申請により障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担額を支給します。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
児童福祉法

開始時期

- (1) 高額障害福祉サービス等給付費 平成18年10月1日
- (2) 高額障害児通所給付費 平成24年4月1日
- (3) 新高額障害福祉サービス等給付費 平成30年4月1日

実績表

(1) 高額障害福祉サービス等給付費

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
申請数(件)	96	32	43	57	52
支給額(円)	10,471,731	1,553,881	7,405,406	8,239,407	7,426,852

(2) 高額障害児通所給付費

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
申請数(件)	32	26	1	18	29
支給額(円)	600,636	815,081	38,728	601,363	1,481,519

(3) 新高額障害福祉サービス等給付費

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
申請数(件)	0	0	7	1	0
支給額(円)	0	0	1,361,134	454,840	0

補助金等 (有) ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金 障害児入所給付費等国庫負担金 障害児施設措置費(給付費等)都負担金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------------------------------------------------------------------

障害者（児）日常生活用具及び住宅設備改善費の給付等	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

在宅の障害者（児）に対し、日常生活用具及び住宅設備改善費を給付等し、日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。

事業内容

(1) 対象者

① 区内に居住する身体障害、知的障害又は精神障害者で、原則として障害種別における障害程度が重度の人

ただし、給付種目によっては、障害程度に達していなくても必要と認められる人

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等で、給付が必要と認められる人

(2) 給付等種目

① 日常生活用具

(給付) 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド、浴槽（湯沸器を含む。）、訓練・姿勢保持用具、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、杖、移動・移乗支援用具、温水洗浄便座、火災警報器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置、ガス安全システム、環境制御装置、視覚障害者支援具、聴覚障害者支援具、音声ICタグレコーダー、食事用自助具、調理用自助具、知的障害者支援具、電磁波防護服、生活用品自助具、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、振動型体温計、視覚障害者用体重計、ルームクーラー、空気清浄器、エアパッド、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、携帯用会話補助装置、パーソナルコンピューター、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置（ファクシミリを含む。）、聴覚障害者用情報受信装置、フラッシュベル、会議用拡聴器、携帯用信号装置、人工喉頭、人工鼻、点字図書、大活字図書、DAISY図書、ストーマ装具、紙おむつ・さらし等、収尿器、歩行支援用具（手すり、スロープ等）

② 住宅設備改善

小規模住宅改修、中規模住宅改修、ハンズフリー住宅改修、屋内移動設備、階段昇降機、ホームエレベーター、難病小規模住宅改修、電動式ドア開閉装置

※①②とも、給付等種目により、対象者及び基準額が異なります。

(3) 実施方法

申請に基づき、内容を審査の上、給付決定し、日常生活用具又は住宅設備改善給付券を交付します。それにより、指定業者から納入又は施工を受けます。

(4) 自己負担

原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、所得によって月の負担上限があります（生活保護、区民税非課税世帯は自己負担なし。）。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱

港区障害者（児）日常生活用具給付実施要領

港区重度身体障害者（児）等住宅設備改善費給付事業実施要綱

港区重度身体障害者（児）等住宅設備改善費給付事業実施要領

開始時期

昭和 55 年 4 月 1 日

実績表

日常生活用具給付状況

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
浴槽	0	0	0	0	0
湯沸器	1	0	1	0	0
便器	0	1	1	2	2
温水洗浄便座	3	0	1	0	0
特殊マット	11	2	9	7	5
特殊寝台	5	2	3	8	8
ポータブルレコーダー	3	8	6	2	1
時計	6	8	4	4	4
入浴補助用具	20	7	9	6	19
屋内信号装置	5	3	3	2	8
聴覚障害者用通信装置	0	5	4	4	2
視覚障害者用体重計	0	3	3	6	1
点字図書	0	0	0	0	2
拡大読書器	7	8	9	11	8
ストーマ・紙おむつ	3,048	3,299	3,427	2,968	2,913
その他	142	102	238	129	107
計	3,251	3,448	3,718	3,149	3,080

住宅設備改善費給付状況

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
屋内移動設備	1	2	1	0	0
階段昇降機	1	0	0	0	0
小規模住宅改修	2	0	4	1	3
中規模住宅改修	1	3	1	1	4
ハンズフリー住宅改修	1	0	0	0	0
計	6	5	6	2	7

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

障害者差別解消推進	所管課	— 障害者福祉課			
<p>目 的 地域全体へ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）の趣旨を浸透させるとともに、相談体制の整備や地域のネットワークを構築することにより、地域全体で差別の起こらない地域社会の実現をめざします。</p> <p>事業内容 平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。法の施行を踏まえ、区民や民間事業者等への啓発活動として、差別解消事例集の作成、児童向け事例集「みなとも」の配布や職員の資質向上のための研修を実施します。</p> <p>根拠法令等 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱 港区障害者差別解消推進会議設置要綱 港区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱</p> <p>開始時期 平成28年4月</p> <p>関係発行物 港区障害者差別解消事例集 共に生きる社会をめざして（一般区民向け） 港区障害者差別解消事例集 共に生きる社会をめざして（事業者向け） マンガで知ろう！「障害者差別解消法」みなとも</p>					
補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金

障害者意思疎通促進事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

全ての人々に対し、手話が言語であることへの理解の促進及び身体障害、知的障害、精神障害その他の障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進することにより、障害者が住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現をめざします。

事業内容

障害者が個々の状況にあった情報の取得や意思疎通のための手段を選択できる環境を整備するため、手話が言語であることへの理解の促進に関する施策及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を実施します。

- (1) 職員手話勉強会
挨拶や自己紹介等、日常で使う手話表現を中心に学習します。
- (2) 職員向け研修の実施
障害者差別解消法等への理解促進を目的に、新任職員向け研修を実施します。
- (3) 手話啓発ハンドブック「手話を知ろう！」の配布
区立の小学校の児童に配布し、学校の授業等で活用しています。
- (4) 手話普及啓発動画の配信
手話の普及啓発、理解促進を目的として、動画を制作し、配信しています。
- (5) 障害のある人とのコミュニケーションハンドブックの配布
障害の特性ごとにコミュニケーションの手段等のポイントを紹介しています。
- (6) 障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン策定
職員向けに会議・イベントを開催するときの配慮などを紹介しています。
- (7) 耳マークシール※の配布
※聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合等に使用されているマークです。



- (8) 点字及び音声コード付き啓発用封筒の作成
視覚障害者へは、封筒の表面や通知等に音声コードを貼り付け、送付しています。

根拠法令等

港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例

開始時期

令和2年4月

関係発行物

手話啓発ハンドブック「手話を知ろう！」
障害のある人とのコミュニケーションハンドブック

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

心のバリアフリー推進事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害のある区民とない区民が互いの立場に立ち、お互いを理解し合えることをめざし、イベントでの交流等様々な手段を通じて、偏見や先入観がなくなるよう意識啓発を図ります。

事業内容

12月3日～9日は「障害者週間」です。「障害者週間」は障害や障害者への理解を深めるとともに、障害者の社会参加への意欲を高めることを目的として設けられています。「障害者週間」を記念し、障害者に対する理解の促進、差別の解消を目的とする事業を実施します。

- 1 障害者週間ポスター原画展の開催
- 2 障害者週間記念事業の開催
 - (1) 企業等感謝状贈呈、ポスター原画展入賞者表彰
 - (2) 記念講演、啓発プログラム
 - (3) 区民団体等によるパフォーマンス

根拠法令等

障害者基本法
港区障害者週間記念事業実行委員会設置要領

開始時期

昭和56年

実績表

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
延べ記念事業参加者数	400	400	※	※	300

※動画配信で実施しました。

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

障害者情報バリアフリー推進事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

視覚障害者や聴覚障害者など、障害の特性により、情報が伝わりにくい障害者のために、必要な情報が分かりやすく迅速に伝わる環境を整備することにより、情報バリアフリーを推進します。

事業内容

(1) みなと障害者支援アプリ

主な機能としてプッシュ型の情報配信、電子版障害者手帳との連携、短期入所施設の予約の機能を搭載したアプリケーションソフトの運用を行います。

(2) スマートフォン・タブレット普及体験事業

- ・スマートフォン・タブレットの操作に不慣れな障害者及びその支援者に端末を最大6か月間無料で貸出します。
- ・操作方法や様々な活用方法を学ぶ講習会を開催します。
- ・貸与期間中、相談できる窓口を設け、一人ひとりが使いこなせるよう支援します。
- ・貸与期間終了後のスマートフォン・タブレットの継続利用に向けた支援をします。

① 対 象

次の条件を満たす人

- ・港区在住
- ・障害者やその支援者（家族、ヘルパー等）
- ・スマートフォン・タブレットの操作に慣れていない
- ・講習会（全4回）に参加できる

② 利用者負担 無料

根拠法令等

港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例

開始時期

令和3年10月1日 みなと障害者支援アプリ運用

令和4年8月 タブレット・スマートフォン講習会開催

実績表

タブレット・スマートフォン講習会参加者数（単位：人）

年度	4	
開催期	第1期	第2期
参加者数※	32	26

第1期：令和4年8月～令和5年1月

第2期：令和5年1月～令和5年6月

※参加者数は、事業申込者のうち講習会に参加した人数です。

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費—都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

ヘルプカード普及事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人を対象にヘルプカードを配布することにより、緊急時・災害時の安全確保を図ります。また、啓発活動を行うことで共助の意識を高めめます。

事業内容

(1) 対象者

区内に住所を有する義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要とする人

(2) 内 容

緊急時・災害時に支援が必要な人が支援内容を記載したヘルプカードを所持することで、周囲からの効果的な支援を受けることが可能になります。

また、ヘルプカードを専用のホルダーに入れ、かばんなどにつけておくことで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができます。

(3) 配布方法

各総合支所区民課保健福祉係の窓口で希望者に配布しています。

(4) 周知方法

広報紙「広報みなと」、ホームページに掲載するほか、ちいばすや都バスにポスターを掲示します。

開始時期

平成 25 年 10 月

実 績 表

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
ヘルプカード配布数	78	69	85	85	173

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

地域で共に生きる障害児・障害者アート展	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

一般の利用客の多い美術館等に、障害者の制作した絵画等を展示し、障害者の作品を鑑賞する機会を確保することにより、多様な人々の交流を促進し、相互理解を深めます。

事業内容

重度障害児日中一時支援事業で制作された作品、区内の障害児・者施設の日中活動の中で制作された作品等を展示します。

また、ホームページで動画配信を行い、作品を紹介します。

[令和4年度実施状況]

(1) 実施日

1月31日(火)～2月26日(日)

(2) 場 所

ヤマトグループ歴史館クロネコヤマトミュージアム

6階多目的スペース

(3) 出展数

46 作品

根拠法令等

障害者基本法

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

開始時期

平成23年

実績表

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
延べ来場者数(人)	9,100		527	691	621
参加事業者数(事業者)	15	14	14	17	19

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を中止しました。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

聴覚障害者等意思疎通支援事業	所管課	— 障害者福祉課
<p>目 的</p> <p>聴覚又は音声・言語機能障害のため、口頭で意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者又は要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 港区社会福祉協議会による手話通訳者の派遣事業(平成24年度から区委託事業) 聴覚又は音声・言語機能障害者で、手話通訳を必要とする人、聴覚障害者団体、公共機関及び外郭団体に、「港区社会福祉協議会」に登録している手話通訳者を派遣し、日常生活の利便と社会参加を促進します。</p> <p>(2) 東京手話通訳等派遣センターによる手話通訳者・要約筆記者の派遣事業(区委託事業) 聴覚又は音声・言語機能障害者で、手話通訳や要約筆記を必要とする人に「東京手話通訳等派遣センター」に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣し、自立と社会参加を促進します。警察や裁判等、特に専門的な技術を要する通訳を対象にしています。</p> <p>(3) タブレット端末等を利用した遠隔手話通訳サービス 聴覚又は音声・言語機能障害者で、行政手続き・相談等により、区有施設を利用する上で手話通訳を必要とする人に、タブレット端末や2次元コードを利用した遠隔手話通訳を提供します。</p> <p>根拠法令等</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例 港区聴覚障害者等意思疎通支援事業実施要綱</p> <p>開始時期</p> <p>平成19年4月1日 平成28年4月25日(遠隔手話通訳サービス)</p>		

実績表

(1) 港区社会福祉協議会による手話通訳者派遣数

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
手話通訳者数(人)	25	23	26	27	27
個人への派遣回数(回)	202	209	198	295	345
団体への派遣回数(回)※			85	125	264

※令和2年度から団体へ派遣できるように、対象を拡充しました。

(2) 東京手話通訳等派遣センターによる手話通訳者派遣数 (単位：件)

内容 \ 年度	30	元	2	3	4
生命及び健康増進	262	204	215	196	212
権利の保持	5	0	3	0	4
福祉	34	9	3	1	3
職業及び仕事	5	1	1	13	20
住まい	7	8	2	4	6
教育	53	18	11	8	6
文化・教養・スポーツ	12	5	6	7	11
人間関係	22	32	27	12	11
派遣件数合計	400	277	268	241	273

※令和3年度から、オンライン派遣を含みます。

東京手話通訳等派遣センターによる要約筆記者派遣数 (単位：件)

内容 \ 年度	30	元	2	3	4
手書きノートテイク	13	201	5	6	10
パソコンノートテイク	4	2	6	8	6
手書き全体投影	0	4	0	0	0
パソコン全体投影	12	4	8	8	6
派遣件数合計	29	211	19	22	22

※令和3年度から、パソコンノートテイクにオンライン派遣を含みます。

(3) 遠隔手話通訳サービス (単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
利用件数	61	38	9	15	9

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

手話通訳者設置事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者を区役所内に配置し、手話通訳により意思疎通の円滑化を図ります。

事業内容

(1) 対象者

聴覚又は音声・言語機能障害のため、口頭で意思疎通を図ることに支障がある障害者等

(2) 内 容

来庁時に手続き・相談等が円滑に行えるよう、区役所内に配置している手話通訳者による通訳を提供します。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例

開始時期

平成 29 年 4 月 1 日

実 績 表

(単位：人)

年度 区分	30	元	2	3	4
利用者	39	69	286	316	269

※平成 29 年 4 月から令和元年 11 月末までは、週 1 回（月曜）手話通訳者を設置していました。

※令和元年 12 月から、条例施行に伴い、週 5 回（月曜から金曜）手話通訳者を設置しています。

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

手話通訳者養成事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

聴覚及び音声・言語機能障害者の福祉に理解と熱意を有する人に対し、手話技術の指導を行う研修を実施し、手話通訳者として活躍できる人材の育成を目的とします。

事業内容

(1) 対象者

義務教育終了後の区内在住・在勤・在学者で手話通訳者の養成の過程を修了後、主として区内において通訳活動ができる人

(2) 内 容

入門クラス、初級クラス、中級クラス、上級クラス、養成クラス、受験クラス及び体験クラスに区分して実施しています。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例

港区手話通訳者養成事業実施要綱

開始時期

平成 28 年 4 月 1 日

実績表

修了者数

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
入門	15	18			36
初級	29	24			36
中級	26	22			11
上級	18	20			13
養成	12	18			9
受験			12	8	9
体験					5
合計	100	102	12	8	119

※入門クラス、受験クラス及び体験クラスについては、修了要件がないため、最終在籍者数を記載しています。

※受験クラスは令和 2 年度、体験クラスは令和 4 年度より創設しました。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度及び令和 3 年度の入門クラス、初級クラス、中級クラス、上級クラス及び養成クラスについては、修了課程の講習は実施せず、フォローアップのみ実施しました。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

代理電話サービス事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

聴覚又は音声・言語機能障害のため、口頭で意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、代理で電話をかける方法により、意思疎通の円滑化を図ります。

事業内容

(1) 対象者

聴覚又は音声・言語機能障害のため、電話連絡をすることが困難な障害者

(2) 内 容

障害者が自宅や外出先から区役所や病院等へ連絡をする際に、手持ちのスマートフォンやタブレット端末のアプリケーションを使用し、手話や文字チャットで、遠隔地にいる手話通訳者に依頼し、手話通訳者が代理で電話をかけます。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例

開始時期

平成 29 年 6 月

実績表

(単位：件)

年度 区分	30	元	2	3	4
利用件数	707	996	952	1,043	1,225

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

失語症者コミュニケーション支援事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

失語症により意思疎通を図ることに支障がある人（以下「失語症者」といいます。）に、障害の特性に応じた意思疎通支援を提供することにより、失語症者の自立と社会参加の促進を図ります。

事業内容

失語症者に、失語症者と他者との意思疎通を図るために必要な知識及び技術を有しているコミュニケーション支援者を派遣し、意思疎通の支援を行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例
港区失語症者コミュニケーション支援事業実施要綱

開始時期

令和4年12月1日

実績表

区分	年度
	4
失語症者コミュニケーション支援者数（人）	9
派遣回数（回）	7

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 1 / 4	区負担割合 1 / 4	補助金名等 地域生活支援事業費等補助金
---------------	----------------	----------------	----------------	------------------------

移動支援	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の1つとして、区と協定を締結した居宅介護事業者等が、ヘルパーを派遣し、障害者等の外出の支援を行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区障害者移動支援事業実施要綱

開始時期

平成18年10月1日

実績表

受給者数

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
区分					
移動支援（介護有）	335	359	340	363	369
移動支援（介護無）	69	60	47	43	35
合計	404	419	387	406	404

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1/2	都負担 1/4	区負担 1/4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括 補助事業等補助金

障害者サービス提供事業者育成事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者サービス提供事業者及び障害者ホームヘルプサービス従事者等を対象として、障害者福祉の知識普及や介護技術の向上をめざします。

事業内容

- (1) 障害児・者を支援している人への研修
- (2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修費用の助成
- (3) 同行援護及び行動援護従業者養成研修費用の助成

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区障害者（児）喀痰吸引等研修受講料助成金交付要綱
 港区障害者同行援護及び行動援護従業者養成研修受講料助成金交付要綱

開始時期

平成19年8月

実績表

- (1) 障害児・者を支援している人への研修

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
開催回数（回）	8	8	6	8	8
参加延人数（人）	324	402	229	292	253

- (2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修費用の助成
- (3) 同行援護及び行動援護従業者養成研修費用の助成

（単位：件）

研修名 \ 年度	30	元	2	3	4
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修【基本研修】費用助成件数	8	6	4	2	0
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修【実地研修】費用助成件数	15	10	14	4	6
同行援護及び行動援護従業者養成研修助成件数			5	0	0

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

障害福祉サービス事業者等指導	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害福祉サービス事業者等に対し、区における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的として、設備及び運営に関する基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言及び指導又は是正の措置を講じることにより、障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図ります。

事業内容

(1) 対象事業者

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者等

(2) 指導の実施形態

① 実地指導

対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所又は施設において実地で行います。

② 集団指導

対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

児童福祉法

港区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

港区基準該当事業所及び基準該当施設並びに基準該当通所支援事業所の登録等に関する要綱

港区障害者移動支援事業実施要綱

開始時期

平成30年4月1日

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
実地指導数	24	27	21	11	24
集団指導数	1	0	1	1	1

※令和元年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	-------------------------

障害福祉サービス第三者評価支援事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害福祉サービス事業者等が第三者評価を積極的に受審するよう支援し、障害福祉サービス事業者等のサービスの質の向上を図るとともに、利用者が質の高いサービスを選択できる環境を整備します。

事業内容

東京都福祉サービス評価推進機構が認証した第三者評価機関のサービス評価を受けた、区内に所在する障害福祉サービス事業者等に対し、評価受審費用及び受審結果を踏まえたサービスの改善への取組に要する経費を助成します。

助成内容

評価受審費用及び受審結果を踏まえたサービスの改善への取組に要する経費の総額又は一部（上限額 60 万円）

根拠法令等

港区障害者サービス第三者評価支援事業実施要綱

開始時期

平成16年4月1日

実績表

年度	30	元	2	3	4
件数(件)	0	0	0	3	1
助成額(円)	0	0	0	1,255,000	352,000
サービス種類				就労移行支援 共同生活援助 児童発達支援 ・放課後等 デイサービス	共同生活援助

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	地域福祉推進区市町村包括補助 事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-------------------------

相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の 指定・変更・更新・廃止	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者及び障害児が、様々なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう支援する事業者を指定します。

事業内容

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定・変更・更新・廃止等を行います。

事業者の指定に際し、各地区総合支所区民課に所属する身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、総合支所区民課長及び障害者福祉課長が審査及び評価を行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

児童福祉法

港区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

港区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱

開始時期

平成 28 年 4 月 1 日

関係発行物

障害者・障害児の計画相談支援利用のしおり

実績表

(単位：件)

年度 区分	30	元	2	3	4
指定	1	5	1	0	0
更新	7	0	0	4	3
廃止	2	4	1	1	0

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の 指定・変更・更新・廃止	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害児を通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行うことを目的とする事業者の指定、変更、更新及び廃止のほか、障害児を入所させ、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設の指定、変更、更新及び廃止を行います。

事業内容

障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定、変更、更新及び廃止等を行います。

根拠法令等

児童福祉法

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

施行規則

港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

港区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則

港区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する要綱

開始時期

令和3年4月1日

実績表

(単位：件)

年度 区分	3	4
指 定	5	1
更 新	5	1
廃 止	0	0

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

障害児通所支援事業所運営支援補助金交付	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害児通所支援事業所（以下「事業所」といいます。）を運営する事業者に対し、事業所の運営経費の一部を補助することにより、安定した事業運営及び質の高いサービスの提供を支援し、障害児福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象者

- ① 事業所が区内に所在すること。
- ② 補助対象期間における事業所の利用児童の構成が、年平均で7割以上が港区に居住する児童であること。
- ③ 第三者評価を3年に1回受審し、その結果を公表していること。

(2) 補助内容

- ① 事業所の借上げに要する賃借料
- ② 送迎実施に要する費用
- ③ 延長療育実施に要する費用
- ④ 重度障害児療育実施に要する費用

根拠法令等

港区障害児通所支援事業所運営支援補助金交付要綱

開始時期

令和4年4月1日

実績表

区分 \ 年度	4
件数(件)	10
交付額(円)	11,480,000

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

障害児通所支援	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

児童福祉法に基づき、障害児が心身ともに健やかに育成されるよう、必要な訓練や支援等を行います。

事業内容

集団生活への適応や生活能力の向上のため、次の支援を行います。

- (1) 児童発達支援
- (2) 医療型児童発達支援
- (3) 放課後等デイサービス
- (4) 居宅訪問型児童発達支援
- (5) 保育所等訪問支援

根拠法令等

児童福祉法
港区児童福祉法施行細則

開始時期

平成 24 年 4 月 1 日

実績表

受給者数

(単位：人)

区分	年度				
	30	元	2	3	4
児童発達支援	174	209	288	517	684
医療型児童発達支援	1	0	0	0	0
放課後等デイサービス	262	292	333	407	441
居宅訪問型児童発達支援	0	1	4	9	9
保育所等訪問支援	11	2	9	33	50
合計	448	504	634	966	1,184

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害児入所給付費等国庫負担金 障害児施設措置費(給付費等)都負担金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	--------------------------------------

障害児入所支援	所管課	—
		障害者福祉課・児童相談課

目 的

児童福祉法に基づき、施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与又は治療を行います。

事業内容

障害児の心身の状況や家庭の状況等を勘案して、入所による支援や医学的治療を行います。

- (1) 福祉型障害児入所施設
- (2) 医療型障害児入所施設

根拠法令等

児童福祉法
港区児童福祉法施行細則

開始時期

令和3年4月1日

実績表

受給者数 (単位：人)

区分	年度	
	3	4
福祉型障害児入所施設	8	8
医療型障害児入所施設	3	3
合計	11	11

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 —	区負担 1 / 2	補助金名等	障害児入所給付費等国庫負担金 障害児入所医療費等国庫負担金
---------------	--------------	----------	--------------	-------	----------------------------------

発達支援センター事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

発達支援センター事業を実施し、生涯を通じて継続した支援を行うことにより、発達障害者や、支援を必要とする人及びその家族等の自立と社会参加の促進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

- ① 区内に住所を有する発達障害者等
- ② 区内に住所を有する発達障害者等を支援する機関及び機関に勤務する人
- ③ その他区長が必要と認めるもの

※令和2年度から、18歳未満の相談及び支援については、児童発達支援センターで実施しています。

(2) 内 容

- ① 各種相談の実施
日常生活、発達障害等の相談及び必要に応じて精神科医師、臨床心理士等による専門相談を行うとともに、自分らしく過ごせる居場所を提供します。
- ② 啓発・研修の実施
発達障害の普及啓発を促進するため、講演会を開催します。
職員の資質向上を図るため、研修会を開催します。
- ③ 関係機関との連携
発達障害者等の総合的な支援のために、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携するとともに、地域課題と支援ニーズを把握します。

根拠法令等

発達障害者支援法
港区発達支援センター事業実施要綱
港区発達支援連絡協議会設置要綱

開始時期

平成23年10月
平成26年11月 発達支援センター相談室 開設（令和2年11月末まで）
令和2年12月 発達障害者支援室 開設（障害保健福祉センター内）

関係発行物

港区の発達障害者支援【実務者編】

実績表

相談件数 (単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
未 就 学 児	1,497	1,088	53	2	0
学齢児及び18歳未満	720	906	181	71	84
18歳以上及びその他	276	165	601	898	1,416
合計	2,493	2,159	835	971	1,500

※令和2年度以降の未就学児及び学齢児の件数は、継続案件として対応した数です。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 —	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金
-----------------	----------	---------------	-----------------	-------	-----------------------

児童発達支援センター（ぱお）	所管課	— 障害者福祉課
<p>目 的 発達につまずきや遅れがある乳幼児・児童を対象に、相談、指導等を通して、日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び技能の習得並びに集団生活への適応を支援します。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者 0歳から18歳未満の乳幼児及び児童 ※重症心身障害児及び医療的ケア児についても、支援を行います。</p> <p>(2) 相談支援</p> <p>① 総合相談 子どもの成長や発達に関する相談を受け、状況に合わせた個別支援や親子グループを実施します。</p> <p>② 計画相談支援・障害児相談支援 障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用に向けての相談のほか、障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行います。</p> <p>(3) 障害児通所支援</p> <p>① 児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通園：週5日（日々通園）、週2日（指定日通園） 日々の活動の中で基本的な生活習慣を身に付け、遊びを通して様々な経験を重ねます。小さな集団の中で友達とのやりとりを通して集団生活に適応できる力を身に付けます（保育園との同日利用が可能です。） 通園の利用児は支援の提供時間外に見守り・その他の支援を延長保育として利用できます。 ※重症心身障害児通所は日々通園に統合されました。 ・グループ支援：月2～3回 活動を通して「できる」経験を重ねることで、幼稚園、保育園等において自信を持って物事に取り組めるよう支援します。 ・個別支援：月1～2回 児童の状況に合わせて、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別支援を行います。 <p>② 放課後等デイサービス 児童の状況に合わせて、心理士、作業療法士、言語聴覚士、支援員による個別支援や小集団による支援を行います。生活能力の向上及び社会性やコミュニケーションスキルを伸ばすことをめざします。</p> <p>③ 保育所等訪問支援 保育園、幼稚園、学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。</p> <p>④ 居宅訪問型児童発達支援 重度の障害状態で外出することが著しく困難である障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な生活習慣の獲得や、遊びを通じて経験を重ね、生活能力の向上に向けた支援を行います。</p>		

根拠法令等

児童福祉法

港区児童福祉法施行細則

港区立児童発達支援センター条例

港区立児童発達支援センター条例施行規則

港区立児童発達支援センター相談事業運営要綱

港区立児童発達支援センター障害児通所支援事業運営要綱

開始時期

令和2年4月1日

実績表

(1) 総合相談件数 (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
未就学児	1,251	1,441	1,648
学齢児及び18歳未満	462	449	501

(2) 障害児通所支援年齢別登録状況 (令和4年度末) (単位：人)

サービス種別 \ 年齢(歳児)	0	1	2	3	4	5	6~11	12~14	15~18	計
児童発達支援	0	0	0	94	155	272	7	0	0	528
放課後等デイサービス	/	/	/	/	/	/	52	0	0	52
保育所等訪問支援	0	0	0	0	4	6	0	0	0	10
居宅訪問型児童発達支援	1	0	1	0	0	1	0	0	0	3

(3) 児童発達支援年齢別登録状況 (令和4年度末) (単位：人)

サービス種別 \ 年齢(歳児)	0	1	2	3	4	5	6~11	12~14	15~18	計
日 々 通 園	/	/	/	26	15	28	/	/	/	69
(うち保育園同日利用)	/	/	/	12	10	17	/	/	/	39
(うち医療的ケア児)	/	/	/	0	1	0	/	/	/	1
発達障害児グループ	/	/	/	5	/	15	/	/	/	20
個 別 指 導	0	0	0	63	140	229	7	0	0	439

(4) 延長保育利用件数 (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
利用件数	382	405	639

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担 -	都負担 都基準による	区負担 事業費-都補助額	補助金名等	障害者施策推進区市町村包括補助 事業等補助金 児童発達支援センター地域支援体 制確保事業補助
---------------	----------	---------------	-----------------	-------	---------------------------------------------------------

障害保健福祉センター（ヒューマンぱらざ）	所管課	—
		障害者福祉課
<p>概 要</p> <p>区内の障害者に対して、障害の種類や程度、年齢に応じた各種相談、通所指導・訓練などの事業を行い、障害者の地域における保健福祉の増進を図ることを目的としています。また、社会参加の機会や交流の場を提供することにより、その自主的な活動を支援しています。</p> <p>障害保健福祉センターは、平成21年4月から指定管理者制度に移行し、社会福祉法人友愛十字会による管理運営となりました。センター事業の円滑な運営を確保するため、各事業の利用者等と区及び指定管理者の三者による「港区立障害保健福祉センター三者連絡協議会」を設置しています（令和4年度中2回開催）。</p> <p>主な事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域活動支援センター事業 (2) 生活介護事業 (3) 就労継続支援B型事業 (4) 自立訓練（機能訓練）事業 (5) 機能訓練（区単独事業） (6) 短期入所事業 (7) 放課後等デイサービス事業 (8) 相談事業 (9) 施設貸出 (10) ヒューマンぱらざまつり <p>根拠法令等</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 児童福祉法 港区立障害保健福祉センター条例 港区立障害保健福祉センター条例施行規則</p> <p>開始時期</p> <p>平成10年4月1日</p>		

地域活動支援センター事業（障害保健福祉センター）	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者が地域において自立した日常生活を営むことができるようにするため、創作的活動や社会との交流の促進、地域への障害者福祉に関する普及啓発活動など実情に応じた支援を行います。

事業内容

(1) 対象者

- ① 区内に住所を有する人（普及啓発及びボランティア養成のみ）
- ② 身体障害者手帳を有する区民
- ③ 愛の手帳を有する区民
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を有する区民
- ⑤ 障害のある児童又はその傾向にある児童

(2) 事業内容

- ① 相談支援事業の実施
- ② 障害者地域自立生活支援事業の実施
- ③ 障害者の社会参加を促進するための自主グループ活動支援
- ④ 障害に関する普及啓発活動及びボランティア養成

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区立障害保健福祉センター条例
 港区立障害保健福祉センター条例施行規則
 港区立障害保健福祉センター地域活動支援センター運営要綱
 港区障害者（児）相談支援事業実施要綱
 港区障害者地域自立生活支援事業実施要綱

開始時期

平成 24 年 4 月 1 日

実績表

(1) 相談支援事業

基本相談利用件数（令和 4 年度）
 （単位：件）

相談内容	件数
福祉サービスの利用	9,654
障害や病状の理解	1,962
健康・医療	553
不安の解消・情緒安定	1,829
保育・教育	272
家族関係・人間関係	546
家計・経済	178
生活技術	285
就労	263
社会参加・余暇活動	279
権利擁護	31
その他	125
合計	15,977

(2) 講座・講習会参加状況

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
参加人数	1,311	1,270	719	946	1,132

(3) 自主グループ活動支援(14グループ)

(令和5年4月1日現在)

名 称	内 容
どんぐりの会	言語機能の維持とコミュニケーション支援活動
OB September クラブ	水中運動
なご実・港	視覚に障害のある人が楽しめる生け花
典雅会	視覚障害者を中心にカラオケ、茶道などを楽しむ
書道自主グループ「ヒューマンぶらざ」	書道活動
もく木会	陶芸、磁器・ガラス器にシールを貼る絵付け
絵手紙 虹	絵手紙を通じて会員相互の親睦を深める
木曜パソコン会	パソコンの技術習得と社会参加の促進
すみれ会	カラオケによるコミュニケーション支援
港区ダーツクラブ	ダーツ
港サンフレッチェ	スポーツ吹矢
パンプキンの会	調理活動
シネマチック同好会	映画鑑賞と親睦
港カーレットクラブ	カーレット(カーリングやビリヤードなどのルールを取り入れた卓上ゲーム)

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	---------------

障害保健福祉センター相談事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者やその家族からの相談に対し、社会福祉士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士などの専門スタッフが応じることで、障害者が地域において安心して生活できるよう支援します。

また、相談に伴い、関係機関との連絡調整、障害に関する情報の提供や制度の紹介等も行います。

事業内容

(1) 専門医相談

各診療科目の担当医が医学的見地から相談に応じます。

(2) 専門相談

リハビリ相談、補装具・生活用具相談、住宅改修相談等に応じます。

根拠法令等

港区立障害保健福祉センター条例

港区立障害保健福祉センター相談事業運営要綱

開始時期

平成10年5月

実績表

(1) 専門医相談利用件数（令和4年度）

（単位：件）

区分 \ 診療科目	精神神経科	整形外科	内科	眼科	耳鼻咽喉科	計
17歳以下	0	0	0	0	0	0
18～40歳	39	35	44	63	91	272
41～64歳	7	13	27	23	37	107
65歳以上	1	1	3	3	10	18
計	47	49	74	89	138	397

(2) 専門相談利用件数（令和4年度）

（単位：件）

相談内容 区分	補 装 具	住 宅 改 造	リ ハ ビ リ 相 談	機 能 評 価	福 祉 サ ー ビ ス 等	そ の 他	計
40歳以下	23	11	3	1	1	40	79
41～50歳	2	1	1	0	0	3	7
51～60歳	0	3	1	0	0	1	5
61～64歳	1	0	0	0	0	0	1
65歳以上	0	1	0	0	0	25	26
計	26	16	5	1	1	69	118

補助金等 有 ・ 無				補助金名等	
---------------	--	--	--	-------	--

生活介護事業（工房アミ）	所管課	—
		障害者福祉課

目的

心身に障害がある人たちに、生活訓練や作業訓練を通して自立を促進することで、障害者が家庭や地域で、より充実した生活を送ることができるよう支援します。

事業内容

18歳以上の知的障害者で通所が可能な人を対象とし（ただし、15歳以上18歳未満の人については、個々の事情により対象とします。）、身辺自立のための基本的な生活支援や日常生活習慣の習得及び作業の基本的動作の支援等を行います。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 港区立障害保健福祉センター条例
 港区立障害保健福祉センター条例施行規則
 港区立障害保健福祉センター生活介護事業運営要綱

開始時期

平成3年4月（平成10年4月1日 知的障害者福祉法に基づく事業実施）
 （平成15年4月1日 支援費制度による指定施設）
 （平成24年4月1日 障害者自立支援法による指定事業所）

実績表

利用者状況（令和4年度末）

（単位：人）

内訳 年齢層	障害別			障害等級							障害支援区分				車椅子利用者	通所バス利用者
	知的障害	身体障害	(重複障害)	愛の手帳			身体障害者手帳				3	4	5	6		
				1・2度	3・4度	手帳なし	1・2級	3・4級	5・6級	手帳なし						
15～20歳	9	3	2	9	0	1	2	1	0	7	0	2	3	5	1	10
21～30歳	20	11	10	19	1	1	6	5	0	10	0	4	5	12	4	21
31～40歳	5	3	3	4	1	0	3	0	0	2	0	0	1	4	3	4
41～50歳	8	4	4	8	0	0	2	1	1	4	0	0	4	4	2	7
51歳以上	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
計	43	21	19	41	2	2	13	7	1	24	1	6	13	25	10	43
				45			45				45					

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	-----------------------------------

就労継続支援B型事業（みなとワークアクティ）	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

一般の企業等に就職することが困難な知的障害者に、仕事を提供することで、作業や生活等の事業を通して、自立を支援します。

事業内容

- (1) 対象者
18歳以上の知的障害者で、原則として単独通所が可能で、かつ作業能力がある、又は期待できる人
- (2) 作業内容
製菓作業、受注事業、公園清掃、販売活動事業
- (3) 作業工賃
利用者の作業能力などに応じて支払います。
- (4) 福利厚生
利用者には、被服の貸与や行事の実施などの福利厚生があります。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
港区立障害保健福祉センター条例
港区立障害保健福祉センター条例施行規則
港区立障害保健福祉センター就労継続支援B型事業運営要綱

開始時期

昭和 55 年 3 月（平成 10 年 4 月 1 日 知的障害者福祉法に基づく事業実施）
（平成 15 年 4 月 1 日 支援費制度による指定施設）
（平成 24 年 4 月 1 日 障害者自立支援法による指定事業所）

実績表

年度別利用人員及び工賃額

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
在籍人員(人)	30	31	31	33	36
年間工賃総額(円)	7,469,602	7,368,022	6,423,616	7,167,949	8,817,643
1人当たり平均月額(円)	21,714	22,126	20,200	18,913	22,667
最高工賃(円)	43,524	49,603	51,979	45,060	44,023
最低工賃(円)	1,355	91	32	133	100
年度末調整手当最高額(円)	262,356	173,893	194,262	89,511	187,157
年度末調整手当最低額(円)	2,879	64	100	261	406
発注登録業者数(者)	74	70	40	65	70

※工賃に時給制を採用し、月々の工賃の余剰金を年度末に一時手当金として、年度末調整手当を支給しています。

補助金等 (有) ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	-----------------------------------

自立訓練（機能訓練）事業	所管課	— 障害者福祉課
<p>目 的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体障害者が地域で自立した生活を営むために、一定の期間、必要な機能訓練その他の援助を行い、身体機能・生活能力の維持・向上を図ります。</p> <p>事業内容</p> <p>(1) 対象者 18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた区民 （医療機関退院後や施設退所後の人） ※原則として、65歳以上の介護保険対象者を除きます。</p> <p>(2) 内 容 理学療法、作業療法、言語療法、水中運動他</p> <p>(3) 費 用 利用者負担金がかかる場合があります。</p> <p>根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 港区立障害保健福祉センター条例 港区立障害保健福祉センター条例施行規則 港区立障害保健福祉センター自立訓練（機能訓練）事業運営要綱</p> <p>開始時期 平成18年10月1日</p>		

実績表

(1) 自立訓練（機能訓練）利用人数（令和4年度末）

（単位：人）

種別 区分	障 害 別				身体障害者手帳		
	脳血管障害	神経・筋疾患	脳性麻痺	その他	1・2級	3・4級	5・6級
30歳以下	0	0	1	1	2	0	0
31～40歳	0	1	0	0	1	0	0
41～50歳	1	1	0	1	3	0	0
51～60歳	2	0	0	2	3	1	0
61～70歳	1	0	1	1	1	1	1
71歳以上	0	0	0	0	0	0	0
計	4	2	2	5	10	2	1
	13				13		

(2) 自立訓練（機能訓練）各コース利用状況（令和4年度）

コ ー ス 名		実施回数（回）	利用者延人数(人)	
通 所 型	自立社会参加 プログラム	月曜	46	129
		火曜	49	75
		水曜	50	140
		木曜	47	212
	コミュニケーション プログラム		50	195
	水中プログラム		49	133
訪 問 型	一時間未満	44	44	
	一時間以上	13	13	
計		348	941	

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	-----------------------------------

機能訓練(区単独事業)	所管課	— 障害者福祉課
<p>目 的 身体に障害のある人に、身体運動や創作的活動などの訓練を行うことで、日常生活の活動性向上を図ります。</p> <p>事業内容 (1) 高次脳機能障害者機能訓練 脳血管障害や頭部外傷等により、言語障害や高次脳機能障害と診断されて機能訓練を行う必要のある人を対象に集団訓練を行います。 (2) 障害児機能訓練 家庭での生活動作の習得や、二次的障害予防のために個別指導を行います。</p> <p>根拠法令等 港区立障害保健福祉センター条例 港区立障害保健福祉センター条例施行規則 港区立障害保健福祉センター機能訓練事業運営要綱</p> <p>開始時期 平成3年4月</p>		

実績表

(1) 高次脳機能障害者機能訓練利用状況(令和4年度末) (単位:人)

種別 区分	障害別				障害等級等				
	脳血管障害	神経・筋疾患	脳性麻痺	その他	1 ・ 2 級	3 ・ 4 級	5 ・ 6 級	保健福祉手帳 精神障害者	手帳なし
50歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51～60歳	0	0	0	1	0	0	0	1	0
61～70歳	2	0	0	0	1	0	0	1	0
71歳以上	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	3	0	0	1	1	0	0	2	1
	4				4				

(2) 障害児機能訓練利用状況(理学療法・作業療法)(令和4年度末) (単位:人)

種別 区分	障害別				身体障害者手帳		
	脳血管障害	神経・筋疾患	脳性麻痺	その他	1 ・ 2 級	3 ・ 4 級	5 ・ 6 級
6～12歳	0	1	8	6	13	2	0
13～15歳	0	0	1	4	4	1	0
16～19歳	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	9	10	17	3	0
	20				20		

補助金等
有・無

備考

放課後等デイサービス事業（障害保健福祉センター）	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

就学している障害児を対象として、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上や社会との交流の促進を図るため、必要な訓練や指導を行います。

事業内容

(1) 対象者

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している、重症心身障害児（医療的ケアが必要な児童を含む。）

(2) 内 容

子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動や創作活動のほか、学校や家庭とは異なる体験を通じて、個々の状況に応じた療育を行います。

根拠法令等

児童福祉法

港区立障害保健福祉センター条例

港区立障害保健福祉センター条例施行規則

港区立障害保健福祉センター放課後等デイサービス事業運営要綱

開始時期

令和2年12月1日

実績表

利用者状況（令和4年度末）

（単位：人）

内 訳 年齢層	障害別			障害等級								車椅子利用者	通所バス利用者
	知的障害	身体障害	重複障害	愛の手帳			身体障害者手帳						
				1度	2度	3度	1級	2級	3級	4級			
小学・低	11	11	11	0	3	0	10	1	0	0	10	11	
小学・高	5	5	5	2	2	0	2	3	0	0	5	5	
中 学	3	3	3	0	1	0	3	0	0	0	3	3	
高 校	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	1	1	
計	20	20	20	2	6	1	15	5	0	0	19	20	
				9			20						

補助金等 ① ・ 無	国負担 —	都負担 1 / 2	区負担 1 / 2	補助金名等	医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業補助金
---------------	----------	--------------	--------------	-------	-----------------------------

障害保健福祉センター施設貸出	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者団体などの自主的な活動の場を提供するため、会議室等を貸し出します。また、温水プールは、歩行訓練や機能訓練に利用できます。

事業内容

対象者

- (1) 会議室等：区内在住者が主な構成員となっている障害者団体、その他福祉団体等
- (2) 温水プール：身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた区民、高齢者で機能障害を有する区民及び障害児通所受給者証を所持している区民

根拠法令等

- 港区立障害保健福祉センター条例
- 港区立障害保健福祉センター条例施行規則
- 港区立障害保健福祉センター貸出施設運営要綱

開始時期

平成10年5月

実績表

- (1) 登録数 団体：84団体 個人：1,088人
- (2) 会議室等貸出施設利用状況（令和4年度）

名 称	定 員 (人)	利用件数 (件)
会 議 室 1	25	281
〃 2	20	192
集 会 室	20	239
竹芝小記念ホール	48	374
多 目 的 体 育 室	250	352
温 水 プ ー ル	20	6,746

補助金等 有 ・ ④				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

ヒューマンパラざまつり	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害者と地域住民との交流を深め、障害に関する知識や情報を区民に提供するとともに、障害保健福祉センターを広く区民に知ってもらうことで、より開かれたものにするため、実施します。

事業内容

ふれあいステージ、作品展示、模擬店、バザー、車椅子体験、スタンプウォーキング等

開始時期

平成10年

実績表

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
区分					
参加者	1,355	1,501			968

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。

補助金等 有 ・ ④				備考	
---------------	--	--	--	----	--

精神障害者支援センター (あいはーと・みなと)	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

主に精神障害者に対し、地域生活支援事業、各種相談、就労継続支援事業、短期入所、生活体験プログラム事業を行うことにより、精神障害者の地域での自立した生活を支援します。

主 な 事 業

- (1) 地域生活支援事業
- (2) 相談支援事業
- (3) 就労継続支援B型事業
- (4) 短期入所事業
- (5) 生活体験プログラム事業

根拠法令等

港区立精神障害者支援センター条例
 港区立精神障害者支援センター条例施行規則
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

開 始 時 期

平成 28 年 4 月 1 日

※令和 3 年 6 月から精神障害者支援センターとして開設し、新たな事業を開始しています。

実 績 表

- (1) 創作的活動の機会の提供、社会との交流

利用登録者数

(単位：人)

区分	年度				
	30	元	2	3	4
障 害 者	261	290	309	343	362
家 族 等	7	8	9	11	13
ボランティア	54	57	57	61	62
計	322	355	375	415	437

来館者数

区分	年度				
	30	元	2	3	4
開館日数(日)	356	359	358	358	359
総 数(人)	7,605	5,093	3,265	5,183	5,968
障害者数(人)	5,807	4,006	2,638	4,447	5,137

※休館日 12月29日～1月3日

講座・講習会等のプログラムの実施及び参加状況

(単位：人)

事業	年度				
	30	元	2	3	4
生活支援のプログラム	2,388	534	114	133	397
知識・生活技術獲得・ピア活動支援	987	846	644	849	983
教 養 ・ 余 暇 活 動	1,033	1,115	587	768	938

(2) 相談支援

① 日常相談・基本相談

利用者、区内の障害者やその家族の相談に応じます。

相談件数

(単位：件)

相談内容	30		元		2		3		4	
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話
福祉サービス等利用	201	2,902	186	2,899	112	3,653	335	6,417	324	7,665
障害や病状の理解	19	315	18	366	11	305	20	322	51	900
健康・医療	91	549	62	874	42	821	48	1,044	30	964
不安の解消・情緒安定	491	4,884	560	5,430	368	6,491	275	4,594	203	3,949
保育・教育	1	7	0	8	1	2	0	8	2	6
家族関係・人間関係	141	452	122	472	53	448	104	752	101	801
家計・経済	32	137	15	85	12	118	10	93	10	64
生活技術	96	615	44	359	43	719	43	1,207	40	1,759
就労	124	247	78	231	29	295	57	379	30	214
社会参加・余暇活動	64	600	73	554	46	933	76	1,578	134	1,966
権利擁護	6	24	3	28	1	16	1	21	1	14
その他	187	2,208	118	2,468	74	2,743	33	1,344	19	710
計	1,453	12,940	1,279	13,774	792	16,544	1,002	17,759	945	19,012

② 計画相談支援

障害者が様々な障害福祉サービスを利用する支援を行います。

活動状況

区分	30	元	2	3	4
相談支援対象者数(人)	75	78	72	91	96
サービス利用支援数(件)	94	83	69	105	124
継続サービス利用支援数(件)	211	194	187	228	280

(3) 障害に対する理解促進、ボランティア育成等

(単位：人)

事業	30	元	2	3	4
利用者と地域住民との交流活動事業	298	184	34	103	656
精神保健福祉講座	69	56	15	99	136

補助金等	国負担	都負担	区負担	補助金名等
① 有 ・ 無	1 / 2	1 / 4	1 / 4	地域生活支援事業費等補助金 障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金 障害者自立支援給付国庫負担金 障害者自立支援給付都負担金

障害者グループホーム芝浦	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

知的障害者に対し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」といいます。）等を実施し、地域社会における自立生活を支援します。

事業内容

(1) 対象者

共同生活援助を利用できる人は次の(ア)から(エ)までの要件を、短期入所を利用できる人は(ア)から(ウ)までの要件を満たす人

	共同生活援助を利用できる人	短期入所を利用できる人
(ア)	区民	
(イ)	東京都「愛の手帳」を所持している人	
(ウ)	障害福祉サービス受給者証の交付を受けている人	
(エ)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護等の日中活動に通所していること。	

(2) 使用料等

利用者は、次に掲げる使用料等を負担します。

- ① 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額を超えるときは、当該現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した費用の額）
- ② 家賃：月額 20,000 円（「共同生活援助」のみ）
- ③ 実費として区長が定める費用

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区立障害者グループホーム条例

港区立障害者グループホーム条例施行規則

開始時期

平成 26 年 11 月 1 日

実績表

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
区分					
共同生活援助利用者数	5	5	5	5	5

補助金等 ① ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
---------------	--------------	--------------	--------------	-------	-----------------------------------

障害者支援ホーム南麻布	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害のある人たちに、生活介護、施設入所支援、短期入所、相談支援を行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

事業内容

生活介護及び施設入所支援

18歳以上の身体障害者であって次の要件を満たす人

① 障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けている人

② 障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人

※知的障害のある、重複障害者や医療的ケアの必要な障害者も含みます。

なお、入院治療が必要な人及び病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他必要な医療を要する障害者（療養介護の対象者）は除きます。

短期入所

① 障害支援区分1以上の身体又は知的障害者であって、受給者証の交付を受けている人

② 障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児であって、受給者証の交付を受けている人

ただし、適切なサービスが提供できる場合については、障害支援区分1以上のその他の障害者も受入れ可能とします。

相談支援

① 基本相談支援

② 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

③ 計画相談支援（サービス等利用計画）

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区立障害者支援ホーム条例

港区立障害者支援ホーム条例施行規則

港区立障害者支援ホーム施設入所支援事業及び生活介護事業運営要綱

港区立障害者支援ホーム短期入所事業運営要綱

港区立障害者支援ホーム相談支援事業運営要綱

開始時期

令和2年3月1日

実績表

施設入所支援、生活介護

（単位：人）

区分 \ 年度	元	2	3	4
利用人数	12	33	35	34

補助金等 有 ・ 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

障害者住宅	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

住宅に困窮する障害者に対し、設備等に配慮した住宅を提供することで、障害者の生活の安定と福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対象者

次の①～⑧の全てに該当すること。

- ① 区内に引き続き3年以上居住していること。
- ② 世帯で1人以上の人が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 身体障害者手帳1～4級
 - イ 愛の手帳1～3度
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1・2級
 - エ 戦傷病者手帳第1号表ノ3第1款症以上
 - オ 厚生労働大臣の認定書を受けている原爆被爆者
 - カ 車椅子を使用している難病患者（車椅子対応住戸のみ）
- ③ 世帯の所得が基準内であること。
- ④ 住宅に困窮していること。
- ⑤ 住民税を滞納していないこと。
- ⑥ 世帯用は、現に同居し、又は同居しようとする親族等がいること。
- ⑦ 自立して日常生活を営めること。
- ⑧ 障害者住宅において、円満な共同生活を営むことができること。

(2) 使用料

月額 単身者用 89,000円、105,000円の2種類、世帯用（車椅子対応を含む。）159,000円

※前年の所得金額により減額する制度があります。

根拠法令等

港区立障害者住宅条例

港区立障害者住宅条例施行規則

開始時期

平成10年6月1日

概 要

(単位：戸)

内容	施設名	シティハイツ竹芝
戸 数	単身者用	6
	世帯用	7
	世帯用（車椅子対応）	5

補助金等 有 ・ 無				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

短期入所事業	所管課	各総合支所区民課
		障害者福祉課

目 的

在宅の常時介護を必要とする障害者（児）のいる家庭で、介護を行う人の疾病その他の理由がある場合に、障害者（児）の入浴、排せつ又は食事の介護を短期間の入所において支援します。

事業内容

(1) 対象者

障害福祉サービス受給者証の交付を受けている人で、障害支援区分1以上の身体、知的又は精神障害がある人

(2) 利用期間

支給決定された日数

(3) 実施施設

- ・ 障害者支援ホーム南麻布
- ・ 障害保健福祉センター
- ・ 精神障害者支援センター

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

港区立障害者支援ホーム条例

港区立障害者支援ホーム条例施行規則

港区立障害保健福祉センター条例

港区立障害保健福祉センター条例施行規則

港区立精神障害者支援センター条例

港区立精神障害者支援センター条例施行規則

開始時期

- (1) 障害者支援ホーム南麻布 令和2年3月1日
- (2) 障害保健福祉センター 令和2年4月1日
- (3) 精神障害者支援センター 令和3年6月1日

実績表

利用者延人数 (単位：人)

施設名 \ 年度	2	3	4
障害者支援ホーム南麻布	132	412	664
障害保健福祉センター	1,397	1,760	1,995
精神障害者支援センター		35	76

補助金等 (有) ・ 無	国負担 1 / 2	都負担 1 / 4	区負担 1 / 4	補助金名等	障害者自立支援給付費国庫負担金 障害者自立支援給付費都負担金
-----------------	--------------	--------------	--------------	-------	-----------------------------------

障害福祉サービス等事業所家賃助成	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

新型コロナウイルス感染症に伴う利用者の減少により事業継続に多大な影響を受けている港区内の障害福祉サービス等事業所の設置者に対し、家賃に係る経費の一部の助成を行うことにより、事業運営の安定を確保し、もって利用者に対して障害福祉サービス等の継続的な提供の確保や事業者の福祉人材の離職防止を図ります。

事業内容

次のいずれにも該当する助成対象者に対し、家賃に係る経費の一部を助成します。

- (1) 事業者が、障害福祉サービス等事業所の事業に使用する設備として法の指定を受け、現に使用していること。
- (2) 事業者の資本金が、5,000万円以下であること。
- (3) 事業者又は障害福祉サービス等事業所が、建物の賃貸借契約を締結し、賃借料を支払っていること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、障害福祉サービス等事業所の収入が要綱で定める減収の比率となっていること。

根拠法令等

港区障害福祉サービス等事業所家賃助成要綱

開始時期

令和2年6月1日 ※令和3年度以降は予算を措置していません。

実績表

区分 \ 年度	2	3	4
助成数(件)	15		
助成額(円)	6,979,000		

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

新型コロナウイルス感染症対策障害児・者居所確保事業	所管課	—
		障害者福祉課

目 的

障害児・者の家族等が、新型コロナウイルス感染症にり患したことにより、り患していない障害児・者を一時的に養育することが困難になった場合に、当該障害児・者を障害保健福祉センター内短期入所にて受け入れ、障害児・者の居所を確保します。

事業内容

(1) 対象者

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持、または障害福祉サービス等を受給している障害児・者のうち、同居する家族等が新型コロナウイルス感染症にり患し、入院又は宿泊施設での療養が必要なため、日常生活に必要な支援を受けることのできない障害児・者

(2) 内容

障害保健福祉センターの短期入所施設にて、感染防止対策を徹底し、障害児・者に対する日常生活上の支援、食事の提供、健康状態の確認を行い、障害児・者の居所を確保します。

開始時期

令和2年5月

実績表

区分 \ 年度	2	3	4
受入人数(人)	1	2	3
受入日数(日)	7	10	16

補助金等 ① 有 ・ 無	国負担 —	都負担 10/10	区負担 —	補助金名等	在宅要介護者の受入体制整備事業 (障害分) 補助金
-----------------	----------	--------------	----------	-------	------------------------------